

平成 2 3 年

## 第 4 回柳川市議会定例会会議録

開会：平成 2 3 年 1 1 月 2 9 日

閉会：平成 2 3 年 1 2 月 1 5 日

柳川市議会

第4回柳川市議会（定例会）日程表（変更後）

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
11月29日	火	本 会 議	開会・提案理由説明
11月30日	水	考 案 日	
12月1日	木	本 会 議	議案質疑
12月2日	金	考 案 日	
12月3日	土	休 会	
12月4日	日	休 会	
12月5日	月	本 会 議	一 般 質 問
12月6日	火	本 会 議	一 般 質 問
12月7日	水	休 会	
12月8日	木	委 員 会	
12月9日	金	委 員 会	
12月10日	土	休 会	
12月11日	日	休 会	
12月12日	月	委 員 会	
12月13日	火	事務整理日	
12月14日	水	事務整理日	
12月15日	木	本 会 議	採決・閉会

第4回柳川市議会（定例会）付議案件並びに結果

議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 53 号	平成23年度柳川市一般会計補正予算(第4号)について	23.12.15	原案可決
議 案 第 54 号	平成23年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について	23.12.15	原案可決
議 案 第 55 号	平成23年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について	23.12.15	原案可決
議 案 第 56 号	平成23年度柳川市水道事業会計補正予算(第1号)について	23.12.15	原案可決
議 案 第 57 号	柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	23.12.15	原案可決
議 案 第 58 号	柳川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	23.12.1	原案可決
議 案 第 59 号	柳川市税条例等の一部を改正する条例の制定について	23.12.15	原案可決
議 案 第 60 号	柳川市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	23.12.1	原案可決
議 案 第 61 号	スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	23.12.1	原案可決
議 案 第 62 号	柳川市企業立地等促進条例の一部を改正する条例の制定について	23.12.15	原案可決
議 案 第 63 号	和解及び損害賠償額の決定について	23.12.15	原案可決
議 案 第 64 号	柳川市民会館の指定管理者の指定について	23.12.15	原案可決
議 案 第 65 号	筑後地域消防通信指令事務協議会規約の制定に関する協議について	23.12.15	原案可決

議案 第66号	人権擁護委員候補者の推薦について	23.12.1	同意
議案 第67号	人権擁護委員候補者の推薦について	23.12.1	同意
議案 第68号	国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める意見書について	23.12.15	原案可決

請 願

	案 件	議 決 日	結 果
請願 第5号	燃油税制にかかる特例措置の恒久化に関する請願	23.12.15	採 択
請願 第6号	国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める請願書	23.12.15	採 択

報 告

	案 件	議 決 日	結 果
報告 第7号	専決処分の報告について（専決第6号 損害賠償額の決定）	23.11.29	報 告
報告 第8号	平成22年度決算に基づく柳川市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	23.11.29	報 告

# 柳川市議会第4回定例会会議録

平成23年11月29日柳川市議会議場に第4回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1.出席議員

1番	三小田 一 美	2番	荒 卷 英 樹
3番	熊 井 三千代	4番	白 谷 義 隆
5番	梅 崎 昭 彦	6番	近 藤 末 治
7番	佐々木 創 主	8番	河 村 好 浩
9番	荒 木 憲	10番	高 田 千壽輝
11番	諸 藤 哲 男	12番	太 田 武 文
13番	吉 田 勝 也	14番	山 田 奉 文
15番	矢ヶ部 広 巳	16番	緒 方 寿 光
17番	浦 博 宣	18番	藤 丸 正 勝
19番	田 中 雅 美	20番	島 添 勝
21番	樽 見 哲 也	22番	伊 藤 法 博
23番	梅 崎 和 弘	24番	古 賀 澄 雄

## 2.欠席議員

な し

### 3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次									
副市	長	刈茅初支									
教	育	長	北川満								
総務	部	長	大坪正明								
会計	管	理	者	藤木明							
市	民	部	長	田島稔大							
保	健	福	祉	部	長	山田明寛					
建	設	部	長	野田彰							
産業	経	済	部	長	兼	大	和	庁	舎	長	横山英真
教育	部	長	兼	三	橋	庁	舎	長	高田厚		
消	防	長	古賀輝昭								
人	事	秘	書	課	長	樽見孝則					
総	務	課	長	稲又義輝							
企	画	課	長	橋本祐二郎							
財	政	課	長	石橋真剛							
税	務	課	長	山田敏昭							
健	康	づ	く	り	課	長	高巢雄三				
福	祉	課	長	高田淳治							
学	校	教	育	課	長	高崎祐二					
生	涯	学	習	課	長	石橋正次					
建	設	課	長	中村敬二郎							
農	政	課	長	成清博茂							
水	路	課	長	安藤和彦							

### 4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	川	口	敬	司						
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事	係	長	亀	崎	公	徳
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	池	末	勇	人			

### 5 . 議事日程

諸般の報告について

- ( 1 ) 例月出納検査の結果について (平成23年7月分、8月分、9月分)
- ( 2 ) 市長の行政報告について

- 日程（１） 議会運営委員長報告について
- 日程（２） 会議録署名議員の指名について
- 日程（３） 議案第53号 平成23年度柳川市一般会計補正予算（第４号）について  
議案第54号 平成23年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）  
について  
議案第55号 平成23年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２  
号）について  
議案第56号 平成23年度柳川市水道事業会計補正予算（第１号）について
- 日程（４） 議案第57号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制  
定について
- 日程（５） 議案第58号 柳川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関  
する条例及び柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改  
正する条例の制定について  
議案第59号 柳川市税条例等の一部を改正する条例の制定について  
議案第60号 柳川市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正す  
る条例の制定について  
議案第61号 スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の  
制定について  
議案第62号 柳川市企業立地等促進条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて
- 日程（６） 議案第63号 和解及び損害賠償額の決定について  
議案第64号 柳川市民会館の指定管理者の指定について  
議案第65号 筑後地域消防通信指令事務協議会規約の制定に関する協議に  
ついて
- 日程（７） 議案第66号 人権擁護委員候補者の推薦について  
議案第67号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程（８） 報告について
- 1 報告第9号 専決処分の報告について（専決第7号 損害賠償額の決定）
  - 2 報告第10号 専決処分の報告について（専決第8号 和解及び損害賠償額の  
決定）
  - 3 報告第11号 専決処分の報告について（専決第9号 損害賠償額の決定）
- 日程（９） 請願について
- 1 請願第6号 国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める請願書

午前10時 開会

議長（古賀澄雄君）

皆さんおはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから平成23年第4回柳川市議会定例会を開会いたします。

諸般の報告について。

開議に先立ち、諸般の報告を行います。

最初に例月出納検査の結果について、監査委員よりお手元に配付のとおり提出されていますので、御報告をいたします。

次に、市長の行政報告を行います。

市長（金子健次君）

皆さん、おはようございます。

本日は、平成23年第4回柳川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御多用中のところ御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

議事に先立ちまして、議長のお許しを得ましたので、9月定例会以降の重立った事柄について御報告させていただきます。

まず、初めに、市長会及び広域で構成する協議会や期成会等について御報告いたします。

10月4日に北九州市におきまして、第121回福岡県市長会が開催されました。本市から「都市財政の拡充強化について」や「合併特例債の特例措置の期間延長について」、「地域防災体制強化のための施策の充実について」など34議案を提案し、全議案承認され、県市長会名において国、県などの関係機関へ要望することになりました。

また、本市から提案いたしておりました「農林水産業の振興について」や「福祉施策の充実強化について」など5議案は、10月20日に宮崎県日南市で開催されました第109回九州市長会総会におきまして、「離島振興法の延長に関する決議」とともに全議案承認決定され、九州市長会名で国など関係機関へ要望することになりました。

さらに、平成24年春開催の「第110回九州市長会の開催について」が提案され、本市での開催が全会一致で承認をされました。

また、10月31日には、九州新幹線筑後船小屋駅の開業を契機に筑後地域5市2町の商工観光の広域連携を図り、産業及び経済の活性化を推進するため、筑後七国商工観光推進協議会の設立総会が筑後市で開催されました。

そして、あす、11月30日には、九州旅客鉄道株式会社（JR九州）に対し、筑後船小屋駅の利便性向上を図るために、停車本数の増便と日帰り2枚切符の継続販売の要望活動を行う予定であります。

このほか、10月12日に佐賀市で開催されました九州農地海岸保全協会の理事会、総会、研



修会に出席いたしております。

さらに、11月16日には東京都で開催されました全国市長会フォーラムに出席いたしました。続きまして、国や県等に対する要望活動について御報告いたします。

まず初めに、私が会長を務めております有明海東部地区農地海岸事業推進協議会におきましては、10月19日に九州農政局に対し、また11月15日には農林水産省並びに地元選出国會議員に対し、干拓堤防の防護に加え、環境を盛り込んだ、調和のとれた総合的な有明海東部海岸保全事業の促進について政策提案を行いました。

さらに、10月17日に福岡県に対し、主要地方道大牟田川副線バイパス建設促進期成会では、早期実現のための全体事業計画の確立及び事業促進とあわせ、沖端川の渡架橋工事の整備促進を要望し、大川瀬高間佐賀線跡地道路建設促進期成会では、全線の早期事業化等の事業促進の要望活動を行ったところであります。

さらに11月15日には、地元の主要地方道大牟田川副線バイパス沖端川大橋（仮称）建設促進協議会役員の皆様とともに国土交通省及び地元選出国會議員に対し、一日も早い完成を要望をいたしました。

また、福岡県有明海漁業振興対策協議会におきましては、10月27日に協議懇談会を開催し、11月11日に福岡県に対し、有明海の水産業振興に対する「有明海特別措置法に基づく有明海再生対策事業の継続について」など7項目について要望活動を行いました。

さらに、高潮対策「矢部川・中島地区河川改修事業」の促進に関しましては、地元の河川改修協議会役員の皆様とともに11月14日に筑後川河川事務所及び九州地方整備局、さらに翌日の15日には国土交通省及び地元選出国會議員に対し、事業の早期完成のための予算確保と2期施工区間の早期事業着手について要望活動を行いました。

そのほか、国道443号道路整備促進期成会など5期成会・協議会では、それぞれ関係する国の省庁並びに地元選出国會議員、さらに福岡県に対し、事業の早期促進と予算の確保について要望、提案を行ったところであります。

また、11月17日には、東京都内のホテルで開催されました九州地方国道整備促進総決起大会に参加し、福岡県代表として国土交通省幹部及び九州選出国會議員に対し、有明海沿岸道路の自動車専用道路整備促進を要望してまいりました。

さらに、11月8日には、福岡県議会農林水産委員会の皆さんに「農業・漁業に使用する軽油にかかる軽油取引税の免税措置について」、「矢部川水系の抜本的水資源対策について」、「漁港及び漁船基地の航路・泊地浚渫事業の継続について」、「浚渫泥土リサイクル推進事業への支援について」など12項目の要望を行ったところでございます。

さらに、同日には、福岡県議会新社会推進商工委員会の皆さんに限られた時間ではありましたが、本市の観光振興の取り組みについて意見交換を行いました。

続きまして、柳川市内の近況について御報告いたします。

大相撲の琴奨菊関が日本人として4年ぶりに大関昇進したことに伴い、10月15日に大関昇進報告水上パレードと柳川市民栄誉賞の授賞式を行いました。当日は、川下りコース沿いや授賞式会場である高畑公園は約2万人もの人出があり、市民挙げての祝賀ムードに包まれました。琴奨菊関には、市民に勇気と希望と誇りを与えていただき、全国に本市の名を広めていただきました。今後さらに、初優勝と横綱昇進を目指して頑張ってくださいたいと思っております。

次に、本市と国土交通省九州地方整備局との間で大規模災害時の応援に関する協定を10月3日に締結いたしました。協定締結により、福岡県を仲介せずに九州地方整備局に応援要請が可能となり、災害対応への迅速化等が図れることとなりました。

次に、10月22日には、中島商店会で高齢者や体が不自由な人など買い物に行くのが難しくなった方への商品を配達する宅配サービス「なかしま朝市便」の開業式が行われました。大和町全域とみやま市の一部地域を対象に登録者138名でスタートいたしましたが、現在ではエリアを拡大され、登録者数も185名となり、これからも多くの方に利用していただきたいと思っています。

また、例年より10日ほど早い10月14日にノリ養殖が解禁になり、ノリ網の張り込み作業が一斉に行われました。私も昨年に引き続き、解禁日当日は有明海に出て現地を視察いたしました。11月23日には、九州で一番早いノリの初入礼会が福岡県有明海海苔共販漁連で開催されました。当日は私も出席いたしましたが、残念ながら、これまでの天候不順などの影響で、昨年に比べ約半分の9,371万枚の新ノリが出荷されていきました。この先の海況の安定により福岡県有明海産のノリブランドである「福岡のり」の価格の上昇と、質、量ともに昨シーズンを上回る生産を切に願っています。

次に、11月1日には、旧大和町並びに旧三橋町へ試験運行をする柳川市コミュニティバスの出発式を行いました。今回の運行により少しでも公共交通の空白地域の解消を図ることができました。これからも、市民の皆様の声を聞きながら路線の拡充に努めていきたいと考えています。

また、出発式に先駆けて、今回コミュニティバス2台を御寄贈いただきました山形ビルサービス企業グループ・代表取締役・顧問の與田博利様に御出席のもとバスの受納式を行いました。與田様には、今回も含めバスを4台のほか、市内の小学校や公民館などにもこれまで寄附をいただいております。與田様のこの郷土愛に対しまして大変ありがたく思っているところでございます。

次に、行政区長の皆様に市政の報告を行うとともに市政の課題について意見交換を行うため、11月9日に三橋公民館で懇談会を本年も開催いたしました。懇談会では市政運営における主要施策の説明を行うとともに、区長会から事前に御質問いただいていた「今後の行政区運営について」や「国・県のインフラ事業の推進について」、「沖端川の整備について」な

ど、8つの質問事項にお答えいたしました。また、そのほかにも貴重な御意見や御要望を直接お伺いすることができましたので、今後の市政運営に役立てていきたいと思っております。

最後に、11月26日、27日には農業、漁業、商工業、観光業に携わる皆様が連携して実施する当地域最大の「市民まつり」であります、「第7回柳川市民まつり」を開催いたしました。

今回の市民まつりは、7回目を迎えて初めての2日間の開催で、内容も年々充実を図り、毎回好評を博している天然本マグロの解体実演を初め、観光大使の協力によります復興支援オークションなど、さまざまなイベントが開催されました。幸い、2日間とも天候に恵まれ、市内外から6万5,000人ものお客様に御来場いただき、盛況のうちに終えることができました。

これもひとえに、実行委員会を初め多くの皆様の御理解と御協力のたまものでございます。この場をおかりいたしまして、心から御礼を申し上げます。

なお、この祭りの売上金の一部は東日本大震災への復興支援に充てさせていただくことにしております。

以上、簡単でございますが、これで行政報告を終わります。

議長（古賀澄雄君）

以上をもって諸般の報告についてを終了し、直ちに本日の会議を開きます。

#### 日程第1 議会運営委員長報告について

議長（古賀澄雄君）

日程1．議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（荒木 憲君）（登壇）

皆さんおはようございます。平成23年第4回柳川市議会定例会の会期日程等について、11月25日に議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その報告を申し上げます。

まず、会期であります。本日11月29日から12月15日まで17日間といたしております。

その内容について申し上げますと、本日開会、提案理由の説明。30日は考案日。12月1日を議案質疑。2日は考案日。3日、4日は休日で休会。5日、6日、7日を一般質問。8日、9日を委員会。10日、11日は休日で休会。12日を委員会。13、14日は事務整理日。15日を採決、閉会といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2が、会議録署名議員の指名についてであります。

次に日程3、議案第53号から日程7、議案第67号までの15議案の一括上程であります。

なお、議案第57号については、提案理由の説明後、質疑通告、考案時間として暫時休憩をとり、再開して質疑終了後、即決といたしております。

日程8が、報告についてであります。

なお、報告に対する質疑は、本日の本会議終了後の全員協議会でお願いすることにいたしております。

日程 9 が、請願についてであります。

本定例会に請願 1 件が提出されております。請願第 6 号は、総務委員会に審査を付託といたしております。

次に、2 日目の日程について申し上げます。

日程 1 が、議案質疑についてであります。

まず、初めに議案第 53 号から議案第 56 号までの 4 議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第 53 号は総務委員会に審査を付託、議案第 54 号及び議案第 55 号の 2 議案は教育民生委員会に審査を付託、議案第 56 号は建設委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第 58 号から議案第 62 号までの 5 議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第 58 号は即決、議案第 59 号は総務委員会に審査を付託、議案第 60 号及び議案第 61 号の 2 議案は即決、議案第 62 号は産業経済委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第 63 号から議案第 65 号までの 3 議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第 63 号は建設委員会に審査を付託、議案第 64 号は教育民生委員会に審査を付託、議案第 65 号は総務委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第 66 号及び議案第 67 号の 2 議案を一括議題とし、質疑終了後、2 議案とも即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告申し上げ、終わります。

議長（古賀澄雄君）

会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第 2 会議録署名議員の指名について

議長（古賀澄雄君）

日程 2 . 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、6 番近藤末治議員及び 18 番藤丸正勝議員を指名いたします。

日程第 3 ~ 日程第 7 議案第 53 号 ~ 議案第 67 号

議長（古賀澄雄君）

日程 3 . 議案第 53 号から日程 7 . 議案第 67 号までの 15 議案を一括上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

議案第53号から議案第67号までの15議案につきまして、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第53号 平成23年度柳川市一般会計補正予算（第4号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、合併特例債の借りに係る充当率引き上げにより生じます一般財源を活用した減債基金への積立金、市内保育園の施設整備に対する補助金及び漁港浚渫事業費の増額、人事院勧告等に伴う人件費の減額が主なものであります。

予算規模といたしましては、補正前の予算額27,930,757千円に1,264,457千円を追加し、歳入歳出それぞれ29,195,214千円としようとするものであります。

それでは、予算の内容を、歳出から御説明申し上げます。

まず、各款にわたります一般職の人件費については、24,190千円を減額しております。これは、主に人事院勧告による一般職の給与の引き下げや、育児休業による不用額の減額等によるものでありまして、この明細については、補正予算書の92ページに記載いたしております。

なお、今回の補正におきまして、職員の人事異動に伴う科目間の人件費調整もあわせて行っておりますことを申し添えます。

次に、人件費以外について、款ごとに御説明申し上げます。

まず、2款・総務費では、一般競争入札による市有地の売却収入を財源とした財政調整基金への積立金6,492千円、減債基金への積立金4億円、住民基本台帳法の一部改正による外国人住民に係る住民票及び住民基本台帳の作成のための電算システム改修費18,000千円などを増額しております。

なお、減債基金への積み立てに関しましては、既定予算の合併特例債の借入額について、合併協議において定められた借入限度額137億円の枠内での借りになるよう、充当率を低く設定しておりました。しかし、今回、元利償還金の70%が普通交付税に算入されるという財政的メリットを考慮し、充当率を本来の95%に引き上げることといたしました。

このため、今回の充当率引き上げにより後年度における元利償還金が増加することとなりますので、充当率引き上げにより生じます一般財源を活用して積み立てを行い、後年度の元利償還金に対する財政負担に備えることとしたものであります。

3款・民生費では、市内介護施設の開設準備経費に対する補助金13,500千円、利用者の増加などに伴う障害者自立支援給付費83,500千円、重度障害者医療費の増加に伴う医療助成費25,000千円、保育所施設整備事業費補助金355,468千円、学童保育事業費16,019千円、保育所運営費68,000千円などを増額しております。

なお、保育所施設整備事業費補助金については、両開保育園及び昭代保育園における園舎

の増改築に対する補助金であります。

また、学童保育事業費については、両開小学校敷地内に学童保育所を建設するための経費でありまして、平成24年7月の開設を予定しております。

4款・衛生費では、小型合併処理浄化槽の設置補助申請件数が当初予定より50基程度増加することが見込まれますことから、それに対応した設置補助金30,000千円を増額しております。

6款・農林水産業費では、経営基盤強化交付金1,500千円、県営農業用排水路整備事業負担金57,500千円、漁港建設費における浚渫事業費80,100千円などを増額しております。

まず、経営基盤強化交付金については、3年以内での農業生産法人化を目指す、水田面積10ヘクタール以上の認定農業者に対して、同農業者が実施する農業経営改善対策に係る経費について補助するものであります。

次に、県営農業用排水路整備事業負担金については、防災対策の一環として本年度から創設された県営事業に対する負担金でありまして、本年度は、市内3カ所の水路整備を行う計画であります。

また、浚渫事業費についても、防災対策の一環として本年度から創設された県の補助事業を活用して、両開漁港及び皿垣開漁港の浚渫を実施するための経費であります。

7款・商工費では、中小企業者等融資資金の早期完済件数の増加による信用保証料補助金5,000千円、消費者行政活性化基金事業費4,301千円を増額しております。

なお、消費者行政活性化基金事業費については、悪徳商法等の消費者被害に対する市民からの相談に対応するため、平成24年4月から、みやま市と共同で大和庁舎内に「柳川・みやま消費生活センター」を開設する予定でありますので、その開設に向けた準備経費を計上しております。

8款・土木費では、道路維持補修工事費16,000千円、橋梁新設改良費5,500千円、市営住宅修繕料2,450千円を増額しております。

なお、道路維持補修工事費については、本年度の補修工事計画外でありました市道の陥落に伴い、その復旧工事を緊急に実施したことにより、本来実施すべき市道の維持補修工事予算に不足が生じたことによるものであります。

9款・消防費では、避難活動コミュニティ育成強化事業費4,000千円を増額しております。これは、災害時における避難誘導に必要な資機材を市が購入し、それを要援護者支援活動に取り組んでいる地区社会福祉協議会を主体とした防災組織等に無償貸与することにより、地域の自主防災活動を支援するものであります。

10款・教育費では、準要保護児童数の増加による就学援助費2,416千円、地域に設置しております遊具の修繕及び撤去費2,399千円、下八丁上・中公民館の改築に対する補助金1,488千円、コミュニティセンター建設事業費31,448千円などを増額しております。

なお、コミュニティセンター建設事業費では、大和地区の六合校区、三橋地区の二ツ河校区及び中山校区、合わせて3校区のコミュニティセンター建設用地の購入に係る経費を計上いたしております。

11款・災害復旧費では、9月5日に実施された国の災害査定の結果に基づいた、道路施設災害復旧工事費2,786千円を減額しております。

以上が、歳出の主な内容であります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

まず、9款・地方交付税では、普通交付税126,600千円を増額しております。

11款・分担金及び負担金では、保育料個人負担金19,212千円を増額しております。

13款・国庫支出金では、生活保護費や自立支援給付費など99,403千円を増額しております。

14款・県支出金では、保育所緊急整備事業費や災害に強い漁港等整備事業費など369,316千円を増額しております。

15款・財産収入では、蒲池校区消防第7分団格納庫跡地及び旧矢ヶ部駐在所跡地の売却による収入6,492千円を増額しております。

16款・寄付金では、教育費寄付金及びふるさと寄付金328千円を増額しております。

17款・繰入金では、柳川、大和、三橋の各地域振興基金を合わせて37,706千円を増額しております。これは、大和地域振興基金を六合校区コミュニティセンター整備事業に、三橋地域振興基金を二ツ河校区及び中山校区コミュニティセンター整備事業に、柳川地域振興基金を両開校区学童保育所整備事業にそれぞれ活用するものであります。

19款・諸収入では、宝くじ交付金「1億円」を増額しております。これは、サマージャンボ宝くじの収益金のうち、福岡県市町村振興協会に積み立てられている基金を一部取り崩し、政令市を除く県内全市町村に一律1億円が交付されるものであります。

20款・市債では、505,400千円を増額しております。これは、充当率引き上げ等により合併特例債の借入額を増額する一方、国の災害査定の結果に基づく道路施設災害復旧事業費に係る借入額を減額しているものであります。

このほか、第2表 繰越明許費では、学童保育所建設事業、保育所施設整備事業補助金及び漁港浚渫事業等、7件の事業費について、翌年度への予算繰り越しを御提案しております。

第3表 債務負担行為補正では、住民基本台帳電算システム改修事業を追加しております。

第4表 地方債補正では、合併特例債借入れに係る充当率引き上げ等により、排水路整備事業など10事業について、事業の追加又は借入限度額の変更を行っております。

次に、議案第54号 平成23年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、御説明申し上げます。

今回の補正は、平成23年度国民健康保険特別会計の決算見込みにおいて、職員の人件費の不足が見込まれるため、必要な額を補正しようとするものであります。

歳入については職員給与等繰入金を、歳出については給料、職員手当等の人件費をそれぞれ補正するものであります。

予算規模といたしましては、歳入歳出それぞれ1,437千円を追加し、補正後の予算総額を10,005,005千円とするものであります。

次に、議案第55号 平成23年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、平成23年度後期高齢者医療特別会計の決算見込みにおいて、職員の人件費の不足が見込まれるため、必要な額を補正しようとするものであります。

歳入については事務費繰入金を、歳出については給料、職員手当等の人件費をそれぞれ補正するものであります。

予算規模としましては、歳入歳出それぞれ1,750千円を追加し、補正後の予算総額を873,818千円とするものであります。

次に、議案第56号 平成23年度柳川市水道事業会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、平成23年4月に行われた人事異動により、職員が1名減員したことに伴い、当該人件費を減額するものであります。

予算規模としましては、収益的収入及び支出の既決予定額のうち、事業費用1,173,851千円から6,450千円を減額し、補正後の金額を1,167,401千円とするものであります。

次に、議案第57号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本市職員の給与については、これまで人事院勧告を踏まえた取り扱いを基本としてきましたので、今年度の本市職員の給料については、平成23年9月30日の人事院勧告に準じた取り扱いとなるよう改正しようとするものであります。

なお、改正後の給料表は、平成23年12月1日から適用し、ことし4月から本改正までの官民格差を解消するため、その相当額を12月に支給される期末手当から減額して調整することにしてあります。

次に管理職手当については、現在、それぞれの管理職員の給料月額に部長級職員の場合は13%を、課長級職員の場合には10%を乗じて得た額を支給してあります。しかし、国家公務員については、平成18年の人事院勧告に基づき、平成19年4月から管理職の役職に応じて定額を支給する定額制がとられていますので、本市においても平成24年4月から国の地方機関の基準額により、定額化を行うこととしてあります。

また、現在55歳以上の管理職員については、給料からの減額措置を行っているところですが、管理職手当の見直しにあわせて給料からの減額を廃止し、管理職手当から一定率を減額する措置を行うこととしてあります。



なお、12月1日が12月支給の期末勤勉手当の支給基準日となっておりますので、基準日より前に条例を改正する必要があるということで、本日、即決をいただきますようお願いを申し上げます。

次に、議案第58号 柳川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、平成22年12月に公布された「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が、本年10月1日から一部施行されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容を申し上げますと、この法律により障害者自立支援法の条項が改正されたため、同法の条項を引用する2つの条例の条文を整備するものであります。

次に、議案第59号 柳川市税条例等の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、平成23年6月に公布された「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

主な改正の内容を申し上げますと、寄附金税額控除の適用下限額の引き下げ、不申告に関する過料等の租税罰則の見直し等の所要の改正を行うものであります。

次に、議案第60号 柳川市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、議案第58号と同様に、条例に引用されている障害者自立支援法及び児童福祉法の一部が、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」により改正されたため、条文の整備をするものであります。

次に、議案第61号 スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、平成23年6月に公布された「スポーツ基本法」が、同年8月24日に施行されたことに伴い、その基本理念に基づき、同法で用いられている用語との整合を図るため、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容について申し上げますと、これまでの「スポーツ振興法」を全部改正する形で制定された「スポーツ基本法」では、その基本理念として「スポーツの振興」から「スポーツの推進」に改められたこと、また、「体育指導委員」にかわり「スポーツ推進委員」が設置されることにより、柳川市体育施設条例など関係する4つの条例について、文言の整備を

するものであります。

次に、議案第62号 柳川市企業立地等促進条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、奨励措置の対象業種の見直しと固定資産税の課税免除期間の延長を講じ、あわせて各条文の表現を明確な言葉に置きかえることなど、効果的な奨励措置を講じることにより企業立地等の促進を図ることを目的として、条例の一部を改正するものであります。

主な改正の内容を申し上げますと、従来条例では、店舗、販売等と規定して、対象業種の拡大解釈ができるものとなっておりましたので、見直しを図り、店舗、販売等の表現を削除するなど、対象業種を明確にしております。

次に、固定資産税の課税免除期間の延長を図っております。

これは、3年間とする従来固定資産税の課税免除期間に加えて、優良企業の立地等促進の観点から、新規常用雇用者数が10人以上の場合には、4年目、5年目においては固定資産税の半額を免除する規定を追加いたしております。

また、条文の中で、言葉の解釈に疑義が生じやすい箇所を見直し、規定の明確化を図っております。

次に、議案第63号 和解及び損害賠償額の決定について、御説明申し上げます。

本案は、柳川市道における歩行者の転落事故に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

事故の概要を申し上げますと、平成16年8月13日午後9時ごろ、柳川市本町地内の市道で、市内在住の当時4歳の子供が防護柵のないところから、水路に転落し負傷したものであります。そこで、治療費等の2分の1相当額1,077,375円を損害賠償額として相手側に支払うことで和解をしようとするものであります。

なお、この損害賠償額については、社団法人全国市有物件災害共済会道路賠償責任保険の保険金で対応する予定であります。

次に、議案第64号 柳川市民会館の指定管理者の指定について、御説明申し上げます。

本案は、柳川市民会館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

柳川市民会館の管理については、平成18年4月1日からよりよいサービスの提供と経費の削減を目的として、指定管理者制度を導入しておりますが、今年度末の平成24年3月31日で指定期間が満了いたしますので、柳川市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定により、新年度からの指定管理者を選定するため、公募をいたしたところであります。

経過を申し上げますと、平成23年10月12日に公募の告示をし、10月26日から11月2日まで公募の受付をいたしましたところ、九州ビルサービス株式会社1社のみ応募がありました。そ

の後、11月9日に柳川市指定管理者選定委員会が開催され、指定管理者の候補者選定に係る審議がなされたところであります。

審議の結果、九州ビルサービス株式会社は柳川市民会館の指定管理者の候補者として適当であるとの報告がっており、当該事業者を指定管理者の候補者として選定いたし、御提案するものであります。

なお、指定の期間は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間といたしております。

次に、議案第65号 筑後地域消防通信指令事務協議会規約の制定に関する協議について、御説明申し上げます。

本案は、広域連携により効果的な消防サービスを実現するため、消防通信指令事務の広域共同化を図る筑後地域消防通信指令事務協議会を平成24年4月1日から設置することに当たり、当該協議会規約を制定するため、地方自治法第252条の2第1項の規定により、関係地方公共団体と協議したいので、同条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第66号 人権擁護委員候補者の推薦について、御説明申し上げます。

本案は、現在、人権擁護委員であります古賀信正氏の委員の任期が、平成24年3月31日をもって満了となるため、後任の委員候補者に再度同氏を推薦しようとするもので、人権擁護委員法第6条の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第67号 人権擁護委員候補者の推薦について、御説明申し上げます。

本案は、現在、人権擁護委員であります乗富邦彦氏の委員の任期が、平成24年3月31日をもって満了となるため、後任の委員候補者に森田好孝氏を推薦しようとするもので、人権擁護委員法第6条の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

以上、説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定、御同意くださるようお願いを申し上げます。

議長（古賀澄雄君）

お諮りいたします。議案第57号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、急を有する案件ですので本日採決いたします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本日採決することに決定いたしました。

それでは、議案第57号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてに対する質疑、通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午前10時44分 休憩

午前10時44分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第57号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第8 報告について

議長（古賀澄雄君）

日程8 報告について。

報告第9号 専決処分の報告について（専決第7号 損害賠償額の決定）について、報告第10号 専決処分の報告について（専決第8号 和解及び損害賠償額の決定）について及び報告第11号 専決処分の報告について（専決第9号 損害賠償額の決定）について、市長の報告を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

報告第9号から報告第11号までの3件の報告につきまして、御説明を申し上げます。

まず、報告第9号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、公用車運転中の自動車事故に係る損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により平成23年8月18日付で専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

概要を申し上げますと、平成23年8月11日午前10時ごろ、柳川市役所柳川庁舎南側駐車場で、観光課職員が公用車を運転中、後退して方向転換をしていたところ、駐車中の車両の右側前方に接触して損傷を与えたものであります。これに係る損害賠償額を343,936円と決定いたしましたところであります。

なお、決定した損害賠償額は、財団法人全国自治協会自動車共済保険の保険金で補てんいたしております。

次に、報告第10号 専決処分の報告について、御説明申し上げます。

本件は、市道における転倒事故に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により平成23年10月13日付で専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

概要を申し上げますと、平成23年6月6日午後6時50分ごろ、柳川市新外町地内の市道で、市内在住の女性がバイクで走行中、道路のくぼみにハンドルをとられ転倒し、足を負傷したものであります。市は女性との間で、負傷に係る治療費を含む損害賠償解決金として139,253円を支払うことで示談をいたしたところであります。

なお、決定した損害賠償額は、全国町村会総合賠償補償保険の保険金で補てんいたしております。

次に、報告第11号 専決処分の報告について、御説明申し上げます。

本件は、公用車運転中の自動車事故に係る損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により平成23年10月30日付で専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

概要を申し上げますと、平成23年10月12日午前8時55分ごろ、柳川市鍛冶屋町地内の県道で、建設課職員が公用車を運転し、鍛冶屋町交差点から西側県道に進入した際、前方車両に追突して損傷を与えたものであります。これに係る損害賠償額を203,350円と決定いたしましたところであります。

なお、決定した損害賠償額は、財団法人全国自治協会自動車共済保険の保険金で補てんいたしております。

以上、御報告申し上げますが、今後、このような事故のないよう職員の安全運転を徹底してまいりたいと考えております。

以上、報告といたします。

議長（古賀澄雄君）

以上で市長の報告は終わりましたが、この報告についての御質問は、本日の本会議終了後の全員協議会でお願いすることにいたしまして、報告についてを終了いたします。

#### 日程第9 請願について

議長（古賀澄雄君）

日程9 請願について。

本定例会において受理いたしました請願は、1件であります。

お諮りいたします。請願第6号 国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める請願書については、総務委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本請願は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程すべてを終了いたしました。  
本日はこれにて散会いたします。

午前10時50分 散会

# 柳川市議会第4回定例会会議録

平成23年12月1日柳川市議会議場に第4回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1.出席議員

1番	三小田 一 美	2番	荒 卷 英 樹
3番	熊 井 三千代	4番	白 谷 義 隆
5番	梅 崎 昭 彦	6番	近 藤 末 治
7番	佐々木 創 主	8番	河 村 好 浩
9番	荒 木 憲	10番	高 田 千壽輝
11番	諸 藤 哲 男	12番	太 田 武 文
13番	吉 田 勝 也	14番	山 田 奉 文
15番	矢ヶ部 広 巳	16番	緒 方 寿 光
17番	浦 博 宣	18番	藤 丸 正 勝
19番	田 中 雅 美	20番	島 添 勝
21番	樽 見 哲 也	22番	伊 藤 法 博
23番	梅 崎 和 弘	24番	古 賀 澄 雄

## 2.欠席議員

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	刈	茅	初	支
教	育	北	川		満
総	務	大	坪	正	明
会	計	藤	木		明
市	民	田	島	稔	大
保	健	山	田	明	寛
建	設	野	田		彰
産	業	横	山	英	眞
教	育	高	田		厚
消	防	古	賀	輝	昭
人	事	樽	見	孝	則
総	務	稲	又	義	輝
企	画	橋	本	祐	二 郎
財	政	石	橋	眞	剛
税	務	山	田	敏	昭
健	康	高	巢	雄	三
福	祉	高	田	淳	治
学	校	高	崎	祐	二
生	涯	石	橋	正	次
建	設	中	村	敬	二 郎
農	政	成	清	博	茂
水	路	安	藤	和	彦
子	育	大	石	涼	子
商	工	田	中	利	光

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	川	口	敬	司
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	徳
						池	末	勇	人

5. 議事日程

日程(1) 議案質疑について



- 1 議案第53号 平成23年度柳川市一般会計補正予算（第4号）について
- 2 議案第54号 平成23年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 3 議案第55号 平成23年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 4 議案第56号 平成23年度柳川市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 5 議案第58号 柳川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第59号 柳川市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第60号 柳川市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第61号 スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 9 議案第62号 柳川市企業立地等促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第63号 和解及び損害賠償額の決定について
- 11 議案第64号 柳川市民会館の指定管理者の指定について
- 12 議案第65号 筑後地域消防通信指令事務協議会規約の制定に関する協議について
- 13 議案第66号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 14 議案第67号 人権擁護委員候補者の推薦について

午前10時 開議

議長（古賀澄雄君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑について

議長（古賀澄雄君）

日程1．議案質疑について。

開会日に上程されました議案の質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の質問、または

自己の意見を述べることをないようをお願いをしておきます。

議案第53号 平成23年度柳川市一般会計補正予算（第4号）について

議案第54号 平成23年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第55号 平成23年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

及び議案第56号 平成23年度柳川市水道事業会計補正予算（第1号）について

の以上4議案を一括議題といたします。

4議案について質疑を行います。

質疑の通告者の発言を許します。

7番（佐々木創主君）

議案第53号 一般会計補正予算（第4号）について質問させていただきます。

2点ございますが、まず、41ページ、3款・民生費、2項・児童福祉費の両開学童保育所建設事業費。学童保育所については、これまで年ごとに設置をされておりますけれども、現在、設置済みの学童保育所の中で、小学校の空き教室を活用しているところがどこなのか、それと、新たに保育所を建設してやっているところはどこなのか、場合によっては空き教室ではなくて、城内小学校みたいに教育研究所跡とか、そういうやつもあると思いますので、そういうのを含めてお答えください。

それと、両開小学校の各学年の学級数、それと、空き教室の状況をお願いします。

それと、同じく53号の62ページ、8款土木費、2項・道路橋りょう費の道路維持補修費と橋りょう新設改良費、全員協議会の折に説明ございましたが、改めて改修が必要となった理由をお聞かせください。

子育て支援課長（大石涼子君）

議員御質問の設置済みの学童保育所の空き教室等の活用状況についてお答えいたします。

現在、市が設置しております学童保育所は13カ所ございます。設置済みの学童保育所における空き教室などの活用状況でございますが、空き教室を活用した学童保育所は、柳河小学校、昭代第二小学校区、蒲池小学校区、藤吉小学校区、垂見小学校区の5カ所です。また、用務員室を活用した学童保育所は二ツ河小学校区、豊原小学校区、また、城内小学校区についても元用務員室で教育研究所として活用されておりました。3カ所でございます。その他、元駐在所の活用が六合小学校区、体育館のクラブハウス活用が東宮永小学校区でございます。

なお、新設している学童保育所は3カ所ございます。小学校敷地内での新設が昭代第一小学校区と矢ヶ部小学校区、また、矢留小学校区は公民館に隣接した場所に新設いたしております。

以上でございます。

学校教育課長（高崎祐二君）

まず、両開小学校の現在の学級数のお尋ねにお答えしたいと思います。

今現在は各学年1学級の6学級となっております。さらに、現在の両開小学校の校舎につきましては、昭和58年と平成9年に建築がなされております。それぞれ当時の学級数は12学級ございました。

それで、空き教室の状況とのお尋ねでございますが、普通教室の転用の利用状況についてお答えをさせていただきたいと思っております。

1点が指導方法工夫改善教室、それから児童会室、それから英語ルーム、教具室、活動室、資料室となっております。特に指導方法工夫改善教室につきましては、教育効果を上げる目的で1学級の児童を2つに分割して、学級担任と指導方法工夫改善担当の教員がそれぞれの教室に分かれて授業を行う際に利用しております。また、英語ルームにつきましては、小学校の教育課程に外国語活動が導入され授業が行われております。外国語活動の教育環境が必要になったり、活動を伴うことがありますので、それに利用をしているというのが現状でございます。

以上です。

建設課長（中村敬二郎君）

8款・土木費、2項・道路橋りょう費の改良が必要になった理由でございますけれども、2目・道路維持費につきましては、ことし8月に柳川市大和町中島の市道上ケ地1号線において、暗渠化された水路の老朽化によりまして突然陥没いたしまして通行不能の状況となりました。当該路線は早急な復旧が必要のために、緊急に復旧工事を実施しているところでございます。このため、本来、実施予定の工事箇所の予算に不足が生じたために、今回、補正予算として計上させていただいているところでございます。

次に、5目・橋りょう新設改良費でございますけれども、老朽化によりかけかえの必要な箇所が5カ所ありますが、そのうち4カ所につきましては当初予算で対応しておりますけれども、残り1カ所について老朽化により早急にかけかえの必要があるために、今回、補正予算を計上させていただいております。

以上でございます。

7番（佐々木創主君）

ありがとうございました。

それで、学童保育所の件なんです、空き教室が6つ、それを指導改善等々ですね、それぞれ活用しているということですが、ほかの小学校も両開小学校と同様に、それぞれ6教室程度そういう指導改善等々の部屋を確保してあるのかですね。これちょっと通告しておりませんか、わかるかどうかわかりませんが、その辺をお聞かせください。

それと、暗渠、橋の改修の件なんです、当市は930キ口の掘割があると。それで、当然老朽化すると改修、かけかえ必要かと思っておりますけれども、こういった橋梁、暗渠、市内に市道の中でどこにどれだけの数があるかというのをきちっと把握はしてありますか。

学校教育課長（高崎祐二君）

指導方法工夫改善の教員が加配されている学校が、ちょっと今現在あれなんですけど、たしか13校から14校配置がなされておりまして。こちらの指導方法工夫改善の学級といたしますが、基本的に1クラス35人以上のクラスになった際は、2つに分けたり、チームティーチングで行ったり、習熟度別とかで行う授業をやっております。そういう関係から、一応そういう形で配置されている学校については、一定そういう別の教室は持っておるところでございます。

以上です。

7番（佐々木創主君）

いやいや、だから、空き教室の6教室を指導改善教室とか英語室とか児童室とか、何かいろいろおっしゃったじゃないですか。だから、ほかの小学校も同様に6教室別の形で活用している教室を確保しているかと。

学校教育課長（高崎祐二君）

6教室すべて持っているかということ、具体的にそこまですべてを調べている状況では今現在ございません。

ただ、先ほど言いました指導方法工夫改善教室、英語ルーム、教具室は改築の際に別につくったりもしておりますが、内済はそういう利用もなされているというふうに思っております。それから、児童会室あたりも余裕のある学校ではそういう使用をしているというふうに理解しております。

以上です。

建設課長（中村敬二郎君）

市内の橋梁及び暗渠の所在と数、建設年度の把握ということでございますけれども、旧柳川市、旧大和町、旧三橋町ともに昭和58年から昭和60年にかけて道路台帳の整備に合わせて橋梁台帳を整備しております。その箇所図によりまして所在の把握をしているところでございます。また、この橋梁台帳の整備の時点で判明した橋梁については台帳に建設年度を記載しているところでございます。

橋梁の数でございますけれども、橋梁が977カ所、ボックスカルバート、いわゆる管渠と申しましてコンクリートの箱型のやつでございますけれども、それが274カ所、合計で1,251カ所でございます。

以上です。

7番（佐々木創主君）

そしたら、先ほどの学童保育所のほかの小学校等の空き教室の活用状況、それについて総務委員会の折にぜひ御報告をいただきたいと思っております。

それで、橋梁のほうなんですけど、昭和58年から59年にかけて道路台帳整備の折に、合計

1,251カ所、建築年を記載したということですが、建築年を記載しただけで、その強度とか構造によっていろいろあると思うんですが、この辺の計画的な改修、そういう計画はあるんですか。こういう不測の事態じゃないですけれども、事故が起こらなかったからいいようなものの、両開漁港のけたが崩落した、あれは塩害の関係もあるんですが、もし事故が起こったらと考えると非常に心配になるんですが、今後、何年間で改修が必要なやつ、当面は安全なやつ、そういう把握なり計画はあるんでしょうか。

建設課長（中村敬二郎君）

橋梁の整備の計画ということでございますけれども、平成20年度から重要な路線や重要な橋梁につきましては橋梁点検を委託業務で進めているところでございます。それ以外の橋梁につきましては目視等により現在調査を行っているところでございますので、橋梁点検につきましては、箇所につきましては、平成25年度に整備の計画書をつくる予定でございます。

以上です。

議長（古賀澄雄君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第53号 平成23年度柳川市一般会計補正予算（第4号）については、総務委員会に審査を付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第54号 平成23年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、教育民生委員会に審査を付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第55号 平成23年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、教育民生委員会に審査を付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第56号 平成23年度柳川市水道事業会計補正予算（第1号）については、建設委員会に審査を付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、

議案第58号 柳川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

議案第59号 柳川市税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第60号 柳川市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第61号 スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

及び議案第62号 柳川市企業立地等促進条例の一部を改正する条例の制定について

の以上5議案を一括議題といたします。

5議案について質疑を行います。

質疑の通告者の発言を許します。

18番（藤丸正勝君）

議案第62号 柳川市企業立地等促進条例の一部改正の件でございますけれども、市長の提案説明の中で、従来の条例では対象業種の拡大解釈ができるものとなっておりますのでということですが、まず、拡大解釈で平成17年合併後、この企業立地促進条例で申請し許可された企業は何社あったかということですね。そしてまたどういう業種であったか、その点をひとつ伺いたいと思います。

次に、17年以降同じ会社、同じ企業ですね、この条例により2回以上申請受理、この条例は何度でも申請をしたら許可がおりるといようなことを私は感じておりますので、2回以上申請が受理されたことがありますかということでございます。

それと、補助金と言ったが皆さんたちにわかりいいと思いますので、この補助金ですね、これは固定資産税、新規常用雇用者に対する1人当たりの助成、これはどれくらい出されたかですね。

また、旧三橋町においては、私はこういうふうな条例がなかったと思うんですよね。これは1市2町どこの条例をそのまま使っておられるのか。今度、条例改正ということで、もう何年くらいこの条例が生きていたのか、いつごろ制定されたのか、その4点をお伺いしたいと思います。

商工振興課長（田中利光君）

まず、初めにお尋ねの合併以降、企業立地促進条例で申請された企業は何社ありますかということでございますけれども、これにつきましては、平成19年に1社、23年に1社の合計2社でございます。

業種についてもお尋ねでございますけれども、1社につきましては建築業、断熱材の製造等、それから、あと1社につきましてはじんかい処理、それから、資源ごみ中間処理などの事業者でございます。

それから、2番目の質問でございますけれども、条例によって2回以上申請を受け付けされたことがありますかとお尋ねでございますけれども、それについてはございません。

それから、3点目の補助金としてということでございますけれども、これにつきましては、奨励措置の内容は、固定資産税の免除が3年間と雇用奨励金の交付がございます。平成19年の1件につきましては、固定資産税の免除は3年間で13,756千円となっております。また、雇用奨励金につきましては6名分で900千円を交付いたしております。23年の1件につきましては、固定資産税免除は24年から3年間になっておりまして、試算しますと年間約1,000千円、3年で3,000千円と推計しております。雇用奨励金につきましては、新卒者2名、既卒者1名、新卒者が300千円となっております。既卒者が150千円で、計750千円を交付しているところでございます。

4点目のどこの条例でいつごろ制定されたのかということでございますけれども、議員がおっしゃいますように、旧三橋町にはこういう条例はございませんでした。柳川市において平成14年3月29日に柳川市企業立地等促進条例が制定をされております。平成17年の合併時におきまして、この条例を素案として検討がなされ、合併時に柳川市企業立地促進条例が制定をされております。

以上です。

18番（藤丸正勝君）

先ほど4番目のいつごろ制定されたかということでございますけど、14年からということで、大体8年、9年とたっておりますので、この条例改正ですね、今度、条例をどうということでも 拡大解釈ということで改正されるということでございますけれども、これも大体こういうふうな条例は、やっぱり私たちが見ても、何度でも申請したら、柳川市内に幾つでもそういうふうな補助金として出すような条例になっておると私は思うんですね。だったら、もう8年、9年間の間にもう少し 今の市長じゃなくてもですよ、前々回の市長たちでもこういうのを見直す必要があったんじゃないかならうかと私は思っております。それで、これを検討されると思われたのは、これいつごろからこの検討に入られたんですか。条例改正の検討ですね、それひとつお伺いいたします。

それと、やっぱりこの条例改正するためには拡大解釈ということで、何か大きな問題があったんじゃないかならうかと。何かがなかったらこういう改正する必要はなからうということも思っております。やはり条例をつくった以上は、柳川市にメリットがある、企業にメリットがある、どちらかにメリットがあって、デメリットがあったんじゃないかならうかということも思っておりますので、何かそういうふうな問題があったか、その辺のいきさつなんかわかったらお答え願いたいと思います。

それから、3点目でございますけれども、対象事業の見直しとして、「店舗」「販売等」、これは削除されておりますね。明確にどういうことになっているか。もう削除されたから、

今後、柳川市内には大型店舗の進出とか、中間卸業者、販売業者の店舗がかなりふえております。そういうことがありますので、今度の改正では矛盾したところがないかなというような感じがしておりますので、そのところの答弁をお願いいたしたいと思います。

それと4番目に、この資料の中の第2条第1項、2項ですね、これは私は借家でも借地でも、製造業は機械等、そういうのはリースでも適用されていたんじゃないかと思っておりますけれども、今度の条例の中には、土地・建物、工作類などは1年以内、3年以内を取得し、設置及び所有と、所有したものに限ると、これは少し厳しい条例になっておりますけれども、今までどおり借地、借家ではいけないのかと。やはり取得して登記して初めてこの条例が適用されるのか。この点、今、4点伺いましたけど、その点をお伺いいたします。

商工振興課長（田中利光君）

1点目の条例を改正されたのはいつごろですかというふうなお尋ねでございます。これにつきましては、昨年度、企業立地促進条例の適用事案を検討する中で、条例の適用対象業種が現行の規定ではあいまいであるということが庁内に設置しております企業立地等審査委員会を開催した中で問題となりました。先ほど申しましたように、現在の条例では対象業種があいまいな部分があるので、やっぱりこれは改正の必要があるとの認識から、昨年度からこの条例の改正について検討を行ってきたところでございます。

それから、2点目のお尋ねの何か大きな問題があったから条例改正されるのですかということでございますけれども、現在の条例では対象業種があいまいでございまして、拡大解釈することができる表現となっております。また、これまで土地の所有要件につきましては、議員のほうからの御質問では、借地、借家等でもよろしいんじゃないかというふうなおっしゃっていただきましたけれども、これまで土地・建物等につきましては、所有要件についてはこの条例の規定ではなく運用で行っておりました。それで、このため明文化する必要があるなどの課題を解決するために、はっきりさせるということでこういうふうにしておるところでございます。また、あわせて優良企業の誘致を促進するために、10人以上の新規雇用常用者を雇用する企業に対する奨励措置の延長を今回の改正で行ったところでございます。

それから、3点目の対象事業の見直しで、「店舗」「販売等」が削除されたのはなぜかというお尋ねでございますけれども、先ほど申しましたように、昨年度の適用事案を検討する中で、条例適用の対象業種が現行の規定は不明確であるため、他市町の同種の条例を比較検討いたしております。他市町とも優遇措置の対象としているのは製造、加工業を中心としておりまして、販売等を対象にしていないところがほとんどでございました。また、店舗については多種多様な業種が存在しており、すべての店舗を奨励措置の対象とすることは条例の趣旨から適当でないと判断をいたしまして、今回、「店舗」、それから「販売等」について削除をいたしたところでございます。



4点目の御質問でございますけれども、機械リースでも適用されていたのではないかと  
いうふうなことでございますけれども、先ほどもお答えをいたしましたように、この条例の運  
用につきましては所有を前提としたものにしておりました。このため、改めて設置及び所有  
したものであるということで規定を明確にしているところでございます。この所有に限定いたしま  
したのは、柳川市で将来にわたって経済活動を行っていただく企業に対して固定資産税の免  
除など奨励措置を行うものでありまして、市税による奨励措置を行うものでございますので、  
一定の制限は必要というふうに考えておるところでございます。

18番（藤丸正勝君）

今、4点お聞きしました中において、この条例があいまいだったということをおっしゃ  
ります。やはりこのあいまいだったということで、8年、9年もこういう条例を運用してい  
たのかなということでございます。

それで、この申請を受けて、審査会でこういう結論になったと。やはり条例があいまい  
あるから見直さないと。この審査会の中に議員とか、地域の有識者とか、そういう  
方たちが入っておられるか、ただ市の執行部の中で審査をされているのか、この点またお伺  
いいたしたいと思います。

それとまた、今まで私は借地、借家でもいいんじゃないかなと言っておりましたけれ  
ども、やはり今までは運用をしていたけど、今後は固定資産税免除のためにも、そういう所  
有をするということが明確にされたという感じを受け取りましたけれども、やはり誘致企業  
とかなんかあった場合、余りこういう厳しい所有とかと言ったら、企業進出を阻害するよ  
うな条例にもなると思うんですね。やはりもう少し今までのあいまいであったところは直し  
て、これ企業が進出するためには少し門戸を広げるような、借地でもいいというようなこと  
は私は今までどおりでいいんじゃないかなというふうな考えでございます。

それから、「店舗」「販売等」の削除をされたということで、これはやはり今柳川市には  
大きなドラッグストアとかなんとかいろいろありますけど、そういう店舗等はこの条例の対  
象には入っておらないわけですかね。

それから、次　もう今3回目かな。

それで、この全員協議会の資料の中で、第3条、固定資産税の課税免除期間の延長、これ  
はやはり企業にとってもおいしい話でございます。これは問題ないと思うんですね。

そこで、私が全協の場で課長のほうに、企業が柳川市を渡り歩くというようなことを言  
いましたですね。どういう意味かといいますと、柳川市の企業の方が柳川市内に2店舗、3店  
舗と、早く言いますと規模拡大をされる、これは大変いいことでございますけれども、規模  
拡大するたびにこういう補助制度が適用されるのか、今度の条例改正でですね。この条例改  
正で、柳川市内の業者の皆さん方は、2店舗、3店舗と工場を拡大されたら、今度の条例に  
は当てはまりませんよというようなことになっておるか、今までどおり2店、3店と企業を

規模拡大された場合は、申請したら、これはそのまま適用されるか、この分をちょっとお伺いいたします。

商工振興課長（田中利光君）

1点目の審査会には有識者、それから議員の皆さんとかが入っているかというふうなお尋ねでございましたけれども、これにつきましては、庁内で企業立地審査委員会というものを設置いたしております。委員長に副市長、それから関係部課長が入って、この申請が出た段階で、この条例に基づく適用が適正かどうかということ判断をいただくことになっております。お尋ねの議員の皆さんとか有識者については、この審査委員会の中には入っておられません。

それから、議員の御見解では、この条例の改正が企業の進出を阻害するのではないかと、もっと門戸を広げたらどうかというふうなことでありましたけれども、私どもといたしましては、先ほど申しましたように、将来にわたって経済活動を行っていただく企業に対して、この市税による優遇措置を行うということで、一定の制限が必要というふうなことで考えているところでございます。

それから、柳川市内に2店舗、3店舗拡大するたびに、この条例改正で適用が当てはまるのかというふうなことでございますけれども、今回の条例改正におきましても同じように奨励措置の要件を定めているところでございます。その要件につきましては、固定資産の投下資本が21,000千円を超えること、そして、新たな新規常用雇用者を3人以上雇用すること、このような要件をクリアしていただければ、現在の条例では、新たな増設とか、新設とか、規模拡大とかされた場合につきましては対象となるというふうなことでございます。（「ドラッグストアの件はどげんやった」と呼ぶ者あり）ドラッグストア等が近年（「販売店けんですね」と呼ぶ者あり）えっ。（「店舗、販売店だから、ああいうふうなところは対象になるか」と呼ぶ者あり）先ほど申しましたように、建物の所有、これが大前提でございます。それから、「店舗」につきましては、今回、削除をさせていただいております。よって、ドラッグストアとか大型小売店等につきましては対象外となります。（「了解」と呼ぶ者あり）

議長（古賀澄雄君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第58号 柳川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第59号 柳川市税条例等の一部を改正する条例の制定については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第60号 柳川市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第61号 スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第62号 柳川市企業立地等促進条例の一部を改正する条例の制定については、産業経済委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は産業経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、

議案第63号 和解及び損害賠償額の決定について

議案第64号 柳川市民会館の指定管理者の指定について

及び議案第65号 筑後地域消防通信指令事務協議会規約の制定に関する協議について

の以上3議案を一括議題といたします。

3議案について質疑を行います。

質疑の通告者の発言を許します。

13番（吉田勝也君）

議案第64号 柳川市民会館の指定管理者の指定についてお伺いしたいと思います。

以前は指定管理者制度を用いなくて柳川市で直接管理をいたしておりました。この主な費用というのは人件費なり委託費用かなというふうに思います。この費用を会館使用料で全部賄えば維持費が要らないわけですが、使用料はそういうふうになんか上がっておりませんので、指定管理者制度を用いられているのかなというふうに思います。私は、この指定管理者制度というのはよくまだ理解できません。それで、今回の指定管理料、その積算がどのようにされたのか、それと、何らかの契約というか、申し合わせ事項があるのかどうか、その点お答えください。

生涯学習課長（石橋正次君）

それでは、議員の指定管理料の積算、それから、内容についてお答えをさせていただきたいと思います。

指定管理料の算定につきましては、施設を運営するのに必要な年間の費用、それから、施設の運営による収入を積算しまして、その差額を指定管理料ということとしております。それで、施設の使用料、先ほど議員のほうからも出ましたけれども、指定管理者の収入ということになっております。

まず、1年間の市民会館を運営し、事業を実施していくために必要な費用を積算いたします。具体的には、スタッフの人件費、それから電話料等の通信運搬費、施設に必要な消耗品費、それから水道、電気等の光熱水費、施設の設備等や各種機材等の保守点検費、施設の修繕費等、これらの総額を積算するわけでございます。次に、施設使用料や自主事業費等の見込み額を積算いたします。この2つの収支差額から指定管理料を定めるということになっております。具体的には3年という期間を定めておりますので、過去3年分の収支状況から判断し、指定管理料を定めたいというふうにしておるところでございます。

それから、契約、申し合わせ事項ということでございますけれども、今回の指定管理者の指定につきましては公募という形で行っておるわけでございますけれども、その中から公募を行いまして、公募があった企業の審査ということで、市民会館の指定管理者の候補者として適当であるかと、そういった審査を行った後、議会の議決をいただきまして契約に至ると

いうふうな流れになっていると思います。

以上でございます。

13番（吉田勝也君）

建物を借りて指定管理料をもらって、そして管理使用料を得るということは、私はちょっとおかしいんじゃないかなという気がするんですよね。やはり使用料等につきましては、決算が終わった後に柳川市とその業者との間でどのようにするかという話し合いを持つべきだろうというふうに思います。よその指定管理制度を導入しているところを見ますと、終わった後に業者が半分、それで、市が半分というように算入しているわけですね。業者の半分というのは、結局、指定管理料で足りなかったときの赤字補てんという形をとっているようでございます。それで、きちっと年度ごとに会計を締めていかないと、全部指定管理料を上げただけで終わりですよということになると、柳川市の指導管理というのが果たしてできるのかどうかという疑問があります。そこら辺どのようにお考えでしょうか。

また、ほかの自治体の指定管理制度がどのように運営されているかは把握されていますでしょうか。

生涯学習課長（石橋正次君）

ほかの指定管理者の契約内容等を把握しているのかというふうなことでございますけれども、ちょっと今現在、ほかの市町村の内容については把握をしていないところでございます。

ただし、市のほうでそういった分の収支の内容を精査しているのかということでございますけれども、これにつきましては、本市の柳川市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例というのがございます。それで、その中で業務報告の聴取等というのが第9条にございますので、その第9条を読み上げますと、「市長等は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期的に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。」という条文がございます。それで、当課といたしましては、市民会館の指定管理者につきましては、平成20年度におきましては、昨年9月に、この第9条に基づいて、報告書をもとに領収書等を見ながら事務的なチェックをしたということで、年間1回はそういった形で報告を求めて収支等のチェックをしている状況でございます。

以上でございます。

13番（吉田勝也君）

これに応募されたのは1社ということでございますし、それによって指定管理者選定委員会が開催されているようでございますけど、果たして指定管理者選定委員会、1社しかないのに開く必要があったのかと。それで、この九州ビルサービスというのは、過去3年間、多分指定管理者としてやられていると思うんですが、これにつきまして、委員会を開くことによって幾らの費用がかかるのか。それに、この議事録があるのかどうか。

それともう1点、私は指定管理者選定委員会に関係の委員長が入ったがいいのかどうか、ちょっと私も疑問があるんですけど、入るということになると、議会でなかなか追及しづらいのかなというふうにも思っているところですが、こういう各選定委員会とか、ほかにいろいろあるかと思うんですけど、その点につきましてはどうにお思いでしょうか。

財政課長（石橋真剛君）

選定委員会の事務局を財政課のほうで持っておりますので、吉田議員の1社であったがであったのかということにつきましてお答えしたいと思います。

まず、指定管理者を選定する場合は、その申請者が指定管理者として適正かどうか、適切かどうかを判断します。そのために、過去3年間やったからいいんだということじゃなくて、再度申請書の内容をチェックしながら適正かどうかは判断していくということで、今回も開催したということで御理解をお願いしたいと思います。

また、費用につきましては1人当たり4千円ということで、5名が委員さんでございますので、20千円ということになるかと思います。

以上でございます。

副市長（刈茅初支君）

他の委員会等における議会議員の参加するしないについてどう考えるのかということでございますけれども、やはり基本的には行政と、それをチェックする議会との役割分担というものの中から、やはりこの案件については議会議員にも御意見をいただくほうがいいだろうというようなこと、つまりは議会への付議案件に係るものについては、ちょっとこの場で最終的な回答を申し上げることはできないと思いますけれども、なかなかそういう付議案件に係る審議事項について、事前の段階での審議事項について議員が加わるということは余り好ましくないというか、どうなんだろうかという思いがございます。

ただ、そういう行政がいろいろと例えば計画書を策定するとか、そういう場合において、当然ながらこれは執行部内で決定していく、そういうものについて策定段階における議員さん方の御意見を賜るというようなことについては、そういう審議会への参加もなじむものもあるというふうを考えておまして、そういうことでもって運用しているところでございます。

議長（古賀澄雄君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第63号 和解及び損害賠償額の決定については、建設委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第64号 柳川市民会館の指定管理者の指定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第65号 筑後地域消防通信指令事務協議会規約の制定に関する協議については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、

議案第66号 人権擁護委員候補者の推薦について

及び議案第67号 人権擁護委員候補者の推薦について

以上2議案を一括議題といたします。

2議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第66号 人権擁護委員候補者の推薦については、人事案件でありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり古賀信正氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は古賀信正氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第67号 人権擁護委員候補者の推薦については、人事案件でありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり森田好孝氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は森田好孝氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程すべてを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時57分 散会



# 柳川市議会第4回定例会会議録

平成23年12月5日柳川市議会議場に第4回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1.出席議員

1番	三小田 一 美	2番	荒 卷 英 樹
3番	熊 井 三千代	4番	白 谷 義 隆
5番	梅 崎 昭 彦	6番	近 藤 末 治
7番	佐々木 創 主	8番	河 村 好 浩
9番	荒 木 憲	10番	高 田 千壽輝
11番	諸 藤 哲 男	12番	太 田 武 文
13番	吉 田 勝 也	15番	矢ヶ部 広 巳
16番	緒 方 寿 光	17番	浦 博 宣
18番	藤 丸 正 勝	19番	田 中 雅 美
20番	島 添 勝	21番	樽 見 哲 也
22番	伊 藤 法 博	23番	梅 崎 和 弘
24番	古 賀 澄 雄		

## 2.欠席議員

14番	山 田 奉 文
-----	---------

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	刈	茅	初	支
教	育	北	川		満
総	務	大	坪	正	明
会	計	藤	木		明
市	民	田	島	稔	大
保	健	山	田	明	寛
建	設	野	田		彰
産	業	横	山	英	眞
経	済	高	田		厚
部	長	古	賀	輝	昭
兼	大	樽	見	孝	則
和	庁	稲	又	義	輝
庁	舎	石	橋	眞	剛
舎	長	山	田	敏	昭
長		高	巢	雄	三
消	防	高	田	淳	治
人	事	高	崎	祐	二
秘	書	石	橋	正	次
課	長	中	村	敬	二
総	務	成	清	博	茂
課	長	安	藤	和	彦
財	政	安	河	一	章
課	長	田	中	利	光
税	務	椛	島	謙	治
課	長	白	谷	博	昭
健	康	北	島	則	行
づ	く	松	尾	昭	義
り	課	江	崎	尚	美
課	長	古	賀	廣	介
福	祉	乗	富	祐	治
課	長				
学	校				
教	育				
課	長				
生	涯				
学	習				
課	長				
建	設				
課	長				
農	政				
課	長				
水	路				
課	長				
廃	棄				
物	対				
策	課				
課	長				
商	工				
振	興				
課	長				
柳	川				
プ	ラ				
ン	ド				
推	進				
室	長				
図	書				
館	長				
農	業				
委	員				
会	事				
務	局				
長					
水	産				
振	興				
課	長				
生	活				
環	境				
課	長				
観	光				
課	長				
収	税				
対	策				
課	長				

4. 本議会に出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 川 口 敬 司  
 議 会 事 務 局 次 長 兼 議 事 係 長 亀 崎 公 徳  
 議 会 事 務 局 庶 務 係 長 池 末 勇 人

5 . 議 事 日 程

日 程 ( 1 ) 一 般 質 問 に つ い て

順位	質 問 者	質 問 事 項	答 弁 者
1	16 番 緒 方 寿 光	1 . クリーンセンターの老朽化 (1) 現状と具体的方針は 2 . 雇用促進住宅の譲渡はいかに (1) これまでの経過と今後の方針 3 . 柳川ツーリズム特区の推進は (1) 進捗状況は 実現可能か 4 . 障がい児への福祉サービス (1) サービス利用中の制限 (2) 居宅サービス時間の減少 (3) デイサービスの支給時間の減少 (4) 3点の今後の方針は	市 長 " " "
2	4 番 白 谷 義 隆	1 . 建築設計の入札制度について 2 . ピアス跡地について (1) 今後の取組みは 3 . 学校給食について	市 長 " 教育長
3	3 番 熊 井 三千代	1 . 図書館の利用しやすい環境づくりについて (1) あかちゃんタイム実施について (2) 開館時間延長について 2 . 市外アンテナショップ設置について	教育長 市 長
4	15 番 矢ヶ部 広 巳	1 . サンプリッジは 水出ない お湯出ない トイレ使われない - ときが 2 . 農地の不法埋立 3 . 有明海の漁獲高の激減 4 . 佐賀線跡地の道路進捗 5 . 蜂の駆除要請等の対応	市 長 " " " "
5	12 番 太 田 武 文	1 . T P P ( 環太平洋連携協定 ) に つ い て 2 . 円高による地域経済への影響について (1) 市税等の状況について (2) 福祉制度 ( 生保 ) の状況について (3) 商工水産業の状況について	市 長 "

午前10時 開議

議長（古賀澄雄君）

皆さんおはようございます。本日の出席議員23名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（古賀澄雄君）

日程1 一般質問について。

一般質問をお手元に配付しております日程表の記載順に行います。

一般質問は、市の一般事務についてであり、この範囲を逸脱しないようお願いをしておきます。

なお、市議会会議規則第54条の規定のとおり、発言はすべて簡潔明瞭にされるようお願いをしておきます。また、執行部の答弁も簡潔明瞭な答弁をお願いをしておきます。

第1順位、16番緒方寿光議員の発言を許します。

16番（緒方寿光君）（登壇）

おはようございます。緒方寿光です。早速、質問通告に従いまして、今回は4つの問題点について一般質問を行います。市長及び執行部におかれましては、ぜひとも簡潔明瞭の答弁をお願いいたします。

初めに、クリーンセンターの老朽化問題について質問をします。

皆さんが御存じのように、この施設は平成3年に工事費約2,260,000千円で佃町に新設されました。そのダイオキシン対策として、平成12年、13年度に工事費約22億円で排ガス高度処理及び灰固化設備工事が行われ、現在に至っています。

実はことしに入り、委員会でこのクリーンセンターの現場視察を行いました。簡単に報告しますと、施設の外観だけを見ますと特に問題はないように見えますが、内部の設備は至るところで設備の劣化、部品、また配管の腐食が進んでいます。また、築20年経過し、抜本的に改修しなければならないと感じられる設備が大変多い中で、限られた補修工事の予算の都合上、抜本的な改修ができていないのが現実ではないでしょうか。

簡単に一言で言えば、設備内部はぼろぼろと言っていいでしょう。そして、最近では、ごみをつかんで移動させるバケット、これが故障したとも聞いています。

さらには、以上のような現実の中でここ4年間の定期補修工事、毎年毎年、何と約150,000千円もの金が必要になっていると聞いています。この4年間で補修工事が6億円です。さらに今後は今以上に補修費がかさんでいくでしょう。さらには現場のスタッフの苦労は今以上に多くなるでしょう。そして、このままいけば、施設の安全性の問題も私は出てくるのではないかと考えています。

そこで、私は施設建設から20年が経過し、老朽化したこの施設の建てかえ時期が既に来ているのではないかと強く考えています。幸いにも平成22年の5月に柳川市のほうから中期財政計画が既に提出をされておりまして、平成27年度、28年度でクリーンセンター建てかえ事業として60億円が計上されています。しかしながら、民間企業であれば、事業を決定する3年前には構想は既に仕上がっていることが多いのですが、柳川市のこの事業の具体的な構想及び計画は現時点においては全くわかりません。

私は、平成24、25、26年度の3年間で近隣の自治体と広域で連携をし、確実にクリーンセンター建設計画を進め、27年度からの建設に向けて、今こそあらゆる交渉に邁進をし、費用対効果も議論し、建設計画を練り上げていく時期ではないかと強く考えています。

特にここではっきりと紹介しておきますが、施設周辺の地元の住民から、施設の今回の新設建てかえを機会にこの施設は地元から外に出ていってほしいといった厳しい意見もあるのが現実です。

そこで、1点目の質問をします。まずは、この施設の老朽化の現状を具体的にお尋ねします。

初めに、これまで5年間の可燃ごみの量の推移、次に5年間のダイオキシン排出量の推移、3つ目にこれまで5年間の補修工事の現状と工事金額、さらには平成23年度から26年度で予定されると考えられる補修工事の内容と毎年の補修工事の費用をお尋ねします。

これから後の私の質問については自席より行いますので、まずは1点目の質問について約3分以内で簡潔明瞭にお答えください。

以上です。

廃棄物対策課長（安河内一章君）

まず、クリーンセンターの現状からお話しさせていただきたいと思います。

クリーンセンターは、処理能力が1日16時間運転で50トンを2基、ストーカ方式の焼却炉として、議員仰せのと通りの事業費で平成3年3月に完成しております。また、平成12年度から2カ年事業でダイオキシンの対策工事を行っております。平成3年の稼働以来、施設を長期にわたり使用可能となるよう、常に必要に応じた保守点検、修繕を行い、施設の保全に努めてまいってきたところでございます。

しかしながら、老朽化によると見られる故障がありましたことから、平成20年度に施設全体の診断を行いまして、その後、基幹的な設備を含めた補修または更新を計画的に実施いたしまして、機器の点検、データの解析等を慎重に行い、安全、安定した運転に努め、日々搬入されます可燃ごみの処理を行っておるところでございます。

2点目の可燃ごみの推移についてお答えいたします。

クリーンセンターに搬入され、焼却いたしました可燃ごみは、平成18年度が1万8,691トン、19年度が1万7,928トン、20年度が1万7,722トン、21年度が1万7,460トン、22年度が

1万6,961トンとなっております、この5年間で1,730トン、率では9%の削減となっております。

続きまして、クリーンセンターでのダイオキシン類の測定について、状況についてお答えいたします。

クリーンセンターでのダイオキシン類の分析につきましては、平成23年10月20日に1号炉、翌21日に2号炉をそれぞれ測定いたしております。測定結果につきましては、1号炉が0.21ナノグラム、2号炉が0.048ナノグラムとなっております。なお、国のダイオキシン類排出基準値は、クリーンセンターでは5ナノグラムとなっております。

それから、補修のメンテナンス費用がどれくらい必要かということでございますが、クリーンセンターの定期補修工事につきましては、建設時から毎年補修を行っております炉内耐火物等の工事に平成18年度は約62,000千円を要しております。平成19年度以降は、毎年行っている炉内耐火物等の工事と延命化対策の工事を合わせまして約150,000千円を予算計上していただき、本年度も140,000千円の予算をお願いいたしまして、現在、補修工事を行っております。したがって、今後も現行の予算規模でお願いしたいと考えております。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

クリーンセンターの老朽化の質問を続けます。

この施設は、実は総務委員会、そして教育民生委員会、視察を既に終わっております、現場を見た議員からそれぞれ、やはり早期の新設が必要ではないかという声をよく聞くところであります。

そこで、率直にお尋ねしますが、この施設の耐用年数は何年か、寿命はどれほどか、率直にお尋ねします。

廃棄物対策課長（安河内一章君）

焼却施設の耐用年数についてお答えいたします。

焼却施設の耐用年数は、一般的には新設から20年程度とされておりますが、他の自治体では30年以上使用している施設も数多くありまして、一概には言えないと考えております。

本市のクリーンセンターは平成12年度と13年度に施行いたしましたダイオキシン類対策工事中において設備更新がなされたこと、また、平成20年度に施設の実態調査を実施いたしまして、その調査に基づき、毎年、焼却炉を停止し、点検を行い、予算の範囲内で施設を10年以上使用するための整備内容を検討いたしまして、現在、基幹的な設備を含めた補修または機器の更新を行い、施設の維持管理に努めておるところでございます。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

市長御自身はこの施設を見られたことがありますか。見られたとすれば、どういう感想を

お持ちなのか、お尋ねをします。

市長（金子健次君）

緒方議員の質問にお答えいたします。

内容については承知をいたしております。

ただ、先ほど安河内課長が申しあげましたように、耐用年数は20年ということで、今まで150,000千円等を毎年やっておるわけですが、そういう中でどのくらい耐え得るかということで考えておりますし、近隣の広域的な建築については取り組まなければならないという形で今考えているところでございます。

16番（緒方寿光君）

そうしましたら、柳川市の中期財政計画について質問しますが、この中には平成27年度、28年度に投資的経費としてクリーンセンター建てかえ事業60億円、これが既に見込んであります。この事業計画の具体内容、事業費60億円の財源の内訳、この2つを質問いたします。

廃棄物対策課長（安河内一章君）

総額60億円の内容についてでございますが、本市で排出されます一般廃棄物の処理施設を柳川市単独で建設した場合の見込み額でございます。

本市のごみ排出量から見ますと、処理施設の規模は1日当たり70トン程度が必要と考えておりまして、その規模に相当する処理施設の全国的な標準価格を参考に算出した金額でございます。

以上でございます。

財政課長（石橋真剛君）

財源の問題をお尋ねでございますので、財政課のほうからお答えしたいと思います。

あくまでも、今の中期財政計画に掲げております60億円の財源ということで御理解をお願いいたします。

この60億円の財源内訳につきましては、補助対象事業費を59億円と一応仮定しています。その3分の1に当たります1,950,000千円を国庫補助金で、残りの4,050,000千円になるんですが、これにつきましては、一般廃棄物処理事業債という地方債が1,830,000千円、今現在、本市で持っております一般廃棄物処理施設及び整備基金、持っています。これから530,000千円、残りの1,690,000千円を一般財源というような財源構成としております。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

引き続き質問をしますが、平成23年の6月議会でこの問題は佐々木議員のほうから御質問されていたと思いますが、そして結論として、その答弁が福岡県の指導のもとで調査検討を今行っています、早目に方向づけをしたいということだったと僕は記憶しているんですが、そこで質問しますが、あれから5カ月ですか、経過した今、調査検討された結果、そ

れを具体的にお尋ねします。

市民部長（田島稔大君）

今年度の6月以降の調査検討の内容ということでございますので、私のほうから御答弁させていただきます。

このクリーンセンターの再整備につきましては、他の自治体と連携し、広域的な取り組みを行うという国の基本方針がございます。これに従いまして、現在、県の仲介によりまして調査検討を行っているところでございます。

どこで広域的処理ができるのか、また、経費はどうなるのか等々につきまして、県を通じて資料を収集しまして、年度内には一定の方向を出せるようにということで、そしてまた、議会の皆さんにお示しできるようにということで鋭意努力をしているところでございます。

新処理施設の建設となりますと、多額の事業費を要します。したがって、安定したごみ処理を行わなければならないということもございますので、市の全体事業費の中で総合的に勘案し、効率的、計画的な事業を進めなければならないというふうに思っております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。私は今後、ごみ処理施設の整備の方向は、今部長からも話がありましたけれども、当然のことながら、大型連続ろ過、これでダイオキシン類を限りなく削減すること、これは当たり前のことですが、そのために限られた財源の中で近隣の1市では無理だと思います。近隣の自治体と広域化を図って、あるいはRDF化というんでしょうか、つまりはごみ固形燃料化、この広域化の推進ということが今の時代には必要ではないかと思えます。

そこで、質問をいたしますが、建設へ向けてこれから3年間、24年、25年、26年度、このタイムスケジュールは私は既に立ててあるものだと考えておりますが、この建設までのタイムスケジュール、これを具体的にお尋ねします。

市民部長（田島稔大君）

先ほども申し上げましたが、国の基本方針であります広域処理というのを念頭に置きながら、柳川市におきましても選択肢が幾つかあります。その選択肢を精査しながら、どこで連携できるのか、県の力をおかりしながら、今検討を行っているというところでございます。

それから、今後3年間のタイムスケジュールということでございますが、今申し上げましたように、現時点で広域的枠組みがはっきりしておりません。そういった段階でございますので、具体的スケジュールというのはまだ持ち合わせておりません。

もし広域でのごみ処理が可能ということになりますと、まず、共同可能な市町村自治体との協議から始まるということになりますので、その協議後、用地の選定、そして基本設計と、そういうふうな形で進んでいくのではないかというふうに思っております。



スタートからその後、いろんな手続等もございますが、最終的に建設までということになりますれば、完成までには七、八年ぐらいは必要じゃないかなというふうに思っております。以上です。

16番（緒方寿光君）

部長から今、七、八年ぐらいは時間が必要じゃないかという話をもらいましたけど、そうしますと、この27年度、28年度での建設というのは、今のところは無理かと、延長せざるを得ないのかという状況なんではないかな。それをちょっと率直にお尋ねしますが。

市民部長（田島稔大君）

まず、一番問題になりますのが、やっぱり用地の選定ではないかというふうに思っております。

これにどれだけの日数を要するかというのが一番スケジュールが動く要因ではないかというふうに思っております。その後の事務手続につきましては、一定、半年なり、1年なりという期間でできますので、この用地選定でこれが短くなったり、ややもすれば長くなったりということはございますが、柳川のクリーンセンターのあと10年程度は何とか延命をしようというふうなことで考えておりますので、なるべく早い時期にはそういうふうに、今七、八年と申し上げましたが、これを前倒しできるような形で取り組んでいきたいというふうには考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

最後にクリーンセンターの建設に向けて、市長の考え方を簡単でいいですでお聞かせいただけますか。

市長（金子健次君）

先ほど申し上げましたように、この建設に当たりましては広域的に取り組むということで、今、RDFの大牟田の問題だと思えますけれども、そういう問題を含めて今後検討して、広域的に取り組んだ場合にどこの市と共同歩調をとるかということで、これから鋭意努力して検討してまいりたいと思っています。

今、部長がお答えしましたように、延命策としても10年限りかなというふうに思っておりますので、早急にこの問題は取り組まなければならないというふうに思っております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

次に、障害児への福祉サービスの問題について5点ほど質問をします。

初めに、サービス利用中の制限についてお尋ねします。

具体的な事実をこの場で話をしますと、家族構成は父、母、子供3人で、次男が知的障害、長女が知的・身体重複障害で、月間に34時間の居宅サービスを利用していたということです。

問題はここからで、居宅サービス利用中は保護者は一切外出してはいけないと市から言われ、次男のサービス中に長女の受診に行きたかったが、それが行けずにたびたび生活に支障を来すことが多かったという事実があります。

そこで質問ですが、子供がヘルパーと過ごしている間に保護者が外出が必要な用事など、これを済ませてはいけないのでしょうか。つまりは、このようなサービス中の制限があるのかどうか、率直にお尋ねします。

福祉課長（高田淳治君）

まず、居宅サービスの利用中に保護者は外出してはいけないのかといった点につきましては、県に確認をいたしましたところ、原則として外出してはいけないということでございます。

その理由といたしましては、居宅介護、ホームヘルプの内容につきましては、自宅での入浴、排せつ及び食事等の介護など生活全般にわたる援助を行うこととして、特に子供を預かるといったサービスではないために、緒方議員の御質問の中にありましたように、次男さんのサービス利用中に長女の受診に行きたいという内容の御質問に関し、外出制限の指導をしたものと思います。

こうした場合の対応のサービスの一つとしまして、ホームヘルパーに次男さんを一時的に預けることになるために、ホームヘルプではなくて、児童デイサービスまたは地域生活支援事業の日中一時支援事業を御利用されるのが適当であるといった十分な説明があわせて必要であったと考えております。

ただし、冒頭で居宅サービス利用中に原則できないと申し上げましたけれども、居宅介護事業所と保護者間の利用契約でございまして、外出内容等を申し出ていただき、短時間で済むような外出をされる用事など訪問中のヘルパーの了解を得た上での外出は可能と考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

そうしましたら、実態を把握された上で今後の対応を率直にお尋ねしますが、今後どうされるのでしょうか。

福祉課長（高田淳治君）

今後の対応ということでございますけれども、サービス制度に沿った利用体系となるように努めてまいりますとともに、サービス利用については、その内容等を十分に利用者に説明を行っていった上で、納得の上でございますが、御利用いただくことに努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

これは2点目の質問になりますが、居宅サービス時間の減少について、これも率直にお尋ねします。

これも具体的な問題として、支援費制度から障害者自立支援法にかわった際に、それまでは60時間支給されていた訪問介護の居宅サービスの時間が一律34時間に突然減らされてしまったということでもあります。

そこで、この事実を把握されているのか、把握されているとすれば、どのような基準のもとでこの判断がなされたのか、まずはサービス時間がカットされたその理由と根拠をお尋ねします。

福祉課長（高田淳治君）

お答えいたします。

障害者自立支援法の制定以前の支援費制度でございますが、障害者の皆様に対して提供されるサービス支給量につきましては、具体的な基準はなく、あわせてサービス支給量の限度額も設定をされていませんでした。この時点で一月に60時間の居宅サービス量であったものと思います。

しかしながら、平成18年4月に施行されました障害者自立支援法では、これまでのサービス費用の増大による国の財源不足により、新たにサービス支給基準が示されたところでございます。

国が示したサービス基準でございますが、本市が同法施行前に行っていた支給基準を大きく下回っていたため、このまま国の基準を採用しますと、利用者の皆様の4割以上の方のサービス支給量をカットせざるを得ない状況でございました。

このために、本市の支給決定基準につきましては、同法施行前のサービス支給量等も勘案しまして、できるだけ水準を確保できますように国の基準の1.9倍としたところでございまして、見直した結果が一月に34時間となっております。このサービス支給時間の減の理由につきましては、先ほど述べましたように、国の法律による新たな基準の設定によるものでございます。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

今後、柳川市の方針としてはどうされるんですか。簡単をお願いします。

福祉課長（高田淳治君）

これによりまして、平成21年4月に国の基準並びに全般的な報酬単価の改正が行われましたことによりまして、本市の支給決定基準も見直しを行いまして、国の基準の2.2倍に引き上げを行ったところでございます。

この方の例で申し上げますと、上限となる一月に41時間となるサービスを受けることができることとなります。

なお、現時点での本市の支給基準につきましては、一概に申し上げることはできませんけれども、本市は高い水準ではないかというふうに考えているところです。

以上です。

16番（緒方寿光君）

これはまた事実なんですけど、3点目の質問をしますが、デイサービスの支給時間がほかの自治体に比べて少ないという問題です。

この利用の方は、実は大川市に転居されたということですが、柳川市のデイサービス支給量は月に15日だったと。しかしながら、大川市に移ったら月に25日ということで、サービスの支給量の違いが実は大きくあるということでもあります。ずばり柳川市は月に10日も少ないということなんですけれども、どのような理由からこんな差が出てくるのか、そして、この実態を踏まえて今後柳川としてはどうされるのか、お尋ねします。

福祉課長（高田淳治君）

お答えいたします。

平成18年度施行の障害者自立支援法では、児童デイサービスなどの通所サービスの支給量についての基準がなく、それぞれの市町村の判断によるとされてきました。

そこで、障害者・障害児福祉サービス等支給決定基準に関する要綱の中で、当時、児童デイサービスなどの通所施設が市内になかったことなどを考慮いたしまして、児童デイサービスにつきましては、当初15日と基準を定めたところでございます。

しかしながら、本市といたしましては、その後、市内に施設が開所されたこともありまして、さらに今後の福祉サービスの充実を図るためにも、本年4月1日から支給基準を15日から31日までに変更いたしましたところでございます。

そういったところで、この基準に沿って努めていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

16番（緒方寿光君）

そうしましたら、引き続き質問しますが、現時点で本市の障害児のための通園施設、受け入れ施設というんでしょうかね、これを具体的に現実はどうなっているのか、その実態を教えてください。

福祉課長（高田淳治君）

お答えいたします。

まず、緒方議員質問の柳川市内の通園施設はということですが、市内には重症心身障害児・障害者通園事業を行っております柳川療育センターが1カ所ございます。このほか、市内保育園5カ所において通園を御利用されているところでございます。

このほか、大牟田市にあります知的障害児通園施設りんどう学園といった施設についても

御利用があっているということでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

5点目の質問ですが、発達障害の子供さんが現実的に年々ふえているような実感をしておりますが、現在、柳川市に住んでいる障害児の人数を把握されていますか、教えてもらえませんか。

福祉課長（高田淳治君）

お答えいたします。

発達障害といたしましては、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、それから注意欠陥・多動性障害、そういった脳機能障害というのがあるということでございまして、通常、低年齢において発症するものというふうになっております。

このデータを把握はいたしておりませんが、先ほど述べましたように、症状が低年齢になって発現するといったものもございまして、参考としまして、障害手帳をお持ちである18歳未満の子供さんの人数をお答えさせていただきたいというふうに思います。

まず、知的障害のある児童の療育手帳所持者は、就学児86名、それから未就学児15名、それから、精神障害のある児童の精神保健福祉手帳所持者数でございますが、就学児5名、それから未就学児ゼロ、自立支援（精神通院）医療受給者数で申し上げますと、就学児32名、それから未就学児ゼロ、以上でございます。

16番（緒方寿光君）

5点にわたり質問をさせていただきましたが、市長に最後に質問させていただきます。

この障害児の福祉サービス、これについて質問しますが、これは市長の選挙マニフェスト、障害を持った人が地域で自立して生活できるように支援体制を推進すること、これをやりますということで力強く書いてありますが、この支援、障害児に対する支援についても、ぜひ積極的に推進をしていただきたいと思いますし私は考えているところでありますが、市長のこのことについての見解を簡単に教えてもらえませんか。

市長（金子健次君）

障害者の皆さんへの福祉サービスを定めた障害者自立支援法は、平成18年4月に施行されております。しかしながら、項目ごとに異なるわけでございますけれども、本年度まで、来年3月までを移行期限として、平成24年4月1日までに改正した法律が施行されることになっております。

本市といたしましては、この法改正された制度に基づきまして、障害者の皆さんがこれからも安心して、安定したサービスを提供できるよう努めてまいりたいというふうに思っております。このためにも、利用者の皆さんからの御相談等につきましては、わかりやすく説明を行っていくことが重要であると認識をいたしているところでございます。

先ほど課長のほうがお答えしましたように、もっとわかりやすく説明したら、もっと市民の皆さんから理解を得たのかなというふうに思っておるところでございます。

現在、本市では障害者福祉計画の見直し作業を進めておりまして、24年度から26年度までの3カ年度を目標といたしました新たな計画を策定することといたしておるところでございます。

この計画は、障害者の皆さんの自立と地域生活支援への将来像を提示し、その実現に向けた取り組みを示すこととなります。本市といたしましても、これから障害者福祉の充実を図りまして、さらなる福祉のまちづくりに努めていきたいと考えております。

先ほど課長が答弁いたしましたけれども、いろんな基準につきましても国を上回るような形、また、近隣の状況も十分把握をしてから、柳川市の障害者のまちづくりについては努力してまいりたいと思います。

最近、障害者の児童を対象とした児童デイサービスが裁判所前にオープンいたしました。そういう形で、そういうことについても十分支援をしていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

16番（緒方寿光君）

次の質問をします。

雇用促進住宅の譲渡についてお尋ねをします。

まず初めに、この住宅は人口減少をとめて、定住人口推進の目的、既存入居者から市へ実は存続の要望陳情があって、平成21年2月に厚生労働省へ譲渡を申請していると聞いております。

具体的には約800人の入居があって、普通交付税算定では年間に約80,000千円の歳入が見込まれ、そして、譲渡価格は当時約2億円、将来の定住人口を確保するとして検討していたと私は聞いています。

そこで質問しますが、譲渡の申請後からこれまでの経過、このことについて具体的にお尋ねをします。

商工振興課長（田中利光君）

ただいまの雇用促進住宅についてのお尋ねでございますけれども、まず初めに、雇用促進住宅につきましては、労働者間の地域間の移動の円滑化を図るため、雇用保険の3事業の雇用福祉事業により設置された勤労者向けの住宅で、管理につきましては、平成23年9月末まで独立行政法人雇用能力開発機構が所管いたしておりましたが、平成23年10月からは独立行政法人高齢障害求職者支援機構が行っておるような機構の変更がっておりますので、御報告を申し上げたいというふうに思います。

先ほどいただきました議員の御質問の中に約800人の入居者があると。平成21年2月に約

800人の入居者があるということでしたがけれども、私どものほうで平成21年2月の3宿舎、柳川には3つの宿舎がございます。柳川宿舎、それから三橋宿舎、大和宿舎がございまして、ここに全部で220戸あるわけでございます。一応21年2月末の3宿舎の調査いたしましたところ、147世帯504名、その当時の入居率は66.8%でございました。

それから、平成21年に厚生労働省へ譲渡を申請していると。それ以降の経過はというふうなことでございます。

これにつきましては、平成20年2月、雇用能力開発機構から雇用促進住宅廃止時期などについての通知がございました。平成20年度末までが譲渡の期限とされております。また、平成20年度末までに譲渡希望がない場合は閣議決定に基づき廃止をするとのことでございました。

市は、譲渡条件等の検討のために平成21年3月末に独立行政法人雇用能力開発機構に対しまして、雇用促進住宅の譲渡を希望することを回答いたしております。しかしながら、平成21年5月に厚生労働省より20年末の経済変動により派遣契約の中途解除などの社会問題に対応するため、平成21年度以降、少なくとも3年間は入居者の退去を促進する取り組みは実施しないものとされました。

また、平成24年4月に経済情勢・雇用失業状況等により見直しの場合があるとされております。先ほど申し上げましたように、独立行政法人雇用能力開発機構の廃止など雇用促進住宅を取り巻く状況も変化がっておりますので、現在、この雇用促進住宅の譲渡協議については保留の状況となっているところでございます。

16番（緒方寿光君）

保留になっているという結論なんです、そうしますと、私は雇用能力開発機構、これが平成19年6月22日で規制改革推進のための3カ年計画ですか、これで閣議決定として平成33年度までにすべての処理を完了すると、この機構はすべての処理を完了することと、こうしておるところであります。

そのような中で、今後、雇用促進住宅の譲渡についてどのような方向で進まれるのか、市長の今後の具体的な方針をお尋ねいたします。

市長（金子健次君）

先ほど述べましたように、機構より市内3カ所にあります雇用促進住宅につきましては、譲渡条件を含めまして、譲渡の協議は今日までやってきております。

その中で雇用促進住宅の譲渡先につきましては、地方公共団体を一番に考えるということでございます。

次に、地方公共団体が譲渡を受けられないときは、地方公共団体が推薦する法人、例えば、住宅供給公社、公益法人、社会福祉法人等、また、地方公共団体が譲渡先として適当であると特に推薦する法人というふうになっております。

さらに譲渡先が全くないときには民間を考え、そしてまた、さらにはないときには更地にするというふうになっております。

以上の考え方をあわせて、本市も譲渡価格の提供を受けているところでもございます。市はこのほか、雇用促進住宅の譲渡についてどういう方針を出しているか、考え方を持っているかという問いでございます。それについてお答えしたいと思います。

1つは、雇用促進住宅の譲渡を受けた場合には、公営住宅として10年間の用途指定があります。

1点目に、経済面では3宿舎とも約20年近くを経過しておりまして、現在も入居者が減少している中で入居者の増加が見込めるかどうか。

2点目が、雇用促進住宅3宿舎はいずれも5階建てでございます。エレベーターがなく、バリアフリー対策もされておらず、高齢者や障害者の方には不適合であり、市営住宅としての利用は非常に難しいものが現状ではないかと思っております。

3点目に、市営住宅として利用する場合、エレベーター等大規模な改修費やリフォーム費用、人件費などの支出が必要となり、市の経費負担が多額になると見込まれ、また、今後生ずる修繕費なども想定できない状況でございます。

4点目に、老朽化の解体費用が1宿舎で約130,000千円の経費がかかると試算されております。

5点目に、柳川地域におきまして住宅の賃貸物件が過剰供給となっております。民間業者への圧迫となる可能性があります。

最後に、市の住宅政策としては、公営住宅につきましては、住宅ストック総合活用計画により方針を決定していることもあります。

以上のような検討と今後の状況を見きわめながら、譲渡につきましては、慎重に対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

大体時期としてどれぐらいに結論を出される御予定ですか。

市長（金子健次君）

雇用促進住宅につきましては、国の機構が変更されております。また、平成24年4月に経済情勢、雇用失業状況などにより見直しの場合があるというふうに思っております。当面、雇用促進住宅の国の施策の状況を見きわめながら、時期を見て方針を決定したいと考えております。

16番（緒方寿光君）

残り時間が13分になりましたので、次の質問に移ります。

市長の選挙時のマニフェスト、これで大きな目玉の政策なんですが、柳川ツーリズム特区



の推進、簡単に言えば農漁業体験型観光民宿の推進ということで、期限を4年以内と決めています。そして、市長の手段として、農家や漁家の民宿を掘り起こして、地元の農産物、魚介類を使った郷土料理と自家製のどぶろくや果実酒でのもてなしと農漁業の体験型観光により、滞在型観光の振興を図るということで強く打ち出しています。

このことについて、私は6月議会で質問いたしましたが、市長からは農家の民泊を視野に入れ、滞在型の観光振興を図りたい。さらに、どういう形の特区でできるのか考えながらやっていきたいというような答弁をいただきました。

そこで、6月議会後、既に5カ月が経過しておるわけですが、市長の、そしてまた、市長の任期残り1年3カ月でしょうか、この時期に率直に質問をするわけですが、まず初めに、市長が言われる特区、これはどういうものなのか、具体的にお尋ねをいたします。

産業経済部長（横山英眞君）

まず、特区についてどういうものかというお尋ねにお答えいたします。

特区には総合特区と構造改革特区がございますが、我々本市で考えております特区は、平成14年の構造改革特別区域法、いわゆる特区法による構造改革特区を考えております。

これは民間事業者や個人、地方公共団体などの自発的な発案によりまして、地域の特性に応じた規制の特例措置を導入する地域を設けて規制緩和によりまして地域の活性化を図るという目的でございます。

現在、酒税法によるどぶろく等製造を除いて、今は、特区にしなくても旅館業法による面積の緩和、道路運送法による宿泊のサービスの一環として行う送迎輸送、また、消防法による誘導灯、火災報知機などの設置などにつきましては、現在規制緩和がなされているところでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

ということは、特別、この特区に当たっては国の申請が必要ではないということですか。

産業経済部長（横山英眞君）

先ほど申し上げましたように、旅館業法、例えば、道路運送法、消防法によるものについては申請をしなくていいようです。

ただ、酒税法にかかわるものについては、特区の申請が必要であるというふうに理解をしています。

16番（緒方寿光君）

そしたら、その申請はもう既に終わってあるんですか。終わっていないとすれば、いつごろされるんですか、そこをお尋ねします。

産業経済部長（横山英眞君）

今のところ、まだ特区の申請はやってございません。現在やっておりますのは、福岡都市

圏、6月の議会でも市長のほうで答弁いたしましたけれども、現段階では福岡都市圏を中心に応募を募りまして、日帰りのバスツアーを行っております。農漁業を初め、特産品を使った料理、名所、自然を体験いただき、本市の地域資源を発掘しながら、たくさんの人に伝え、新たな体験型交流を今実施しているところでございます。今後もこれを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

酒税法については、特区申請をしなければ規制緩和は行われないうことで理解したわけですが、これはマニフェストで書いているということであれば、4年間で実現すると書いてありますから、それはもう申請しておかないと間に合わないんじゃないですか。市長、どうですか。

市長（金子健次君）

確かに民泊、また、漁家のところに泊まって有明海に行くと、そういう構想を描きまして、マニフェストの中に上げました。実際、どぶろく特区というのも、実際は全国で二十数カ所指定をされております。そのどぶろく特区だけの申請ではなくて、実際、民泊、農家の家に民泊、また、漁家の家に民泊することが、具体的に運ぶためにはいろんな計画がまだ必要だと思えます。

今日、柳川市におきましては、福岡都市圏からのバスツアーや、そういう形でたくさんの皆さんがおいでいただいております。その中に農家とのかかわり、漁家とのかかわりがあるわけでございます。

一つ、今回、8月の末に鹿児島のほうに行きました。そのときに鹿児島観光協会のほうからそういう特区ではなくて、民泊とか農家の家に泊まり込みの修学旅行のやつもありますという話も聞きましたし、いろんな形で私の任期があと1年4カ月でありますけれども、そういう足がかりはつくっておきたいというふうに考えているところでもございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

私はなぜこの話をさせていただいているかと申しますと、人口の定着については6月議会で、これは重要な施策じゃないかということで話をさせてもらいました。しかしながら、交流人口をふやすという観点からいきますと、私は柳川市は第1次産業が基幹産業でもありますし、この施策は大いに実現をしなければいけないんじゃないかという思いがあるわけございまして、特に企業誘致といっても厳しい状況にあります。特に定着人口の増加といってもなかなか厳しいものがあるわけですので、逆に私はこの施策は早急に取り組んで実現をする。そして、市長おっしゃるように、全国に、そして世界に大いに売り込んでいくぐらいの気迫をもってやはり進めていただきたいなと私は考えております。

そして、なぜこの施策が大事になるかと申しますと、特に柳川の農漁村は当然のことながら、自然もあります。そして、食生活にかかわる知恵、そして、そういうわざ、暮らしのわざというんでしょうかね、それを身につけてある高齢者の方、そして女性の方々、たくさんいらっしやると思うんです。料理も上手です。そして、高齢者と女性、この生きがいもつくることになりますし、経済的自立も当然のことながら促進すると。

簡単に言えば、何ぼか少額であっても自分の財布が豊かになる。そうすると、結果として市民が、そして、市が潤うことになると私は考えるから、やはりこの施策については実現するために今何をやらないといけないのかということをもう少しスピード感を持ってぜひやっていただきたいと私は考えているところであります。

そこで、最後の質問になりますけれども、24年度、来年、これは市長、最後の任期の年になりますが、民宿、どぶろく、果実酒でもてなすと。民泊進めますとありますけどね、何をされようとしているんですか、お尋ねをします。

市長（金子健次君）

時間があと4分になりましたけれども、今の御質問にお答えしたいと思います。

1つは、先週土日ですね、市民祭りがありました。その中におきまして、天気は晴れという形もあったと思いますけれども、6万5,000人ぐらいの、本当に市内外からたくさんの方がおいででございました。たしか店舗の売り上げも大分あったというふうに思っております。

今までここ数年間の中で、一日観光という形で、体験型という形で進めております。その中において、農家の方、また、漁家の方についても少しずつ理解をしていただいたというふうに思っております。一足飛びに民宿まではいけないかもしれないけれども、その足がかりを私はつくったというふうに思っておりますので、予算面については、具体的には24年度の中にそういうことはできるかどうかについては、ちょっと今のところまだ検討の段階でございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

今のところは、まだ足がかりをつけるという意味では具体的には考えていないということなんですが、せめて来年のタイムスケジュールぐらいは僕は立ててあるんじゃないかなと思うんですよ、この時期にこうやりたい、この時期にこうせにゃいかんとか。そういう思いをぜひ最後に聞かせてもらえますか。

市長（金子健次君）

繰り返しの答弁になりますけれども、来年どうこうというところまではいっていませんで、今の実際行っている体験型の観光とか、そういう形を今後さらに充実して、民宿という形を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。（「はい、終わります」と呼ぶ者あり）

議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、緒方寿光議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時 休憩

午前11時10分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、4番白谷義隆議員の発言を許します。

4番（白谷義隆君）（登壇）

皆さんおはようございます。4番白谷でございます。議長のお許しをいただきましたので、ただいまより質問をさせていただきます。

通告では、建築設計の入札制度、ピアス跡地問題、そして、学校給食の順でお願いをいたしておりましたが、最初に学校給食についてお尋ねをしたいと思います。

市では先日、学校給食における自校調理方式の廃止及び学校給食の民営化を基本とする学校給食の今後の方針を示されました。市の説明によると、現在、旧柳川市の小学校の学校給食は、それぞれの小学校で調理した給食を直接児童に提供する自校調理方式で行っておりますが、その自校調理方式を平成25年度から順次廃止し、当面、大和学校給食センターに集約し、そこで一括調理し、各小学校へ配送するとしています。あわせて、学校給食の民営化を進め、最終的には全部の学校給食を大和、三橋の学校給食センターに集約し、センターを民営化するとしています。

そこでお尋ねしますが、自校調理方式の学校給食を廃止し、給食センターに集約することについてのメリット及びデメリットについてお尋ねをいたします。

また、自校調理方式を廃止し、給食センターに集約することとともに、給食センターを民営化することについての保護者の理解を求めることが必要だと思っておりますが、このことについてどのように考えてあるか、お尋ねをいたします。

なお、ほかの質問については自席よりお尋ねしますので、よろしくお尋ねをいたします。

学校教育課長（高崎祐二君）

学校教育課のほうから学校給食を集約することでのメリット及びデメリットについてお答えしたいと思います。

まず最初に、自校調理方式とセンター方式のメリット、デメリットについて代表的なものを述べさせていただきたいと思っております。

自校調理方式の場合のメリットは、児童・生徒との触れ合いがふえ、コミュニケーションが高まる、配送時間が短縮され、調理後喫食までの時間が短いので、温かさ等の食感についても問題がない、配送費用が不必要などが代表的なメリットだと考えております。デメリット

トにつきましては、各学校に調理場施設設備や調理員が必要となるため、多額の施設整備経費や人件費がかかる、各学校の教職員に対する事務負担が大きい、事務管理、労務管理、衛生管理を各学校で行わなければならない、規模が小さいため機器の自動化が図れず労働依存型になりやすい、物資の調達コストが高くつく、すべての学校に学校栄養職員が配置されないため調理員の安全面、衛生面での能力アップが不可欠になるというふうに言われております。

一方、センター方式でのメリットは、施設設備及び運営経費の節減と合理化が図れる、教職員の給食に対する事務負担が軽減され教育活動に専念できる、集中管理により事務管理、労務管理、衛生管理の合理化が図れる、物資の一括配送及び大量発注のため調理コストが安く済むなどが代表的なものです。デメリットにつきましては、児童・生徒との触れ合いが少ない、配送の関係等で調理内容や時間の制約が大きい、調理後喫食までの時間が長いので温かいものが冷めるなどの食感などに問題がある、機器等を更新する場合、規模が大きいので経費、期間等を要する、日曜参観時の給食実施等の個別対応が難しいなどが挙げられます。

このように、センターへの集約化を進めていくと、自校調理方式のデメリット部分が集約化のメリットへ、センター方式のデメリット部分がそのまま集約化のデメリットになるものと思っております。

2点目の保護者への説明をどうするかという御質問でございますが、保護者の理解取得について、まずは変更の対象となる給食センター方式の学校につきましては、保護者代表と校長で組織されております学校給食共同調理場運営委員会に今後の方針について詳しく御説明をし、運営委員会の皆様の御意見等を踏まえて各学校の保護者の皆様の御理解を求めていきたいというふうに思っております。

また、変更となる自校調理方式の学校の保護者の皆様には、まず、PTAの役員の方々に御説明を行い、その意見などを踏まえて保護者の皆様の御理解を求めていきたいというふうに考えております。

以上です。

4番（白谷義隆君）

今、説明の中でいろいろありましたが、いずれにしても、センター方式のメリットとしては、何といたっても人件費などの経費の削減、これに尽きると思います。もちろん、財政的な面を考えていけば、これが自治体の運営にとって重要なことであるということはもちろん理解はできます。ただ一方で、先ほども説明されましたように、自校調理方式のメリットもあるわけで、先ほどの中にありましたように、一番のメリットは何といたっても調理したものをすぐ子供たちに提供できること、それと、調理員と子供たちの触れ合い、そして、そのことによって子供たちの意見を直接聞くことができるということだろうと思います。また、学校行事に合わせた給食の提供もメリットとして上げられました。ただ、私が考えるに、それ以

外にも自校方式のメリットはあります。1つは、調理の様子を子供たちが直接見たり、あるいは、において感じるができることです。これらはセンターから配送される給食とは違い、家庭での食事に近い給食が提供できることだろうと思います。

また、学校給食における地産地消の取り組み、これは前にも質問をしたことがあります、やはりその中での説明もありましたが、センター方式よりやはり自校調理方式のほうが進めやすいということも事実だろうと思います。どうしてもセンター方式は千数百食という食材を必要としますので、なかなか地元の産品を調達するのが難しく、やっぱりなかなか難しいんだろうと。ただ、自校方式では食数も限られておまして、そういった食材の調達も安く地産地消、それとよく言われます生産者の顔が見える学校給食を実現できる、これも学校給食の大きな要素でありますね。さらには、よくよそであります、子供たちが収穫体験したものを食材として利用する、そういうことも私はできるんじゃないかと思います。

こうしたことを通して、まさに学校給食法が掲げる食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであり、食にかかわる人々のさまざまな活動によって支えられていることに理解を深めるとうたわれておりますが、まさにこれにつながるものだと私は考えております。そのほかにも、いろんなメリットがあります。例えば、アレルギー体質の子供に対する食事の提供等についても、本市ではされていないようですが、他校では代替の給食を提供しているところもあると聞いております。これも今後、やっぱり自校方式の中ではぜひ取り組んでいただきたいというふうにも考えております。

確かに、センター方式で、そして民営化にすれば経費の削減はできると思いますが、ただ、このセンター方式、あるいは民営化を進めるに当たって、一番大切なのはやはり子供にとってどういった給食が一番適当なのか、やはりそのこともやっぱり考えていく必要があると思いますが、通告はしておりませんでした、そのことについてどちらがいいのか、教育長、もし、回答できればお尋ねをしたい。通告をしておりませんので、よかったですらお願いいたします。

教育長（北川 満君）

今の御質問にお答えしたいと思いますが、議員御指摘の点につきましては、ごもっともだと私自身思っております。また、このセンター方式のメリットとしては、何といたっても人件費等の経費節減につながるものという御理解もいただいていることに大変ありがたく思っているところでございます。

さて、全員協議会でも議員の皆様の前で課長のほうから御紹介、また御理解を求めするために御説明申し上げましたが、ここで1つ確認をさせていただきたいのは、自校給食が全くいけないとか、そういった立場に立っているわけではございません。また、否定しているわけではございませんので、その辺の御理解から進めていきたいと思っておりますけれども、よろしく御理解をお願いしたいと思います。しかしながら、現状といたしましては、施設等が非常

に老朽化している事実が1つ上げられます。そういったことに伴って衛生管理面において、やはりちょっと不都合が生じておるのも事実でございます。また、あわせて改修の必要性も出てきております。一方で、柳川・大和の共同調理場におきましては施設も新しく、非常に衛生管理上も優秀な施設というふうに受けとめております。さらに、児童・生徒数の減少がおさまらないわけでございますけれども、そういった中で調理供給の提供できる力が、余力が出てきたと。今までが1,200食だったのが1,000食に減ってしまって200食を提供できるとか、そういったところの余力がその調理場には出てまいりました。それもおさえながら、数校分の調理が可能になっているという事実もお届けしておきたいというふうに思っております。

まず、現在不統一の供給の方法、提供の方法をまず一本化したいという強い願いを持っているのは事実でございます。ひとつ行政改革の流れからも、共同調理方式への移行はやむを得ない状況であるというふうに解釈をしているところでございます。

また、アレルギーということで簡単に触れていただきましたのであわせて申し上げますが、この辺につきましては、柳川山門医師会の御協力、御賛同も得まして、そういったアレルギー対象の方には面接も行い、アレルギー対応の対応策、それから、アレルギー対応食を提供できるようにということで、今、準備し、また現実に入っているところでございますので、重ねて御報告を申し上げておきたいと、このような考えに立ってしておりますので、よろしく御理解をお願いします。

以上でございます。

4番（白谷義隆君）

センター方式がいいのか、自校調理方式がいいのかの回答はいただけませんでしたけど、通告もしておりませんでしたし、なかなか言いにくいところもあるんでしょう。

アレルギー体質の子供に対する給食については、やはり現在、センターでは私もセンターに勤めた経験がありますのでよくわかりますけど、やはり今、この柳川市全部ですが、アレルギー物質を除去するだけなんです。ところが、ほかの自校方式のところでは除去するだけでなく、代替のかわりの給食を提供しているところもあるんです。ですから、アレルギーがひどい子供は学校からそのときは弁当を持ってきてということになるんですけど、ただ、やっぱりそれはセンター方式で代替の給食をつくるというのは、これは現実には無理なんです。さっき言いましたように、千何百食ってつくるわけですから。そうすると、やはり自校調理方式のほうが、やっぱりよそでも自校調理方式だけがそういったかわりの給食を提供しているということであるようですね。そのことについては、今、医師会等も含めて協議をされているということですので、そのことについては1つつけ加えておきますけど。

そうした中で、教育長はどちらがいいとは言われませんでしたけど、ただ、県内複数の市では、もう教育委員会御存じだろうと思いますけど、センター方式をやめて自校方式に戻し

ているところも実はあるんですね、御存じだろうと思いますけど。やはり自校調理方式のほうがメリットが多いということでそうされているんだろうと思いますが、このことだけは申し上げておきたいと思います。

次に、保護者の理解を求めるということについてお尋ねします。

先ほどの答弁によりますと、今後の方針を説明しながら保護者の理解を得たいというような説明でありました。この説明の中では当然、先ほど私が言いました自校方式とセンター方式の違いはもちろんでしょうが、メリットとデメリット、あるいは直営と民営化の違い等についても説明をされると思うんですが、そのことについてはどのように考えてあるんでしょうか。

学校教育課長（高崎祐二君）

その点についてお答えしたいと思います。

当然、先ほどお答えいたしましたメリット、デメリットについては御報告をしなくては行けないというふうに思っております。先ほど来、申し上げておりますが、まずやっぱり現在の自校調理方式で今回、変更をしようと思っております部分は、やはり衛生面でかなり今、不都合が生じてきているというふうに思っております。それで、今後、それを改築していくというふうになりますと、やっぱり自校方式の継続、ほかにやっぱり三橋地区、大和地区ではずっとセンター方式で来ているという状況もございます。そこら辺も含めて保護者のほうに説明をいたしたいというふうに思っております。

以上です。

4番（白谷義隆君）

確かに経費的な面、それについては強調をされますが、そのことについては私も理解はするんですけど、ただ、そうした中で、子供たちにとってどちらがいいのか、それはやはり両方説明をして、そして、やはり私は保護者の判断を得る必要があるんだろうと思うんですよ。あくまで市のほうで経費が要りますよ、建てかえも要ります、衛生管理も要りますということで、やはり一方的に押しつけることじゃなくて、やはりそのことについては何分、自分たちの子供のことですからね、保護者にとっては、ですから、そこら辺についてはやはり、保護者の方の意見なり、また、それを含めた判断をしていただいて理解を得ながら、そうしたセンター方式、民営化に進んでいかれるべきだと思うんですよ。ですから、あくまで財政的な面だけを押しつけるのではなく、十分保護者の意見を聞きながら進めていただきたいと思います。これは要望を、当然のことですけど、あえて要望をしておきたいと思います。

それと、説明をされる保護者の対象ですけど、柳川給食センターはもう既に民営化をなされておりますので、そのことについては保護者の説明が予定されていないのだろうと思いますが、そのほかの部分については民営化なり、センター方式に移るわけですから、ほかの学校すべてについては説明をする予定でありますか。



学校教育課長（高崎祐二君）

今のところ予定しておりますのは、対象校となりますその校区への説明を行いたいというふうに思っておるところです。

以上です。

4番（白谷義隆君）

ですから、先ほども言いましたけど、自校方式からセンター方式に変わるところ、そして、センター方式が直営ですから、1校を除けば、柳川調理場を除けば。そしたら、センター方式を民営化することについても当然説明はされるわけでしょうから、だとすると、結果的には柳川給食センター関係の学校を除けば、あとは全部ということになるんでしょう、今の説明からすれば。

学校教育課長（高崎祐二君）

言葉足らずでしたら申しわけございません。

まず、平成25年度から計画しておりますのは自校調理校の2校、それから、大和センターの民営化という形を計画させていただいておりますので、大和校区の小・中学校の先ほど言いました学校給食委員会、まずはそちらのほうに御説明をしたいというふうに思っておるところです。

4番（白谷義隆君）

ただ、最終的には自校調理方式はセンターに集約されるんでしょう。そして、センターの分についても民営化はすべてされるという話でしたので、そうすれば、今、課長が言われるようにすれば、例えば、自校調理方式からセンターに移る、平成25年度から昭代第一と柳河小学校ですかね、対象になるのが、自校方式がセンター方式に移るのが。そうすると、自校からセンターに移る分の説明については、昭代第一と柳河小学校しかないという話ですよ。ただ、いずれは全部なるわけですからね、そうすると、後からよその小学校がセンターに移るわけですからね、そのときに、いや、うちは困るよと、うちはもうぜひ自校方式でいていただきたいと言われても、それはかなわぬことでしょう、当然。もう今から始まるわけですからね、旧柳川の分の小学校の自校方式からセンターに、今変わるわけですからね。後からそれぞれの学校が、いや、うちは困ります、うちは困りますと言ってもどうもされんでしょう、市としては、教育委員会として。そういうことを考えれば、やはり今、方針を出されているわけですから、今、その保護者の理解を得ておかなければ、後からはもう保護者の理解じゃないでしょう、ただ単に方針を説明するだけになるじゃないですか。それとも、あとは後でまたその都度その都度、保護者の理解を求めていきますよと、そして、その中でまた十分保護者の意見を聞きながら反映させますよということであればいいんですけど、それはできないわけでしょう。ちょっとお尋ねします。

教育部長（高田 厚君）

白谷議員がおっしゃることよくわかります。それで、議会のほうに御説明を申し上げたときには、確かに今回の該当校といいますか、そういうところをやっぱり説明をして進めていこうというふうに考えておりました。しかし、そういった御指摘も受けましたので、そこら辺についてはもう一回ちょっとこちらの内部で検討させていただきたいと思います。

以上です。

4番（白谷義隆君）

ぜひ、そういった方向で説明をしていただきたい、そういうふうに思います。これで学校給食についての質問を終わります。

次に、建築設計の入札制度についてお尋ねします。

現在、本市では建築設計者の選定を競争入札方式で行い、入札者のうち、最低価格提示者、あるいは最低価格提示者が2人以上いる場合は抽せんて設計者を選定するという方法をとってあると思います。しかし、建築設計は物品購入のように購入するものの内容や質があらかじめ具体的に特定され、だれが行っても結果の同一性が保証されているものではありません。建築設計は、設計の内容や設計の結果があらかじめ目に見える形になっているわけではなく、設計者によってその結果に差が生じます。小規模の改修等を除いて設計料が安いからといっても、設計正確図が悪ければ、要求する性能や品質の建築物を得られないという結果になりかねません。質の高い建築設計を行うためには、設計者の能力や経験などの資質が大きく問われています。そのため、設計業務委託に当たっては設計料の多寡のみでなく、設計者の創造力、技術力、経験などを審査し、その設計業務の内容に適した設計者を選定することが重要だと思います。そのことについて、市長の考えをお尋ねします。また、合併後、建築設計について、このように設計の多寡のみによらない設計者を選択したことがあるのか、あわせてお尋ねいたします。

副市長（刈茅初支君）

本市の建築設計の業務委託契約につきましては、議員が言われましたように価格競争方式であります一般競争方式、あるいは指名競争入札といった方法を本市は採用しております。平成17年3月の合併以降、建築設計業務につきましては委託業者の選定に当たりましては、今申し上げました一般競争入札、あるいは指名競争入札以外の方法はとっておりません。

議員もおっしゃいますように、建築設計は成果物があらかじめ特定できないという業務でございまして、このため、設計者の創造性、それから、技術力、経験などを適正に審査した上で、その設計業務の内容に最も適した設計者を選定するということが重要なことであろうというふうに思っております。そして、最も適した設計者を選ぶ方法といたしましてプロポーザル方式というものがあろうかというふうに考えております。

しかしながら、このプロポーザル方式では業者選定の審査の公平性、それから透明性、これをいかに担保するかといったような問題、それから、2点目といたしまして技術提案の受

当性や先駆性、あるいは独創性といったものを評価していくわけですがけれども、こういったことが今の職員でもって評価できるのかといったような体制の問題、3点目といたしましては、契約金額がコスト高になる傾向がございます。それから、契約までの期間が長期化するといったような課題もございます。しかしながら、議員も言われますように、このプロポーザル方式の、いわゆる建築設計の優位性というものもあるわけでございますので、今後、入札制度、あるいは契約方法についての改革改善というところで議員の御指摘も踏まえ、研究してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

4番（白谷義隆君）

今後ということですけど、ただ、今、副市長が言われたように、プロポーザルにしる、コンペにしる、いろんな問題もあるでしょうね。ただ、私が今回、この入札制度に、特に建築設計の入札制度に疑問を持ったのは、最近、大和中学校の建築設計の入札があって、数はよく知りませんが、10社ほど応札をされて、そのうちの1社を除いてほかの方が最低制限価格にかかって、下回って実は失格というふうになったとお聞きしているわけですけど、それはそれで、それは最低制限価格制度があるわけですから、それは1社残ったことについて私は別に問題があるとは思っておりません。ただ、聞くところによれば、その後、現在、建築設計についても最低制限価格が公表をされているというふうに聞いているんですよ、そのことは間違いありませんか。

総務課長（稲又義輝君）

最低制限価格が公表されているのかというふうなお尋ねですが、今現在は9月から最低制限価格につきましては事前公表という形で行っております。

以上です。

4番（白谷義隆君）

そうですね、事前公表ですね。そうすると、要するに応札される業者の方は最低制限価格がわかっているわけですから、恐らく皆さん最低制限価格で並ぶだろうと、現に工事ではそういった事例もあったと聞いております。当然、そういうことが想定されるわけですね。そうすると、結局、抽せんで決定することになるわけですね。

建物をつくる場合、やはり、同じ工事費でつくっても、やはりそこに差が出てくるのは設計書ですよ。もちろんデザインも含めて、機能性も含めて、経済性も含めて同じ工事費であっても違うわけですよ、設計書によって。先ほども言いましたけど、当然、設計者の経験とか能力とか、大きく問われてくるわけですよ。それを果たして抽せんでいいのかという疑問が実はあって、それで実は、きょうこの質問をしているわけですけど、確かに工事であれば、最低制限価格で抽せんで決定しても管理さえしっかりしていれば、でき上がる成果物というのは全く同じものができるはずなんですよ。ですから、工事については最低制限価

格で抽せんされても成果物は全く同じものができてくるはずですからね。ただ、建築はそういうわけじゃありませんよね、何十年って使うわけですから。でしたら、そこでですね、果たしていいのかっていうことなんです。先ほど副市長は、プロポーザルにしる、コンペにしるいろんな問題がある、確かにそうでしょうね。ただ、設計者を選定するに当たって、別段、そのプロポーザル、コンペだけではないわけですからね。今は総合評価方式というものあるわけですからね、もちろん御存じであると思いますけど。要するに、設計を、業者を選定する前に設計業者から聞き取り、ヒアリングをして、気持ちはヒアリングなんですけど、あるいはその建築物に対するコンセプトとか考え方、どういう方式で設計しようとしているのか、そこら辺を十分聞きながら業者を選定する、そういった方法も今、実はあるわけで、そうした中で、設計料とそういったヒアリングをしながら、両方あわせて判断する、そういうことが制度としてあるわけですから、ですから、必ずしもプロポーザルは時間がかかる、公平性がどうかというのはわかりますよ。ただ、公平性は職員がするか、あるいはどこかの大学の先生とかにお願いするとか、それはプロポーザルとかコンペの場合は、現に要するに公平性を保つために、そういうことを実施されているわけですよ。もちろん、公平性が保たれなければ、だれも設計者の方は応募しないわけですから、プロポーザルにしてもコンペにしても。やはり、それは公平性をどう保つかというのは、それはやっぱり重要な問題です。ただ、総合評価方式でも職員がやっぱり勉強をして提案されたものをそのままするじゃなくて、やっぱり聞きながら判断していく、私はそういうことをしていかなければ、市民の皆さんの税金でつくる建物ですから、それをその建物の基本となる設計業務を果たして抽せんしていいのかと、私はそのことについて非常に疑問に思うわけですけど。ちょっと感想をお願いします。

副市長（刈茅初支君）

議員が言われましたように、確かにそういった成果物はその設計によって大きく変わってくるというようなものについて、それを抽せんして決めるというのは少し問題ではないかというような御指摘だと思います。最低制限価格というのは一定の品質を確保するために設けているものでございまして、制度を運用している我々といたしましては、今の制度として、そういうふうな一定の成果物を確保するという考え方に立って運用しているということは御理解いただきたいと思います。その上で、議員が御指摘いただきましたようなことについては、確かにそういうふうな総合評価方式でありますとか、これも一つの競争方式ではあるわけですが、やはり、一方、客観的にそういった、その技術力であるとか、実績を非常に重視していますので、そういったところも見れる単なる価格競争方式ではないということもございまして。こういった点も踏まえまして、今後、しっかりと研究させていただきます。

4番（白谷義隆君）

ぜひですね、市民の皆さんの税金を使ってつくるわけですから、やはりよりよい建築物を

つくっていく。やっぱりそのことは執行、あるいは私たちに与えられた責務だろうと、そこから辺よろしく、今、市長答弁されましたように、ぜひ前向きで検討をしていただきますようお願いをしたいと思います。

次に、ピアス跡地の件についてお尋ねをいたします。

このピアス跡地は皆さん御存じのとおり、合併直後からアスベスト、そして、産業廃棄物による土壤汚染の問題が議会で取りざたされ、たびたび議論をされてきました。金子市長は平成21年の就任時、年内解決を表明されましたが、大きな進展もないまま現在に至っています。アスベストの除去費用及び土壤汚染に対する市長の考え方も含めて、今後の対応についてお尋ねをしたいと思います。

副市長（刈茅初支君）

現在まで、このピアス跡地に関しましてはアスベスト問題、それから土壤問題との一体的解決を図ることを基本姿勢といたしまして、金子市長就任以来、7回にわたりましてピアス社と交渉を行ってきております。

アスベスト除去経費の負担につきましては、これまでも議会で答弁していますように、ピアス社は大和町に長年お世話になったことへの誠意として除去経費の2分の1までは負担するという、これまでの交渉の中で当初の考えに変更はあっておりません。このため、複数の法律の専門家の見解を踏まえますと、現状ではピアス社に2分の1を超えて負担させることには厳しいものがあるというふうに考えております。

一方、土壤問題につきましては、履行期限を来年の2月15日までといたしまして、現在、福岡大学に委託し、この跡地の土壤調査を実施しているところであります。このため、この調査結果が判明次第、速やかに議会の皆様方にその内容を報告するとともに、調査結果をもとにピアス社との交渉を再開したいと、アスベスト及び土壤問題の早期解決を図りたいというふうに考えております。

4番（白谷義隆君）

今まで6回程度交渉をされておりますね。そのうち、アスベストの除去費用について交渉をされたのは4回ですよ、市の説明によれば。しかも、第3回目の協議で負担割合の見直しの申し出をされた。そして、第4回目の協議で実は負担割合の2分の1以上出すのは無理ですよという回答をいただかれた。そして、第5回目で再度また除去費用の負担割合の見直しを言われた。そして、第6回目で同じように2分の1以上は無理ですよという回答があった。結局、実質的には2回というのか、少なくとも結局同じことを2回繰り返されたわけですね。

ですから、調査結果を待って、今、副市長の答弁では土壤の調査結果を待って議会に報告しながら、また再度交渉をするということでしたよね。私は実はよくわからないんですけど、なぜ、土壤調査の結果を待たなければならないのか。先ほど副市長は一体的解決を目指すからということでしたよね。ただ、アスベストと土壤問題の一体的解決は、別に金子市長から

始まったわけじゃなくて、前市長のときからその方針は実は出ているわけですよ、その一体的解決というのは、もう前も私質問したことありますが、もちろん、それで今も一体的解決を目指してやってある。それでも、土壌問題、アスベストについては、現に4回、ほかの話まで含めると6回交渉してあるわけですから、何で今、土壌の結果を待って交渉を再開せないけんのか。今までの市の説明によれば、5月ぐらいが最後ですよ、たしか交渉から。そうすると、土壌の結果が来年の2月ですよ、そうすると、早期解決と言われるけど、10カ月、現に中断するわけですよ。2月終わってすぐできればいいですけど、1カ月、2カ月すれば、1年も中断することになるんですよ。それはおかしいんじゃないですか、そう思いませんか。

副市長（刈茅初支君）

繰り返しになりますけれども、このピアス跡地の問題につきましては、1つにはアスベストの問題、それから、2つ目として土壌が問題ではないかといった問題、これがありまして、これをやはりピアス社とは交渉でございますが、この2つの問題について、これまで交渉してきております。そういう中で、そのアスベスト除去問題については、向こうは法的根拠云々ではなく、考え方として向こうはですね、そういう誠意をもって2分の1までは見ましようという言い方をしてくれております。我々としましても交渉事ですので、端的に言いますと、そういう弁護士等に相談をした結果、先ほど申し上げましたような厳しい状況があるということでございます。一つアスベストはそういう問題があると、一方で土壌問題については、はっきりしたそういった産廃の問題がありますとか、そういったものが今日まで明らかになっておりませんので、そういうところで土壌問題はさておき、じゃあアスベストだけ解決しましょうということにはなかなかやはり、これは御理解いただきたいんですが、なかなかそういうわけにはいかない部分があります。その2つの問題というものを、これでお互いが納得いくという形にならないと、この問題は解決しないというのが交渉しました私の認識でございます。御理解をいただきたいと思っております。

4番（白谷義隆君）

副市長言われるようにですね、なかなか理解ができませんね。なぜ、土壌とアスベストと一緒に交渉しないとなかなか結論が出ない、それは非常に、少なくとも私にとっては理解が得られませんね。確かに、交渉した結果の印象だと言われれば、それはそれでやむを得ないのかもしれませんがね。ただ、実はこの前に、土壌調査の前にアスベスト除去費と解体費の話がありましたよね、調査の話が。そのとき市長はアスベスト除去、解体費用が出ると。当時、平成22年の12月議会でおっしゃっているんですけど、平成23年の2月には費用が出ると。ですから、その結果を見た上で自分も腹を決めたいと、そして、議会またはいろんな意見を聞きながら交渉をしていきますと言われましたよね。そして、今回、また同じことなんですよ。土壌調査の結果が、結果的にですよ、土壌調査の結果が来年、平成24年2月に出ます。その結果をもって再度交渉しますと市長言われたじゃないですか。結局同じことでしょ

う。去年の12月にはアスベスト除去費用と解体が出ます、ですから、それまで待って下さいよと、しますよと言われて、今回また土壌調査の結果が出ますよと、それを待ってまた交渉しますというような話ですよ、結局そうでしょう。何か副市長が言われるのは一体的解決じゃないとなかなか結論が出ないと言われてますけど、どうも私が感じるには、ずっと何か理由つけて引き延ばし、そのように感じるんですよ。別に引き延ばしたところで何のメリットもないですね、いつかは通らないといけないハードルですからね。そこを非常に、副市長の態度にも実は疑問を持つわけですよ、交渉に対する。そこをちょっと説明お願いしたいと思います。

市長（金子健次君）

私が就任をいたしまして、このピアス跡地問題については早期の解決を望むという形で今、白谷議員がおっしゃったような内容で今日まで来ております。今、副市長が申しあげましたようにアスベストの除去の問題、それとあわせて跡地の土壌の問題、私は相手方、ピアスアライズ社のほうも一体的に解決しないと、アスベストの除去だけでフィフティ・フィフティで合意しましょうとはならないと思うんですね。この用地の土壌の問題についてはいろんな疑念がありましたので、最終的には議会に予算をつけていただいて、最終的には2月の中旬にはその結果が上がったようです。その時点で、私はもうあと残り1年でございます、その時点では、そういう面では判断をして、執行部として提案をしたいという考えを持っております。もう1つが、2月の中旬に結果が出た段階で、私はピアスアライズ本社のほうに行きたいというふうに思っているところでございます。

そういう面で、最終的にまた話をした上で議会のほうに考え方を披瀝したいというふうに思っています。

以上です。

4番（白谷義隆君）

繰り返しになりますけど、やはり、このまま土壌の結果を待ってしか交渉ができないと言われてますけど、私はそのことについては若干疑問を持っているわけで、そのまま行けば、ややもすれば結局中断して、1年ぐらい中断するわけですからね。市長も言われますように、市長自身もこのことについては、やはり任期中にめどをつけたいだろう、よければ、市長としてはあの跡地を、市長というか私もお願いしたいんですけど、任期中にはあの跡地の活用をどうされるのか、そこら辺も含めて、やはり任期中にはめどをつけていただきたいというふうに思っているんですよ。それは市長も同じ思いだろうと思いますから。

ですから、いろいろ問題あるんでしょうけど、ただやはり、土壌の問題、土壌の問題といってもずっとおくれるだけですからね。ですから、早目に土壌の問題は土壌の問題として話はわかりますけど、ただ私はやっぱりしていかないと、あとの期限があるわけですから、さっき言ったように。例えば、今のままで土壌が問題ないとしても、臭気の問題はもう既に解

決しているというか、ピアスがするということはわかっただけですからね、水路跡の分は。そういった臭気対策もどうするのか、そういったまだ交渉も残っているわけですから、臭気対策をどうするのか、そこら辺もどうするのか、それもしないと後の活用もできないわけですから、ですから、私は残された時間というのは余りないと思いますよ。余り土壌の調査を待ってて言いよっても、もうそのうちに市長の任期は1年切れてしまいますよ。ですから、早目に交渉をしていただきたいと思います。市長何かありましたら。

市長（金子健次君）

残り時間3分でございますので、ちょっと答弁させていただきたいと思います。

ここまで待ったわけでございますので、土壌調査、あと一、二カ月で結果が出ます。その時点で私はアスベストの問題、土壌の問題含めて解決しないと、この解決には至らないという考えを持っておりますので、そういう形でピアスとの再度の交渉をしてみたいと、そして、その解決を見た上で、いろんなまた後の利活用については考えていきたいというふうに考えています。

以上です。

議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、白谷義隆議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午後0時10分 休憩

午後1時 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、3番熊井三千代議員の発言を許します。

3番（熊井三千代君）（登壇）

皆さんこんにちは。3番、公明党、熊井三千代でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

初めに、10月末、世界の人口が70億人を突破したと発表されました。2025年には80億人、2050年には93億人になると言われています。世界人口が1927年に20億人を突破して以来、12年から15年で10億人のペースで増加してきた要因は医療の充実です。予防接種の拡大により世界じゅうの乳幼児の疾病率が低下し、死亡率が激減しました。また、平均寿命が1960年の53歳から2009年には69歳に急上昇したことも人口増の要因に上げられています。

しかし、一方では人口増加は有限である資源や水、食料の不足を招くことにつながり、飢餓や紛争の原因になり得ると危惧されているのも事実です。

このような社会情勢の中、国内に目を転じれば、昨年10月の国勢調査確定値では、日本人の人口は1970年調査以来初めて減少して、1億2535万人、37万人減と日本は世界の流れとは



逆に人口減少期に突入しています。人口減少は経済成長の維持や社会保障制度の存続などの点からも多くの課題を投げかけており、少子化対策の一層の充実が不可欠です。また、非婚化、少産化の一番の理由が経済的不安であることから、日本の経済成長の維持には女性や若年層に対する就労支援が大事であるとも言われています。

柳川市においても、平成23年9月末の人口は7万1,712人と減少を続けております。特に深刻なのが子供たちと二十代、三十代の若手中堅世代の社会減です。このままではまちづくりの活力が失われかねません。これまでいろいろとこの地に住みたい、住み続けたい、住んでよかったと思えるまちづくりの施策を講じられているとは思いますが、なお一層の対策と努力が必要だと痛感しております。

本日はそういう現状を踏まえ、2点の質問をさせていただきます。

まず1点目は、図書館の利用しやすい環境づくりについてでございます。

本来、公共図書館は、不特定多数の一般公衆の利用に供することを目的として設立、運営されている図書館で、最も身近な図書館として地域の人々に読書を初めとする情報サービスを提供し、人々が知識や情報を得たり、レクリエーションを楽しめるように助けることを目的とされた近代国家にとって不可欠な社会施設です。本市においても、人口7万数千人に対し、分館まで合わせると6館1室の図書館が設置されており、ほかの地域にはない充実した図書館事業が実施されていると思います。サービス内容についても工夫されておられると思いますが、なお一層の市民サービス向上に取り組んでいただきたいと思っております。

そこで、お伺いいたします。

本市図書館の利用時間及び曜日別利用者数をお聞かせください。また、赤ちゃん連れに優遇した環境づくりの取り組みについてもお聞かせください。

以上1回目の質問は終わります。2回目からの質問は自席より行いますので、よろしくお願いたします。

図書館長（白谷博昭君）

図書館の利用しやすい環境づくりについてお答えいたします。

初めに、市立図書館の開館時間でございますけれども、本館、分館とも午前10時から午後6時まででございます。ただし、本館、三橋図書館、雲竜図書館の3館は、毎週金曜日は午後8時まで開館時間を延長いたしております。

次に、曜日別の利用者数でございますが、平成22年度の年間平均で月曜日が109人、火曜日305人、水曜日374人、木曜日341人、金曜日441人、土曜日526人、日曜日496人となっております。

続きまして、赤ちゃん連れに優遇した環境づくりの取り組みについてお答えします。

市立図書館は児童コーナーを一般図書コーナーから独立した場所に設けておまして、子供連れの方にも利用しやすい環境づくりに努めております。また、おはなしのへやを設けま

して赤ちゃんや幼児等、お母さん方が自由に過ごしていただける場を提供いたしております。親子で利用しやすい図書館を目指しているところでございます。

次に、毎月第4土曜日には0・1・2歳向けのおはなし会を開催して、毎回赤ちゃんや幼児連れのお母さん方に楽しく参加いただいております。

以上です。

3番（熊井三千代君）

利用者数は平成22年度の平均を出していただきましたが、やはり土、日が非常に多くて延長時間のある金曜日利用者数がふえて、ほかの月・木曜日に比べてふえていますので、効果はあると受け取れます。また、赤ちゃん連れに気を配った取り組みもいろいろして下さっておりますし、児童コーナーを一般図書コーナーより独立した場所に設けるなど、環境づくりについてもよくしていただいていると感じています。

きょうはそういう環境づくりをもう一步深めていただいて、お母さんへの支援を広げていただきたいという思いで、今回提案させていただきますのは赤ちゃん連れでも気軽にお母さんが自分の読みたい本を、また興味のある本を探したり、借りたり、読んだりするために利用できる時間帯、赤ちゃんタイムを設けていただきたいと思います。

その赤ちゃんタイムというのを事前に図書館利用者に知らせて、理解を得ながら協力していただくという試みでございます。子供ができると、なかなか子育て中は社会と孤立してまいりますので、またそして赤ちゃん連れだと訪ねることができにくい施設もふえてまいります。図書館、美術館など文化施設がその一つだと思われます。ですから、赤ちゃんが、子供が泣いても、ぐずっても、周囲が温かく見守る時間帯、赤ちゃん連れ優遇の時間帯を設置する取り組みは、孤立するお母さんたちの解消にも貢献できる取り組みだと思っておりますので、どう思われるのかちょっとお伺いしたいんですけども。

図書館長（白谷博昭君）

お答えいたします。

通常、図書館では、読書や調べものをしてある利用者の方の迷惑にならないように騒いだりすることは論外でございますが、私語もできるだけしないように指導をいたしておりますし、お願いもしながら静かな環境を目指しているところでございます。

赤ちゃんタイムの取り組みは、議員御指摘のように子連れでは周囲の迷惑を考えると利用しにくいとか、子連れでもゆっくり図書館を利用したいなどの声にこたえるために始まったと聞いております。この取り組みは赤ちゃんの泣き声が聞こえたり、子供が歩き回ったりすることもあるかと思っておりますので、一般利用者とのトラブルなどの懸念がございますが、しかし、子供連れのお母さん方が周りに気兼ねなく図書館を利用していただき、子供が小さいときから本に親しみ本を好きになってもらうのは大変よいことだと思っております。

以上です。

3番（熊井三千代君）

一応この取り組みについて同意していただいたというふうに受け取らせていただきますけれども、本当に赤ちゃん連れのお母さん方は子供がぐずると周囲に迷惑になるのではないかという思いがいっぱいありまして、本当にゆっくり本を選びたいという思いはありますけど、なかなか一般コーナーのほうに赤ちゃんを連れていけないというお母さんがたくさんいらっしゃいます。また、子供と一緒に図書館も利用したいねと思っている方もおいでになります。

とにかく、知と接することは心が豊かになって、子育て意欲も高まってきます。地域で子育てをうたうのであれば、赤ちゃん連れを歓迎する地域でありたいと思います。

また、この本市柳川がそういう赤ちゃん連れを歓迎できる人間味のある地域だと思っております。ぜひこの赤ちゃんタイムを設けることを検討されて、早い時期にですね、創設していただけるように要望したいと思うんですけど、再度お答えをお願いいたします。

図書館長（白谷博昭君）

先ほど申し上げましたように、親子で周りに気兼ねなく図書館を利用していただくのは大変有意義なことだと思っております。

したがって、子供連れの方にも一般利用者と同様に図書館を利用いただけるように、既に赤ちゃんタイムを導入してある図書館を十分調査研究いたしまして、実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

3番（熊井三千代君）

実施に向けて前向きに検討していくという答弁をいただきましたので、とにかく最初は1週間に1回とか、2週間に1回とか、またいろんな図書館を回してもいいですので、時間帯は朝の10時から正午までという2時間ぐらいでもいいですので、とにかく早い時期に開設できるように取り組みを始めていただきたいと思います。

市民の皆様への理解については、市報とかホームページとか、また各図書館に掲示をしていただくとか、またこの赤ちゃんタイムを始める前に皆さんにお知らせするスピーチをしていただくなどして協力をお願いしたら、必ず市民の皆さんは協力して温かくこういう赤ちゃん連れのお母さんたちを迎えてくださると思いますので、一日も早くよその近隣の市が始める前にやってほしいと思います。

では、次に進んでいきますけれども、開館時間の延長についてです。

今現在、金曜日は8時まで利用できるようになっていると、さっきも答弁していただきましたけれども、一応この延長になった時間帯の利用状況と、あと利用者の感想など聞かれておりましたら教えていただきたいと思います。

図書館長（白谷博昭君）

会館時間を延長しております金曜日の午後6時以降の利用状況でございますけれども、平

成22年度の統計で本館が1日平均約49人、三橋図書館が26人、雲竜図書館が5人となっております。利用者の感想につきましては、アンケートなどは行っておりませんが、勤務帰りに利用できるという利便性はあるというふうに考えております。

以上でございます。

3番（熊井三千代君）

今、利用者の人数をお伺いいたしましたけど、各図書館によって利用者はばらばらで異なっておりますけれども、一応利用時間延長を設けてあるのに対しては成果はあるなというふうにはとれるんでないかなと思われまして。ほかの曜日も今、延長が金曜日だけなんですけれども、ほかの曜日も利用時間延長の申し出があったりとか、また図書館側からの働きかけとしてサービス向上とか利用者増につなげる観点から、利用時間延長の曜日をふやす検討を今までにされたことがあるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

図書館長（白谷博昭君）

図書館には特に時間延長の要望は届いておりません。図書館にアンケート用紙を置いて利用者の方に要望などを書いていただいておりますが、時間延長の要望は上がってきておりませんし、投書やメールなどでもいただいております。また、延長日をふやす検討は現在まで特に行ったことはございません。

以上です。

3番（熊井三千代君）

市民の方からの延長日をふやすというところでの要望もないし、アンケートを置いているけれども、そういう要望とかもないということなんですけど、アンケート用紙もただアンケート、その内容の書き方で、延長の曜日をふやすことに対してはどうですかとか書かれていたら、いろいろ出てくるかもしれませんけれども、そのアンケートの問いかけでもいろいろこの市民の要望は変化してくると思います。というのは、今回、市民の方より、どうしてこういう質問をさせていただいたかということ、市民の方よりお手紙をいただきましたので、要望させていただきました。手紙の内容はこういうことでした。

ほとんどの職場は早くても5時まで仕事がありますと、すぐに図書館に行ってもすぐ出なければなりません。借りたい本を選ぶ時間がありませんと。できれば1時間くらい本を選ぶ時間が欲しいです。金曜日だけでなくほかの曜日も延長してほしい。延長についてはシフト勤務にすればできるのではないのでしょうか。体育館は毎日21時まで利用できるのに、なぜ図書館の利用時間延長曜日がふえないのでしょうか。実際、体育館は22時まで延長してあります。こういう要望をいただきましたけど、いかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

図書館長（白谷博昭君）

金曜日以外の日も開館時間を延長してほしいとのことについてお答えをしたいと思います。市立図書館では、学生や会社員の方などの利便性を考えまして金曜日の時間延長のほか、

土・日・祝日も開館いたしております、多くの方々に御利用をいただいております。市民の皆様には、ぜひ土・日・祝日も御活用いただきたいというふうをお願いしたいと思っております。

開館時間の延長を考える場合、利用者数等を勘案した費用対効果を考慮する必要があります。近隣で常時時間延長してある図書館に問い合わせをいたしましたところでは、6時以降の利用はそれほど多くないと聞いております。仮に開館時間の延長を金曜日以外にも実施する場合、職員や司書を本館で4人、三橋図書館で3人、雲竜図書館で2人、新たにシフト勤務にする必要があります。本市には6館1室と他市と比べて多くの図書館がございます。各館の職員配置はぎりぎりの人数でやりくりをしておりますので、現体制では勤務時間体制の変更等には対応できない状況でございます。

また、体育館は10時まで利用できるということでございますが、体育館は5時以降の管理業務をシルバー人材センターに委託して対応いたしております。

しかし、図書館業務は貸し出し、返却のほかにも登録業務やレファレンスなど専門的な知識と経験が必要となりますので、シルバー職員での対応は難しいと考えております。

以上のことを考慮いたしまして、開館時間の延長につきましては金曜日や土・日・祝日の利用促進を図りながら、当面現行どおり行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

3番（熊井三千代君）

なかなか現状では財政的にもまた人員配置、また専門スタッフの確保などの問題も多くなっておいて実施できないということですが、多くはもう述べませんけれども、よく理解しているつもりです。延長の時間も本庁は四十数人、三橋は二十数人、雲竜は5人と、やっぱりかなり開きがあります。そういうこともわかりますので、一概に今すぐ延長曜日をふやせということとはできませんけれども、できれば、こういう要望もあるということをお忘れずにおっていただきたいと思います。できれば現在、延長曜日の利用が一番多いあの柳川の市立図書館1室でもですね、延長曜日を1日でも実施できるように努力をしていただきたいと申し上げまして、図書館利用についての質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

次に、2点目でございますけれども、市外アンテナショップ設置についての質問でございます。

本市におきましては、今、地域に雇用力をつけることが求められています。

しかしながら、これは大変難しいことです。しかし、地元企業が地元の人材を雇用する際の支援とか、地域資源を生かした新たな産業の創出、あるいは産業間の連携を進めて地域力による新たな産業を創出し市民の雇用の場を、そして所得機会の確保のための支援が必要だと思っております。

今回、12月3日に柳川市でも空き店舗を利用して柳川産の農産物を使った商品など販売さ

れたり、また観光客や市民に親しまれる情報発信拠点施設として柳川ブランドショップ「おいでメッセ」が開店となりました。とにかくぜひこれは成功させていただきたいと強く期待しております。

そこで、お尋ねいたします。普通アンテナショップといえば比較的観光客の多い駅周辺とか、人通りの多い場所を選択されると思いますが、設置場所として地元柳川、また柳川商店街を選ばれた理由とございますか、そういうところをお聞かせいただきたいと思います。

柳川ブランド推進室長（桜島謙治君）

熊井議員の御質問にお答えさせていただきます。

アンテナショップは特産品の紹介や販売、それに観光誘致を主たる目的に、首都圏や地方の主要都市に置かれているのが一般的ですけど、本市の場合、ブランド認定をした商品や新しく開発した商品など、まず先に柳川市民に知っていただきたい。そして、そのよさを口コミでよそに広げてもらいたいというような考えのもと、柳川市内に設置したところでございます。

設置場所につきましては、議員のお考えのように柳川駅周辺や国道208号線沿いなど7カ所の空き店舗を調査しましたが、家賃や店舗面積、駐車場の有無など条件的に合う場所を総合的に検討した結果、今の柳川商店街の空き店舗になったということでございます。

以上です。

3番（熊井三千代君）

設置場所につきましては、まず柳川の地元の皆様に知っていただきたい、そして地元の方を通して広く宣伝をしていただきたいと思いますという思いは理解いたしました。

では、このおいでメッセを開設するに当たり、このショップの目標とございますか、事業展開をどのように計画されているのか、お聞かせください。

柳川ブランド推進室長（桜島謙治君）

今回、おいでメッセ柳川を開店するに当たりまして、37事業者の皆様に御参加いただきました。ブランド認定事業者を初め、柳川の農水産物を使った商品開発「うまかもんづくりぐっちょ」の参加者及び体験・食・交流をテーマとしたバスツアーの体験受け入れ者など、ブランド事業に携わっていただいた方がほとんどであります。

ブランド事業は、柳川の農産物や水産物などを活用した商品開発や観光交流を通して柳川のファンづくりを行うことで、地域や企業の発展につなげることがねらいでございます。これを進めるには1次産業、2次産業、3次産業の産業間連携が必要不可欠であります。ですから、柳川製品のPRはもちろんでございますが、このショップを通してそれぞれの事業者さん同士の連携協力が進むことで新たな発想が生まれ、ビジネスチャンスが広がるきっかけづくりを行いたいと考えているところでございます。

また、商店街にもたくさんのお客さんが訪れ、にぎわいと活気がよみがえってくれること

も願っております。今後の事業展開といたしましては、おいでメッセ柳川を起点に市内にサポーター店をつくり、商品の取り扱いや店舗情報の交換など、お互いにメリットが出るような協力体制をつくっていききたいというふうに考えているところです。

また、専門アドバイザー等の助言も受けながら、魅力ある店づくりを行っていききたいと思っております。

以上です。

3番（熊井三千代君）

非常に柳川製品のアピール、そして、生産者同士が連携して、そこに新たなチャンスが生まれるというふうなところに、やっぱりすごく共鳴いたしました。ちょっとさっきの答弁の中で市内サポーター店というふうな言葉が出てきましたけど、ちょっとそこら辺の市内サポーター店という内容を少しお話しをしてもらっていいですか、どういうふうなことが。

柳川ブランド推進室長（椋島謙治君）

サポーター店と申しますのは、ブランド事業に理解をいただくお店のことでございます。

ですから、おいでメッセ柳川で柳川製品のPRはもちろん行いますけど、それに協力していただく事業者さん、店舗さん、そちらのほうでもお店に来ていただいたお客様においでメッセ柳川を紹介いただくとか、逆にこちらから個別のお店を紹介するとか、そういったお互いのお客さん同士を結びつけるようなことをイメージしてサポーター店をつくっていききたいというふうに考えております。

以上です。

3番（熊井三千代君）

例えば、ケーキ屋さんが、違う 市内でブランド品の加工とかに携わって1つの生産物を生み出したとします。ケーキ屋さんに自分の店での商品以外の物を置いて一緒にアピールをしていくという、そういうふうなところでいいんですかね、理解は。

柳川ブランド推進室長（椋島謙治君）

そういうようなイメージであります。例えば、かまぼこ屋さんに農協の商品があったりとか、必ずしも自分の店の商品だけじゃなくて、ブランド認定品を置いていただくとか、そういった協力体制を持ちたいなというふうに考えております。

以上です。

3番（熊井三千代君）

新たな発想だと感心いたしました。柳川のイメージアップや商品の販路拡大、次へのステップにつながるように事業展開をしていただきたいと思います。

また本事業は、国の緊急雇用創出事業で事業費10,500千円で運営されるようではありますが、1年間お店を開店して運営しますので、また2人ぐらい雇用するということですので、人件費とか、お店に私も行かせていただいたんですけど、生ものとかも多いので、冷蔵庫とかそ

ういうふうな経費が非常にかかるなと思いました。また、市内外から人が集まってくれるように広く周知もせんといかんし、啓蒙、宣伝もして事業を成功させていくように導いていかなければなりませんので、かなり経費がかかるんじゃないかなというふうにちょっと心配いたしました。この事業費で十分なのか、感想をお聞かせいただきたいと思います。とにかくどうせやるなら中途半端に終わらせることなく、地元の経済力を高める一歩になるように、とにかく成功させていただきたいという思いでいっぱいですので、そこら辺の事業費でどうなのか、お聞かせください。

柳川ブランド推進室長（椋島謙治君）

1年間の運営費でございますが、10,500千円です。内訳を概算で申し上げますと、3人分の人件費約6,300千円です。家賃、光熱水費等を含めて固定経費が7,900千円程度です。それと、店内の改装費、冷蔵庫、冷凍庫、POSレジ等、備品類、また看板設置費等、初期投資分が約1,800千円程度となっております。残り800千円程度が消耗品とか宣伝PR、イベント費用、そういった費用になると思われます。売り上げも上げながら限られた予算の中で、有効活用して事業を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

3番（熊井三千代君）

当初予算内でしっかり頑張っていくということですがけれども、そうであっていただきたいとは思いますが、1年間開店して販売、また情報発信、コミュニティーの場として繁盛させ、とにかく次へのステップになる成果の上がる運営をしていただきたいと強く期待しています。

ですから、1年間の事業展開の中では今現在考えている状況と異なってくることもあると思います。とにかく今もう少し予算があったらこんなふうになればまだ売れるのにと、今こんなイベントができたなら人を集められるのにと、さまざまな状況に出くわすことも考えられます。そんなときに予算がないからと現状に流されることなく、売り上げ上昇、また販路拡大などにつながる可能性がある状況であれば、新たな予算をつけてでも成功だったと言えるような運営にさせていただきたいなと要望しておきたいと思います。

今、特産品の創出やブランド化が柳川市でも御回答いただいたように進んでおりまして、地元に住民に知ってもらい、また、地域による地域のためのアンテナショップが開設いたしました。今後、市外へのアンテナショップ設置についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

柳川ブランド推進室長（椋島謙治君）

市外へのアンテナショップ設置の考えはあるかということでございますが、構想の段階ではそういう考えは持っております。

しかし、現状を申し上げますと、今回おいでメッセ柳川に出品いただいた事業者の皆様、



全部ではございませんが、市外への販路拡大についての考えを聞き取り調査をしております。その結果、配送手段を持たない、人件費や交通費を考えると難しいといった声が多く、まだまだ自分の店に来てほしいというふうに思われている方が多くいらっしゃいました。ですから、一部の方を除いては全体的にまだ市外への販路拡大を積極的にやっていこうという段階には来ていないように思われます。

以上です。

3番（熊井三千代君）

構想の中では市外アンテナショップの設置は持っているけれども、現状に目を向けた場合はまだまだそういうふうな段階まで来ていないだろうというのが現実ですということだと思います。とにかく生産者である市民の方は販売の経験も本当にない方も多し、販路拡大の人脈や手法、知識にも乏しく、また資金の確保も非常に難しい方も多いです。一たん頑張って門を開かれた方でも、その先の展開が難しくなっている方も多しいと思いますので、販路拡大のためには行政の支援がやっぱり必要だと思います。産業が生まれればそこに雇用と所得機会の確保ができますので、まず、さっき聞き取り調査をしたとおっしゃってありましたけれども、とにかく生産者の声を聞く機会を設けていただいて、販路拡大につながる施策づくりを進めていただきたいと思います。いかがでございましょうか。

柳川ブランド推進室長（椋島謙治君）

商品づくりを進めていく中では、販路の拡大が一番重要な課題であります。幾らいいものをつくり上げて、売り先がなければ所得の向上にはつながりません。商品づくりの考えやターゲットは事業者さん同士でそれぞれ違うところもございまして、おいでメッセ柳川の出店業者の皆様とやかに売り上げを伸ばしていくか、また、効果的なPR方法や販路拡大について、今後、意見交換をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

3番（熊井三千代君）

この意見交換とかをとっていただくと、市側の一方的な支援に終わることなく本当に適切な支援ができるんじゃないかなと思いますので、今後もしっかり連携をとっていただきたいと思います。とにかく生産者、担当者、また関係機関がしっかり連携していただき、続々と地元発の体力のある産業が誕生するように取り組んでいただきたいと思います。

そして、一日も早く、1人でも多くの生産者の皆様の販売拠点の確保を求めて、市外アンテナショップ、また物産展をやりたいと言ってくれるような声が出るような、そういう支援をこれからもとっていただきたいと思います。要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、熊井三千代議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 1 時37分 休憩

午後 1 時47分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4順位、15番矢ヶ部広巳議員の発言を許します。

15番（矢ヶ部広巳君）（登壇）

こんにちは。15番矢ヶ部広巳でございます。所属は柳川市民クラブでございます。議長のお許しを得ました。平成23年最後の一般質問をさせていただきます。

私は、あらかじめ5点について通告いたしております。

まず最初に、サンブリッジ、三橋町でございます。高齢者のいやしの場、憩いの場、オアシスの場であります。また、トレーニングルームが併設されております。体を鍛えて汗を流し、市民の健康づくりの場でもあります。こんな施設で水が出ない、お湯が出ない。水が出ないわけですから、当然、トイレが使われなくなる。こんなことがしょっちゅうあったら困ります。しょっちゅうあっていたら修理をされていたかもしれません。判で押したように、ふるの湯を落とした翌日に、今述べましたようになるようであります。たまにだからよかやっかん、それじゃ済まされません。そんなこんなでは、利用してある市民は困ります。

2番目に、農地の不法埋め立て、つまり無断転用についてであります。私はこの問題、3月議会と6月議会続けて取り上げてきました。モラルの問題であります。無断転用で是正指導を受けてある方は一日も早く是正されますことを願って、今回も質問をさせていただきます。

3番目に、有明海の漁獲高の激減についてであります。

おとといでした。テレビでもやっておりました。画面には、私も知っております沖端のお店の経営者の方が出ておられました。12月3日、土曜日の夕方の6時45分ごろでした。画面に出てあるお店の経営者の方は、有明海の魚がとれなくなっておる、死活問題だ。死ぬか生きるかの重大な問題である。この先、自分たちは、私たちはどうなるか。この仕事が果たしていつまでやるっじゃるか、来年はどげんなっじゃるか、不安がいっぱいあります。心配がいっぱいあります。魚がとれんごつなったら、自分方の仕事はされないと心痛を吐露されておりました。その画面を見て、正直、市議会議員の一人として、私は体が震えました。議場には有明海で魚をとって、あるいは二枚貝をとってここまで暮らしてこられた漁師の皆さん、たくさんお見えになっております。金子健次市長、有明海が今どげんなっているか、自席から後で詳しく訴えさせてもらいますが、どうかどうか、しっかり耳を傾けていただいて、そして、しかるべき対応を心から切にお願いするものであります。

4番目は、佐賀線跡地の道路工事の進みぐあいについて伺います。

そして最後は、ハチの駆除要請の対応についてであります。

近年、我が柳川市でも少子・高齢化がどんどん進んでおります。のみならず、核家族化も進んでおります。本来なら、人口と世帯数は正比例であって、人口がふえれば当然世帯数もふえなくてはなりません。逆に、人口が減れば世帯の数も減るはずであります。実態はその逆であります。人口は減り続けております。逆に世帯数はふえております。まさしく柳川市も核家族化が進んでいるあかしであります。ハチの駆除等のお願いを市役所へ電話し、どげんかしてくれんかんもと相談がありますが、それは高齢者暮らしがふえている、若い子供がおらん。だから、やむを得ず市役所へお願いをして、せっぱ詰まって電話をして救いを求められておるのであります。どうか御理解をいただいて、この質問を私は取り上げたところでもあります。

壇上からの質問は終わりますが、あとは一問一答形式で自席から質問させていただきます。議長のお取り計らいをよろしくお願いいたしますとところでございます。

15番（矢ヶ部広巳君）続

今、壇上でも述べました。サンブリッジは水が出ない、お湯が出ない、トイレは使われな  
いときがありますよと。現状把握されているか、把握されていたら、どう対応されるか、よろしく  
お願いいたします。

健康づくり課長（高巢雄三君）

矢ヶ部議員の一般質問にお答えさせていただきます。

御質問のサンブリッジの断水の現状とその対応はということでございますが、本年7月下旬  
ごろから、主に浴槽の清掃を行った際に御指摘の事案が発生している状況でございます。  
具体的に申し上げますと、当該施設につきましては、毎週木曜日と金曜日の週2回、15時ご  
ろから浴槽の清掃を行っており、その清掃終了後に浴槽に水を張る際、おおむね17時から19  
時までの時間帯で全館断水になっている状況でございます。

この対策といたしましては、原因を特定するために市の水道課に水圧の測定と漏水箇所が  
ないか調査をお願いしましたところ、水圧、漏水に関して異常はなく、正常であるとの調査  
でありました。あわせて専門の事業者調査を依頼しましたところ、給水装置の配管の口径  
が、一部40ミリから30ミリになっている箇所があり、そちらが原因ではないかとの見解であ  
りましたので、早急に配管の修繕を行うことといたしました。

なお、今回の対応のおくれにつきましては、連絡体制が不十分であったことによるもので  
あります。御利用いただいている市民の皆様大変御不便をおかけしていることに対しまして  
、深くおわび申し上げます。今後は、施設や附属設備等にふぐあいが生じた場合、速やか  
に改善が図られるよう、報告や連絡方法の見直しを行うなど、再発防止に向けた取り組みを  
徹底し、市民サービスの向上に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

つまり、配管が40ミリから30ミリになっておった、それが原因かもしれないということでしょう。もうこれは答えは要りませんが、あくまでも要望としてですね、それが原因であればもう解決するわけですが、それが原因じゃない、まだほかにも原因があるかもしれませんから、その辺の原因究明をしっかりとお願いしておきたいということです。もう答えは要りません。

次、2番目に行きますが、農地の不法埋め立てであります。無断転用地の是正指導の中で、県への報告については農業委員会で十分協議をしながら進めていくと、6月議会で答えられました。農業委員会で十分協議された内容を具体的に報告してください。

農業委員会事務局長（北島則行君）

ただいまの質問に農業委員会よりお答えいたします。

農業委員会の指導で、できる限り無断転用農地を解消して、その後に県に報告する予定でございます。8月には農地パトロールにより現地調査、その後、地元農業委員さんと事務局とで無断転用者に対する指導及び県への報告の打ち合わせを行っております。

協議及び指導につきましては、農業委員さんから聞き取り調査などをしていただいて、解決の糸口を探して指導いたします。また、問題点が生じたら、連絡をとり合って指導するといったぐあいに詰めていって、解消に結びつけております。

解消事例を幾つか紹介いたしますと、まず、1件目として、所有者が死亡していて、市内に家族もいない残土置き場がありました。農業委員さんの聞き取り調査及び指導によりまして、他町に居住されている血縁関係のある方が2年がかりで農地へ戻されております。そしてまた、耕作者も探されて水稻がつくられております。2件目を紹介いたしますと、長年の無断転用農地を協議の中でどうにかして解消したいというふうなことで地主に説得いたしまして、地主は借り主との約束を解除して、そして農地に戻して、ことし水稻がつくられました。3件目を紹介いたしますと、農振除外、そして転用許可、これをとるために、農業委員さんの世話で柳川市の市有地、これを置き場として一時借用されまして、農地に戻して転用許可を受けて是正いたしました。4件目を紹介しますと、台帳の所有者は名義だけで、実際の所有者、両方ともに死亡されており、残土置き場になっていました。この件につきましても、農業委員さんで打ち合わせ協議を行って、現在、相続登記をしているところでございます。登記が済めば、第三者に売却して田に戻すことが決まっております。

このように、農業委員さんの協議、指導により無断転用農地が解消されて、大豆、水稻、イチゴなどの栽培が行われています。しかし、全体的に見れば、農業委員会の指導の中ではなかなか厳しいものでございます。これらに対して、県に違反転用の報告書を提出することになっております。

なお、報告する農地は農業委員さんたちに決めていただいて、非常に難しいところ、また、

是正できそうなところ、こういうふうなところを十分考慮の上に決めてもらっております。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

大変苦勞されてあることは、今報告でわかったとおりでございますが、常識的に考えまして、もうここは所有者がどこに行っとらすかわからんとか、あるいは東京、大阪、遠いところに行ってあると、そういうふうな一般的にね、常識的で、もうそれはやむを得んやろうというのはわかりますが、堂々と無断埋め立てして、そこで店を構えて営業されておる、あるいは駐車場にされている。私が壇上で言ったように、あくまでもその無断転用者の気持ちの問題、モラルの問題でこれは解決するわけでございますが、そういう無断転用して、そして営業したり、あるいは駐車場にしたり、そういう場合はきちっとした税金の徴収はなされておりますかね。どうでしょうか。

農業委員会事務局長（北島則行君）

ただいまの質問に対してお答えいたします。

これにつきましては、税務課の現地調査により、現況主義というふうなところで課税されております。それで、農地転用が無断転用であっても、また田であっても、現況主義ということで課税されております。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

いや、課税はされておるばってんね、是正指導を何遍したっちゃ言うこつ聞かん、そういう者がすんなり税金を払うことないはずですよ。私はそげん思う。つまり私は、考えようによっては、これは脱税の新手口じゃなからうかと思う。我々のように田んぼも持たん、畑も持たん人は、駐車場を1カ月五千幾らも金を払ってやっぱり確保しておるわけですよ。ですから、今後、こういう問題にはやっぱりひとつ厳しくやるのが当然だと思います。日本は法治国家ですから、法律を守る、これは当然のことですよ。もう答えは要りません。杞憂しますからね、おたくも大変でしょうから。

3番目の有明海の漁獲高の激減についてお伺いをいたします。

有明海でサルボウ ミロクガイのことですが、ミロクガイやタイラギなど二枚貝類の大量死、このことについて漁業者有志の代表の方、柳川地区ガザミ育成会会長さん、ガザミというのはガネだそうです。それから、山門高田地区の有明海エビ流し網協議会会長さん、それと有明海を育てる会会長さん、その4人の連名で、去る11月21日に福岡県有明海漁連に対して貝類の本格的な生息環境の調査と対策を要望されまして、そして年内に回答をしてくれということで求められました。新聞にも載りました。当然、市はこのことについては御存じだろうと思います。

そこで、その新聞を見られて、市はどのように対策を講じられたのでしょうか、お伺いを

いたします。

水産振興課長（松尾昭義君）

先ほどの有明海の再生に関する要望ということで、これは有明海漁連のほうに要望書が提出されております。それで、その内容につきましては、私たちのほうにも御報告を受けておりますし、以前から貝類の死亡、例えば、タイラギ、サルボウ等が大量に死んでいるということは報道でも報じられておりますし、漁業者の方からも私もいろんな意見を聞いております。

それで、有明海研究所のほうに、その死亡原因は何で死亡しているかということでいろんなことを聞いたわけですが、福岡県有明海研究所によりますと、まだことしは赤潮の大量発生や貧酸素水塊の発生などがほとんど見られていないと。有明海の東部地区ではそういうふうなのがほとんど見られていないということで、明確な原因ははっきりしないという返事をいただきましたので、ただ、二枚貝の死因については、以前から貧酸素水塊の発生、また、海底の土の泥土化、それから硫化物の増加など底質の環境がいろいろ指摘されておりますので、原因がはっきりしないということであれば、再度調査研究をしていただくように研究所のほうに要請しているところでございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

それは市長命でされたのか、水産課長が行って、これこれこういうふうで4人の方が有明海漁連に相談があったからということで行かれたのか、正式な文書を持って、市長名の文書を持って行かれたのか、その点、よかったら回答をお願いします。

水産振興課長（松尾昭義君）

私が直接、有明海研究所所長のほうにお会いして、貝類の死亡原因の内容についてお聞きしたわけですが、正式な公文書なり市長命令ということではございません。ただ、私は漁業者の方たちのいろんな意見も聞きまして、そういうふうなことで、その原因がどういふふうになっているかということを経営所長に私と担当者で出向いて聞いたわけですが、先ほどの回答のとおりでございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

重ねて聞きますが、市長に言われて、そういうところで行かれたのか、その要望書を見て、あなたが自主的に水産試験場に行って口頭で相談をされたのか、どうでしょうか。

水産振興課長（松尾昭義君）

それは、私が先ほどから申しますように、要望書は、これをいただきましたのが11月22日でございます。あと漁連に提出されたのが11月21日、そして次の日にこういうふうな要望書を提出したということをお聞きしまして、その後に私が研究所に行ったということではございませんで、以前からその内容というのは聞いておりましたし、貝類の死亡等についてはいろんな意見がありました。それから、サルボウも今回死亡しているということも聞きました。

ので、それでちょっと研究所の所長のほうに、どういうふうな原因で死んでいるかということの水産振興課長として聞きに行ったわけでございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

やりとりも何度もしたくありませんが、つまり、その状況を見て、市長にも相談なく、自分が自主的に行ったと解釈をしていいわけですかね。どうでしょうか。

水産振興課長（松尾昭義君）

はい、そのとおりでございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

そういう場合は、よかったらひとつ市長としっかり相談をされて、文書を持って後でまた要望いたしますが、持って行ってもらいたいと思います。

さて、福岡県側の有明海の筑後川河口左岸域干潟ですね、もう干潟がなくなってしまっておる。37.6%も消失をしておると。つまり、4割の干潟が消えてなくなっております。だから、もちろんそれも魚がとれなかった原因の一つかもしれません。もう残っている干潟は、福岡県側の今の問題は、1,956ヘクタールしか残っていないんですよ。消えてなくなった干潟は1,181ヘクタールものうなると、消えて。幸いに有明海特別措置法が10年延長されました。金子市長の御努力に感謝をいたします。市長の御所見をお願いいたします。

市長（金子健次君）

先ほどの矢ヶ部議員の質問でございますけれども、今回報道されております件につきましても、日ごろ、課長また担当とも話をいたしますし、また、有明海漁連の西田会長とも十分そのことをお話なり、また、いろんな会議等も経た中においては十分打ち合わせしておりますので、みずから新聞記事を見て行ったというふうに思っております。

特措法につきましては、今回、期限が延長されるという形で、その運動については有明海漁連、また、その関係市町あわせて、県に対して、また国に対しても努力した結果だというふうに思っています。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。よろしく願いいたします。

有明海は、かつては豊穡の海でした。宝の海でした。それが有明海には今大きな異変が起きています。魚介類のとれ高は、20年前と比べますと10分の1、いや、もっと激減していると言われております。アゲマキ、ウミタケ、アカガイ、サブロウゲ、マテガイ、俗に言うウケノシンノスというイソギンチャク、カラスガイ、マジャク、タニシ類などなど、ほとんどが生息をしていない、つまり死んでいる状況にあると、海に行かれてある人は言われております。果たしてそうでしょうか、どうでしょうか。

水産振興課長（松尾昭義君）

議員御指摘のとおり、有明海の魚介類はその年の海況や、また、価格の変動などにより漁獲量に変化しておりますが、全体的に減少傾向にあるのは間違いございません。また、アゲマキ、ウミタケ、シャミセンガイなどは生息量が激減しておるといふことで、漁獲量もほとんど見込めないというふうな状況にもあります。

市といたしましても、豊穰の海有明海の再生、また、そのための調査研究や事業の継続等を関係4市、また、漁連、漁協の代表者で組織する福岡県有明海漁業振興対策協議会というのがございますから、そこを通して国や県に強く要望しております。また、福岡県市長会や福岡県議会の農林水産委員会など、機会あるごとに有明海の再生について要請しているところでございまして、有明海が早く再生されるように願っておるところでございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

願っておるが、正式な書類か何か残っておるわけですか。文書としてきちっと。残っておればね、それなりの対応をしますし、その辺がね、そう願っておる、口頭だけだったら意味がないから、どうでしょうか。

水産振興課長（松尾昭義君）

その要望書につきましては、ちゃんと書類で要望書として提出、協議会の会長名なり、また金子市長名で、市長会や農林水産委員会のほうに正式に提出しております。

15番（矢ヶ部広巳君）

要は、したらやっぱり検証は必要なんですよ。文書を流すだけ、ね、こういう要望をしますと、それに対する何らかのやっぱり回答なり、今どげんなとつかいと、あるいはどげんするつもりかいと、そこまで突ついていかんとね、私、今から言いますが、死活問題ですからね、生きるか死ぬかの、漁師さん方が今後生きるか死ぬかの問題ですよ。その点をやっぱり腹にしっかりくくってもらって、やっぱり行動してもらいたい。どうでしょうかね。

水産振興課長（松尾昭義君）

議員の御指摘のとおりでございます。それで、私たちも現在実施してあります覆砂事業なり調査研究などを十分やっていただいて、有明海が早く再生するように、また、昔のようにタイラギやクチゾコなど多種多様な魚がとれるような有明海に再生してもらいたいというのは同じ気持ちでございます。県のほうには、特に水産振興課なり研究所等には強く要請しておりますし、どういうふうになっておるかというのは機会あるごとに聞いておるわけですが、まだまだ環境の問題等もございまして、なかなか明確な回答が得られていないというのが現状でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございます。魚介類が死んでしまう。死滅するわけですよ。死滅ということは、死に絶えるわけですよ。死に絶えたら、もう次は出てこんわけ。

例えばアカガイ。ことしの10月の初旬ごろまではアカガイはあった。ところが、15日ごろ



から死にかかったそうです、アカガイ。今現在、もう海に出ても仕事にならん状況にあるそうです。来春の4月ごろまではもう遊んどかやんという状況ですよ。しかも、なら5月以降は大丈夫かと、そうじゃないんですよ。その後の見通しは全くわからん状況にあります。ぞうたのごとですよ。アカガイは毎年7月になると花が咲きよった。つまり、子供を持つそうであります。私たちは小さいときに、アカガイが花が咲いたら、食うたら腹を壊すぞと。そうして親からいさめられ、教えられたわけですね。そういう記憶があります。それが、なぜかこしはアカガイが花が咲かなかった。つまり、子供を産まなかったそうですよ。これでは来春以降のアカガイも恐らくだめじゃないか。子供を産んでいないわけですから。そういう現状にある。

アサリガイ。五、六年前にアサリガイが有明海で異常発生した。うわー、よかったのう。このままやったら何年でんよかばんち喜んだところが、二、三年したらそのアサリが急に死んでおらんごとなった。こういう状況なんですよ。

例えばタイラギ。潜りをしてある人がおっしゃっておった。おれは11年前まで潜りしよったばんもと。そしたら、その年になって、11年前にタイラギが死んでしもうた。死滅ですよ。だから、食われんもんやいけん、おれは潜りをもうやめた。そして、ほかの仕事をしよったと。タイラギは、正常なときは五、六年に一度稚貝が出るそうであります。それが今は毎年稚貝が出るそうですよ。こんなこと、ほかの海では考えられん。有明海だけだ。おかしか。それは水産試験場も松尾課長、認めとつですよ。これはおかしいと。

アカガイもタイラギも、こまかときまでは生きとるそうですよ。なぜか。それは、こまかときは食うとも少なかもんじゃけん、栄養が少のうしてよか。ところが、大きくなるに従って死んでいく。つまり、栄養が足らんわけや。食うとがなかもん。そして育たん。有明海の海の底、これはもうヘドロ化しておるそうですよ。ヘドロでありますから、当然アサリの稚貝がおらん。有明海の生態はもう完全に狂っていると言っても過言じゃないんですよ。

漁師さんたちの切なる悲鳴にも似た願い、だから、こんなに漁民の方が見えておるじゃないですか。おととしの夏に貝がとれずに、仕事にならんもんやいけん、半年間も休んだばんもと。こしも冒頭言いましたように、10月の半ばから来年の春まで、4月までは仕事なか、休んどかやん。来年5月以降の見通しもつかん。今までに漁師が6カ月もおかに上がって仕事されんやったことは一度もなかった。こげんなったら漁師は生活保護を受けなくてはならんごつなるばんも。事は深刻であります。

行政のトップである金子市長、漁民の皆さんの茶碗をたたき落としていいものでしょうか。私は、そんなことは絶対にしてはならないと思ひまして、許してもならないと思ひます。私は思ひます。何も漁民の皆さんだけの問題やないんですよ、これは。魚屋さん、すし屋さん、いや、柳川市民7万2,000足らずの全員の問題であるんですよ。どうかひとつ市長、一言でいいですから声を聞きたいわけです。有明海再生のために、国や県に対して具体的な、本格

的な生息環境の調査と対策を要望していただくように心からお願いをいたします。どうでしょう。

市長（金子健次君）

矢ヶ部議員のほうから切々と訴えられました。また、きょうは多くの市民の皆さんが傍聴席にいらっしゃいます。私自身も福岡県有明漁業振興対策協議会の代表でもありますし、大牟田市、大川市、みやま市、そしてまた漁連の組合長さん、また、それぞれの議会の議長さんも入っていたその代表でもありますし、あらゆる機会にやってきておりますけれども、実際の効果というのは私どもは努力が足りないという御指摘だというふうに思っております。私も豊穰の海有明海の再生のために努力を惜しまない覚悟でございますので、そういうことで今後また前向きに 前向きというか、もう頑張っていくことの決意でございますので、よろしく願いしておきます。

15番（矢ヶ部広巳君）

よろしく願いいたします。この項はこれで終わります。

次、4番目に佐賀線跡地の道路の進みぐあいについてでございますが、まず最初に、磯鳥からYOU・遊の森の公園までについて、まず伺います。つまり、久留米柳川線までの進みぐあい、磯鳥からですね、進みぐあいはどうなっているのかお尋ねをいたします。

建設部長（野田 彰君）

矢ヶ部議員の一般質問にお答えをいたします。

磯鳥からYOU・遊の森公園まで、つまり、有明海沿岸道路と交差いたします矢加部東交差点から西へ県道久留米柳川線まで延長1,360メートルの進捗状況についてお答えをいたします。

この佐賀線跡地利用事業につきましては、福岡県が取り組んでいただいている事業でございます。議員が申されております区間は平成21年度に事業が着手されまして、平成22年度に用地買収、それから、2カ所の橋梁工事が実施をされております。23年度、今年度は矢ヶ部小学校裏の橋梁工事1カ所、それと道路改良工事2工区、延長454メートルを実施していただいているところでございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

そして、久留米柳川線までとなるのか、それとも、50メートル東側の田中吉政公が作りました田中往還道路、そこまでになるのか、どげんなつとでしょうか。

建設部長（野田 彰君）

西側の接続の方法につきましてはと思いますが、今、議員言われましたとおり、県道久留米柳川線まで接続するのか、あるいは手前の田中往還道までするのか、あるいはそれ以外の方法にするのか、これにつきましては、まだ法線が決まっておりません。今後、県道整備事務

所と協議をしてきまして、もう少し時間をいただきたいというふうに思っております。

15番（矢ヶ部広巳君）

これは知ってあるですかね。地元の橋本区からの要望で、久留米の23号線ですね、県道の。そこまで通じたら、延長したら困ると。なぜならば、そこも当然信号がつくわけね、三差路。そしたら右側にまた三差路で信号が、そげんあんだ、信号、信号で橋本区はどげんなるかと、その要望は届いってですかね。

建設部長（野田 彰君）

ただいま議員おっしゃられましたことですね、橋本地内から県道久留米柳川線まで、あそこまでの間は困るという意見もあります。逆に、ぜひ通してくれという意見もあります。そういうことで、先ほど申し上げましたが、地元の意見、あるいは地権者の意見、警察との協議、交差点等の協議もありますので、そういうのを今後協議しながら、県道整備事務所と協議をしてみたいということ考えております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

紺屋町としては、あれが田中線までとまって左右に行ったら紺屋町の中に行くわけですから、当然道路ば広うなかつかもしれん。そうなったら、今度は交通量はふえて、うわー、紺屋町はぞうたんのごとという声もあるわけですよ。その辺でなかなか難しいかもしれませんが、今から問題ですかね、もちろん柳川市だけじゃなくて、県だけじゃなくて、これは警察の関係にもなるわけですから、その点よろしくお願いいたします。

それでは、YOU・遊の森公園から枝光までの最初の計画、私たちが説明を受けたときが、これは遊歩道でやっていきますよということ聞き取りましたが、そうなるのか、なったら完成はいつなのか、わかっておれば教えてください。

建設部長（野田 彰君）

YOU・遊の森公園から枝光間のことだと思います。これにつきましては、次期の事業として道路幅員構成等を現在検討を始めているところでございます。議員の質問の遊歩道計画ということでございますが、一応地元の声も聞いておりますが、地元の声として、磯島からYOU・遊の森公園までと同じ道路幅員構成でお願いしたいという声もあっております。遊歩道にするのか、今までの道路幅員等であるのか、今後、この件につきましても県道整備事務所と協議を重ねてまいりたいというふうに思っております。

15番（矢ヶ部広巳君）

少なくとも、YOU・遊の森公園は今のままでしょう。遊歩道をつくるから崩すということじゃないでしょう。どうぞ。

建設部長（野田 彰君）

はい。今、議員おっしゃいますとおり、YOU・遊の森はいじりません。もし仮にYOU・遊

の森から枝光のほうに道路をつくったと仮定しまして、YOU・遊の森の一番西側のところを、そこに道路をつくって南北に通すと、そういう計画になるのかなと思います。

15番（矢ヶ部広巳君）

よろしく願いしておきます。それでは、今の4番の項は終わります。

5番のハチの駆除要請への対応であります。要請を受けたときに、市としてはどういう対応をされているのか、よかったらお聞かせをお願いいたします。

生活環境課長（江崎尚美君）

要請された場合の対応でございますが、スズメバチやどうもうなハチなどの巣の駆除につきましては、危険性が高いので市で駆除しております。また、防護服が必要となるような、より危険性が高い場合は、消防署と連携して駆除しています。しかし、相談者ではハチの種類がわからない場合がほとんどでございますので、基本的に職員が現場まで行って確認しています。その結果、たとえスズメバチなど以外でも、その場で駆除しておるところでございます。また、有料になりますけれども、民間業者の紹介やホームセンターなどで購入できますハチの駆除剤の紹介などもしておるところでございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

10月は記録的な暑さでありました。そこでハチが異常発生をし、ハチの被害等が新聞やテレビで報道されました。柳川のある市民が、玄関にハチがいっぱいおったと。ちょうど雨の日でしたが、怖かったと。駆除を市にお願いしたと。市は、家のこつはそっちでせんかんも。それはそうかもしれませぬよ。そう言われたと。少なくともやっぱりそういう場合はどこに電話せんかんもち、それは有料かもしれんばんとか、そういうもっと親切な御指導があったよかったですのではないかと思いますけど、どうでしょうかね。

生活環境課長（江崎尚美君）

市の職員がハチの駆除等で現場に行った回数を申し上げますと、22年度で26回、そのうち3回は消防署で対応しておるところでございます。また本年度につきましては、現在までに36回で、そのうち4回は消防署が対応しておるところでございますが、不安な気持ちで御相談をいただいた中で、職員の説明不足など対応のまずさ等があったと思われまますので、本当に申しわけなく思いますとともに、今後このようなことがないように丁寧な対応を心がけるようにいたします。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

こういう問題こそ、市民にとって切なる願いであります。壇上でも言いましたように、核家族化が進みまして高齢者だけの世帯が多々ございます。ですから、こういうことがあった場合は、今、課長答弁されたように、その人の身になって対応をお願いしたい。もちろん、

どういふうな薬があるとか、そういうものも教えられてもいいでしょうが、例えば、シルバーセンターでそういうのをしよるとかしよらんかわからん。そういうふうなもう少し親切な指導を心からお願い申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（古賀澄雄君）

これをもちまして矢ヶ部広巳議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2 時39分 休憩

午後 2 時50分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 5 順位、12番太田武文議員の発言を許します。

12番（太田武文君）（登壇）

皆さんこんにちは。きょうはT P Pの質問と2つ質問させていただきますが、1カ月前にはT P Pは新聞記事のほとんどトップに載っていた点であります。

まず、T P P、環太平洋経済連携協定について質問させていただきます。

野田首相がT P Pに交渉参加表明をいたしましたことは、日本の将来にとってプラスなのか、マイナスなのか、見方は真っ二つに割れています。首相の決断を歓迎する産業界も、反発する農業団体も、豊かな日本を次世代に残したいという思いは同じであると思っております。本市は農漁業が基幹産業でありますので、私といたしましては参加には慎重派であり、十分論議した上で参加表明を行ってほしかったと思っております。また、全国知事のアンケート調査については、賛成が5知事、一方、反対と説明不足を合わせて45知事です。マスメディアは盛んに報道されてありますが、調査結果にもありますとおり、内容についてはよくわからないということが本音ではないでしょうか。T P P参加のメリット、デメリット、あるいは地域経済、とりわけ本市にどのような影響が及ぶのか、執行部はどう認識してあるのか、お聞かせ願えればと思っております。

次に、円高による地域経済への影響についてであります。

2011年の8月、欧米における財政危機を背景に、アメリカ国債の格付の引き下げが加わって、相対的に評価が高い円が買われ、一段と円高が進行しています。アメリカやヨーロッパの経済の減速懸念が一層強まる中、本年8月19日のニューヨーク為替市場では円相場が急騰し、一時1ドル75円95銭をつけ、東日本大震災直後の3月17日につけた戦後最高値76円25銭も更新いたしました。世界経済の先行き不安から、資金の逃避先として円が一気に買われたと言われております。その後も円高は引き続き現在の最高値75円32銭となっております。このような歴史的円高は、地域にも多大な影響を及ぼし、短期的には特に輸出依存型企業収益の悪化、個人所得の減、税収減、収納率の悪化、市活力の低下、中期的には企業の海外進出、

雇用環境の悪化、生産年齢人口の流出、税収減、収納率の悪化、市活力の低下につながっていくものと思われます。

そこで、質問いたします。急激な円高により日本経済がもたらす本市の財政と市民生活への影響についてどのように考えてあるのか、以上2点について質問しますが、詳細については一問一答で自席にて質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

12番（太田武文君）続

まず初めに、先ほども申しましたとおり、野田首相は日本のTPPの交渉参加の意向を表明されましたが、TPPの参加までの行程はどのようになっているか、お尋ねいたします。

農政課長（成清博茂君）

TPP、いわゆる環太平洋連携協定について、農業関係、影響も多いことから農政課のほうで答えさせていただきます。

TPPの参加までの行程についてということでの質問ですけれども、交渉参加の協議に入ることを表明されました日本について、実際の参加にはアメリカを含めた9カ国の同意が必要と言われております。新聞報道等を見ますと、アメリカを例えて書いてありましたけれども、まず、アメリカの政府とアメリカの議会の事前協議等が行われると。それから、それに1カ月から3カ月が必要と言われております。その後、事前協議が内々に合意できたところで、アメリカ政府とアメリカ議会に日本の交渉参加を通知しまして承認を求めるということになっているようでございます。また、同時に日本政府にも通知して実質の参加同意というふうになるというふうになっております。また、議会承認につきましては、アメリカの議会承認ですけれども、90日が必要ということで、事前協議が1カ月から3カ月とすれば半年ぐらいは必要かなということになりますし、他の8カ国の同意など、新聞などでは交渉参加が早くても来春以降になるんじゃないかというふうに言われております。

以上です。

12番（太田武文君）

ただいまの課長答弁では、交渉参加から参加まで6カ月間程度があると回答がありましたが、TPPは原則として例外品目なしの関税撤廃となっておりますが、例外品目を設けることができるのか、できないのか、お尋ねいたします。

例としては、カナダは乳製品を除外品目として要請したら参加の同意が得られなかったと聞いていますが、その点についてはどうでしょうか。

農政課長（成清博茂君）

TPPにつきましては、原則、関税自由化ということになっております。例外品目も国によっては設けて主張しているようでございますけれども、当然これにつきましては、各国の国益を見据えて、それぞれの国がいろんな意見を出されて交渉していくということになるかと思っておりますので、その交渉をなされている段階で協議がなされていくということになると

思います。

以上です。

12番（太田武文君）

どうもありがとうございました。

それでは、ＴＰＰの参加国、参加予定国は何カ国で、どことどこありますか。

農政課長（成清博茂君）

現在のところ、シンガポール、ブルネイ、ニュージーランド、チリ、オーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシアとアメリカの9カ国で、日本が参加すれば10カ国ではないかというふうに思っております。

以上です。

12番（太田武文君）

ありがとうございました。

ＴＰＰは、先ほど課長が日本も参加して10カ国と答えられましたが、日本は先にＦＴＡの協定、自由貿易協定を結んでおりますが、これは何カ国で、国名はどことどこでございませうか、お尋ねいたします。

農政課長（成清博茂君）

今現在、日本が結んでいるＦＴＡの国ということですが、12カ国ということになっております。シンガポール、マレーシア、ブルネイ、チリ、ペルー、ベトナム、それからタイ、インド、メキシコ、スイス、インドネシア、フィリピン、この12カ国が、今、日本とＦＴＡを結んでいるという状況でございます。

以上です。

12番（太田武文君）

今、課長から答弁いただきましたけど、ＴＰＰ参加予定国と日本がもう先に結んでいるＦＴＡにダブっている国はどことどこありますか。9カ国のうち何カ国が、ＦＴＡ、自由貿易協定でダブっているところをちょっとお答えください。

農政課長（成清博茂君）

ＦＴＡと今度のＴＰＰのダブるという国ですが、12カ国のうち6カ国がもう既にＦＴＡを結んでいるという状況と聞いております。シンガポールとマレーシア、ブルネイ、チリ、ペルー、ベトナムがＴＰＰを結んでいるというふうに伺っております。

以上です。

12番（太田武文君）

それでは、9カ国のうちでＦＴＡ、自由貿易協定を結んでいないところは、アメリカと、それからニュージーランド、それとオーストラリアということによろしいですかね、課長。

農政課長（成清博茂君）

はい、そのとおりだと思います。

以上です。

12番（太田武文君）

T P Pの締結後、またT P Pの交渉過程の段階で、国益にとって明らかな不利益が判明したというときは途中で離脱できるのか、お尋ねいたします。

農政課長（成清博茂君）

T P Pの締結後なり交渉過程の段階で途中で離脱できるかということですが、国におきましてはいろいろ考え方はございますので、はっきりしたことは現在わかりかねるところでございます。

以上です。

12番（太田武文君）

ただいま課長から現段階では離脱できるのか、できないのか、わからないとのことですが、市民もこの件については関心が高く、今後の動向を注意し、いち早く情報をキャッチできるように努めてください。

次に、T P Pに加入しないと日本はアジアから孤立すると言われていますが、T P P参加国のG D P、つまり国内総生産はどうなっていますか。

農政課長（成清博茂君）

T P P参加予定国内のG D Pの比率ということですが、参加国9カ国、日本を含めての比率で申し上げますと、アメリカと日本の両国のG D Pを合わせましても90%を占めるといふ状況でございます。また、それからオーストラリアが4%、マレーシアが約1%、ほかの6カ国におきましてはそれぞれ1%以下というふうになっております。

以上です。

12番（太田武文君）

ただいま課長の答弁では、G D Pは日米で90%という答弁がありましたが、日米で90%ということは、日本企業がT P P加入国のアジア市場に輸出は少ないみたいですね。ということは、実質的にはT P Pは日米の問題と思われそうですが、これは国のことで国で決定されますけど、日米でF T Aの交渉はどうだろうかと思っております。

次に、T P Pに参加しないと日本経済はだめになるとも言われておりますが、日本の貿易に占める対象国の比率はどうなっているか、お尋ねいたします。

農政課長（成清博茂君）

日本の貿易に占める対象国の比率ということですが、これは日本貿易振興機構、ジェトロの資料でお答えさせていただきますけれども、主要品目の輸出に占めるものについては中国が最も多く、現在19.4%と聞いております。それから、2番目がアメリカの15.4%、このほかヨーロッパ連合、E Uの全体で11.3%と、それから韓国が8.1%と言われております。



次に、輸入についてですけれども、これも中国が最も多く22.1%、続きましてアメリカの9.7%、それからEU全体での9.6%となっている状況でございます。

以上です。

12番（太田武文君）

回答どうもありがとうございました。課長の回答では、野田首相はTPPの参加交渉を表明されましたが、内容などについてはまだまだわからないことがたくさんありますので、これからも十分協議を重ね、拙速な交渉の妥結は避けてもらいたいものです。

また、日本の貿易相手国は、輸出、輸入とも中国が最も多く、中国の関係もどのようにしていくのか。TPPには中国、韓国、インドなどのアジアの主要国が行っていないことから、アジアでの日本の立場などを考えていってほしいと思っております。そして、ASEAN諸国と、それに中国、韓国、インド、オーストラリア、ニュージーランド、日本を加えたASEANプラス6の自由貿易協定も一つの手ではないかと考えていますが、金子市長はTPPの参加をどのように考えてありますか、お尋ねいたします。

市長（金子健次君）

お答えいたします。

貿易立国である日本というのは、諸外国と貿易など、経済交渉は避けて通れないものがあるわけです。議員言われるTPP、ASEANプラス6など、どのような形での経済連携がよいのか、大変難しい問題ではないかと思えます。いずれにいたしましても、国内農林水産業に及ぼす影響や地域経済に及ぼす影響は甚大と思われれます。また、本市の基幹産業である農業、漁業への影響もはかり知れないものがあるわけでございます。そこで、昨年12月にも本議会でも意見書が可決をされまして国へ提出されました。私も、本年4月に筑後農林事務所管内の6市2町の市町長さんとともに県知事に要請書を提出いたしましたところでございます。しかしながら、野田首相はTPPの参加を表明されております。今後、すべてのものを対象に関税をゼロにするというTPPの目標が達せられたとき、地域は果たしてそれで生きていけるのかと、衰退をするのではないかというふうに私は思っているところでございます。今、日本にとって有利か不利かという問題よりも、地域が、柳川市がどう生きるのかという問題のほうが、私、市長にとっては大変な問題でありますので、そういうことを含めて、今後、国への、TPPの参加を表明されておりますので、今後は国のほうで日本へのメリット、デメリットを見きわめるとともに、国民への情報提供を行い、国民の理解を求めて、交渉次第によっては離脱など毅然とした態度で臨んでもらいたいと私は願っております。

12番（太田武文君）

市長にもそういうことをお願いして、次に進ませていただきます。

続きまして、観光課のほうよりちょっと、円高による地域経済への影響について入らせていただきたいと思っております。

観光課のほうからお願いしたいと思いますが、本市の基幹産業は、先ほども申しましたとおり農水産業と観光で、円高により外国人、とりわけ中国、韓国からの観光客が減少して、景気にも大きな影響を及ぼしていると思います。

そこで、観光課に伺います。

海外からの観光客の動向はどうか、お尋ねいたします。

観光課長（古賀廣介君）

太田議員の円高による海外からの観光客の動きについてお答え申し上げます。

まず、海外からのお客様の誘致につきましては、国におけるビジット・ジャパン・キャンペーンが功を奏し、平成22年は約945万人、そのうち九州には約100万人の方がお越しいただいております。しかし、3月11日の東日本大震災及び福島第一原発の事故の影響によりまして、外国人入り込み客数は国、九州ともに前年比約30%減少いたしました。特に旅行の前提となる安全・安心に対する懸念が強く、子供連れの家族旅行や富裕層の回復に影響を来しております。しかし、一部の市場では訪日旅行需要は回復傾向にございまして、台湾ではほぼ前年度並みの水準まで回復をしてきているようでございます。

さて、御質問の件ですが、高どまりしていた円は依然として70円台の高い水準で推移しており、10月31日に1アメリカドル75.32円と市場最高値を更新いたしました。また、ユーロ、韓国ウォン、香港ドル、カナダドルなどに対しましても円高が強まり、消費者が旅行地として日本を選択する上で不利な状況になっております。

本市への海外のお客様でございますが、平成22年は約2万1,500人、韓国からが約1万1,000人、台湾からが約8,600人で、韓国と台湾の2国で大半を占めております。海外からのお客様の約90%以上が川下りを楽しまれておりまして、市内の主要観光施設等に聞き取りをいたしましたところ、観光客も全体的には夏休みから秋の行楽シーズンにかけて客足は戻りつつあるものの、海外からのお客様はまだ完全には戻り切っていないと。また、ゆえにまだまだ震災や円高の影響があるようであります。

以上です。

12番（太田武文君）

先ほどから、今、課長から答弁いただきましたけど、リーマン・ショック以前と比べますと、やはり日本の品物を観光客が購入するためには、以前は120円のとをかうのは1ドルでございましたけど、今は120円のとを購入するためには1.5ドル要るわけです。韓国とか中国に対しても為替は同じように1.4から1.5ぐらい、全国に対して日本は円高になっておりますので、ただいま課長のほうから説明いただきましたので、それでは次に、観光客の買い物やお土産品についてはどうなっているか、お伺いいたします。

観光課長（古賀廣介君）

ただいまの太田議員の観光客のお土産の売り上げと伺いますか、そういったことに影響が

あるかということだろうと思います。

本市の平成22年の年間の観光消費額でございますけれども、うちの動態調査の推計の数字ではございますが、47億円であります。1人当たり約4千円であります。海外からのお客様1人当たりの旅行消費額は、これは国レベルの試算でございますけれども、1人1回の、いわゆるインバウンド観光客の消費額170千円というふうな推計が出ております。海外のお客様の誘致につきましては、非常に費用対効果が高く、重要であるというふうな認識をしております。来年は福岡へはクルーズ船が多く入港する予定でございますし、国際コンベンション会議も多く開催される予定でございますので、アフターコンベンションへの誘致など、力を入れていきたいというふうに考えているところでございます。

買い物等の影響については、これも二、三個聞き取りをいたしました結果でございますが、若干はやっぱり買い控えというものが出ているというような回答をいただいております。

以上です。

12番（太田武文君）

各課から円高の状況についてずっと聞いています。柳川市の観光の誘致活動を頑張っているということは認識いたしましたが、本市は観光がメイン産業でありますので、さらなる誘致活動に励んでください。ただいまの答弁より、観光客の入り込み状況は確認できました。

次に、税務課にお伺いいたします。

ただいま観光課から海外の観光客が減少しているという回答を得ましたが、本市への影響はあると思いますが、そこでお尋ねしますが、円高が市税等の動向に影響を及ぼしていると思いますが、具体的にはどのような税に及ぼしているか、お伺いいたします。

税務課長（山田敏昭君）

景気の動向等に左右される税といたしましては、個人の所得に対する個人市民税及び企業の業績にかかわる法人市民税などが上げられます。

以上です。

12番（太田武文君）

ただいまの回答で、個人の市民税、法人の市民税等の調定額はどのようになっていますか、お尋ねします。

税務課長（山田敏昭君）

円高の推移による調定額の推移等の御質問と思います。

平成19年度当時、1ドル120円台でした。平成22年度、1ドル80円台です。この2カ年を比較しますと、調定額では個人市民税で183,000千円の減、法人市民税で101,000千円の減、両方足しまして284,000千円の減となっております。率で9.4%の減となっております。この減の要因ですけれども、円高もその一つの要因と考えられますが、デフレ、個人消費の冷え込みなど、いろんな要因があると考えております。

以上です。

12番（太田武文君）

税務課の答弁により、個人、法人とも市民税がマイナスになったことは、市民の懐が寂しくなったということだと思います。

そこで、収納の状況についてお聞きしたいと思います。

ことしの本市の市税の徴収率はどうなっていますか、お尋ねいたします。

収税対策課長（乗富祐治君）

太田議員の質問にお答えをさせていただきます。

年度途中でございますので、平成22年度の決算の状況でお答えをさせていただきますと、平成22年度の柳川市の市税徴収率は92.9%でございます。政令市の福岡市、北九州市を除く福岡県内26市の徴収率の平均90.7%と比べますと、それでも2.2ポイントほど県の平均は上回っております。しかし、22年度と21年度の本市の市税徴収の比較ではございますけれども、22年度は21年度に比べまして0.5%ほど徴収率が落ちることになっております。23年度でございますけれども、景気の動向など、不安定な要素がございますので、まだわかりかねますけれども、22年度の徴収率を下回らないように努力をしたいと思います。

以上でございます。

12番（太田武文君）

続きまして、福祉の状況についてお伺いしたいと思います。

円高、企業の海外移転、国内雇用減、失業増、そうしてハローワークに行っても仕事がなく、生活保護の受給者が205万人と11月8日の新聞で報道されております。ネット等で内容を見ると、2009年度に支払われた生活保護費が初めて3兆円を超えた、給付額は過去最多となりました。急増の背景には、3年前のリーマン・ショック以降の円高による失業者が生活保護に大量に流入し、働ける年齢の受給者が急増したためということですが、本市の5年間の推移はどうなっているか、お尋ねいたします。

福祉課長（高田淳治君）

太田議員御質問の本市の生活保護の世帯数及び人数の推移につきましては、各年、平成18年からでございますが、4月1日現在の保護世帯数、被保護者数の順に申し上げますと、平成18年573世帯、891人、平成19年575世帯、917人、平成20年612世帯、975人、平成21年615世帯、947人、平成22年653世帯、986人、平成23年676世帯、1,006人となっております。また、直近の数字といたしまして、平成23年10月1日現在では700世帯、1,044人となっております。平成18年と比較しますと127世帯、153人の増加となっております。

以上でございます。

12番（太田武文君）

5年間で22%程度多くなっているということを確認いたしました。本市の生活保護の扶

助費の過去5年はどのように推移しているか、財源と内訳をお伺いいたします。

福祉課長（高田淳治君）

それでは、お答えいたします。

生活保護の扶助費の件でございますが、過去5年間の推移ということで決算額で申し上げますと、平成18年度1,378,771千円、平成19年度1,381,691千円、平成20年度1,433,657千円、平成21年度1,533,816千円、平成22年度1,594,866千円となっております。また、財源の内訳といたしましては、4分の3が国、4分の1が市の負担でございます。

以上でございます。

12番（太田武文君）

最後に、先ほど生活保護の受給率を申し上げていただきましたけど、その生活保護者がこの円高で働く希望をしても働く場がないと、そしてこれも働く場がないということは皆様方も有効求人倍率でわかると思います。これらの生活保護者に対する就労対策等はどのようにあるのか、お尋ねいたします。

福祉課長（高田淳治君）

それでは、お答えいたします。

生活保護に対する就労対策につきましては、被保護者のうち稼働年齢層となっております18歳以上65歳未満の被保護者の方は、病気等によりまして仕事ができない人以外は就労が義務づけされております。前年度までは市職員であるケースワーカーが被保護者の方に対し就労支援を行っていましたが、今年度から民間から専門の就労支援員1名を雇用いたしまして、面接技術やハローワークへの同行訪問等を実施しまして就労支援を行っているところでございます。

御承知のように、当地域の有効求人倍率は10月現在で0.56倍と依然低く、臨時雇用でも難しく、就職に至らないケースが多いのが現実でございます。このような状況の中、現在、就労支援中が3名、さらに自立とまでは至っておりませんが、3名の方が就労につながっておりまして、今後も引き続き自立に向けた就労支援を行っていくことといたしております。また、あわせて生活保護世帯を高齢世帯、それから障害や傷病が原因の傷病・障害世帯、離婚等によります原因の母子世帯、一人でも働く方がいらっしゃるその他の世帯などに分類化をしまして、その世帯ごとの特徴を分析しながら就労及び自立のための支援を行っていくことといたしているところでございます。

以上でございます。

12番（太田武文君）

ただいまの福祉課長の答弁で、この円高は福祉にも、福祉の中の生活保護者並びに柳川市の財政の関係にも影響するというを確認いたしました。

続きまして、水産振興課にお尋ねいたします。

円高が急速に進展している状況において、本市の水産業、特に基幹産業であるノリ養殖へはどのような影響をしているのか、お尋ねいたします。

水産振興課長（松尾昭義君）

円高が本市水産業に及ぼす影響ということでございますが、本市の魚介類は国内、また地元地域でほとんど消費されておりますので、円高による魚介類への影響というのは余り大きくないと考えております。ここではノリ養殖への影響について御説明させていただきます。

ノリの輸出入の、まず収支であります。平成22年度、海外への輸出が7,000枚、それから輸入は外国産ノリの輸入割り当て枠というのを設け制限されておりますが、外国から約5億枚程度輸入されて、近年、輸出入それぞれ増加傾向にあります。

輸出については、国民の年間消費量90億枚からすれば1%にも達しておりませんので、今後、海外への輸出促進というのが期待される場所ではあります。今のところ円高がノリの輸出に対し大きな影響を与えるとは思われません。

外国産ノリの輸入については、昨年度、輸入割り当て枠約10億枚に対しまして韓国から4億枚が輸入され、中国からは消費者の食料品に対する安全志向等もありまして、ごくわずかにとどまっておるところでございます。しかしながら、ノリの輸入割り当て枠は年々増加しておりまして、今年度は約13億枚に達しております。円高による輸入ノリの影響であります。韓国の為替レートがリーマン・ショック前の平成8年は1ウォン0.1円でありましたが、今は0.06円台とウォンが約40%近く下落しており、低価格の韓国産のノリの輸入が可能となっております。また、東日本大震災の影響により、東北地方のノリの生産が例年7億枚程度生産されておりますが、今年度は2割から3割の作付ということでありまして、生産枚数は2億枚程度と予想されております。国内のノリの生産が約5億枚程度不足するということとなります。一部の商社では、その不足分を外国産ノリで補うという話もあり、今後、低価格のノリが大量に輸入されることになると、国産ノリと低価格競争により養殖ノリに大きな打撃を与える可能性があると考えております。

また、ノリの原料原産地表示についてであります。農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律により、ノリ単品で販売する場合は原料原産地の表示は義務づけられておりますが、おすしやおにぎりに使用されるノリには原産地の表示義務がございません。一部のコンビニでは、付加価値をつける意味で有明海産ノリを使用したおにぎりとして販売しているところですが、ディスカウントショップ、外食産業で販売されているおすしやおにぎりには産地表示がされておらず、消費者にとって国産か外国産か、どこの産地のノリを使用されているのかわからない状況にあります。このような状況の中で低価格の外国産ノリが使用されることとなりますと、国産ノリの用途の大半が業務用ノリとして消費されている状況において、国産と外国産のノリが原産地表示されることもなく業務用で競合することとなり、円高により低価格のノリが輸入されることは、景気の深刻な悪化から需要の

低迷や量販店や外食産業の低価格志向に伴い、ここ数年の価格低下に拍車をかけることとなり、生産コストの増加に苦しむ漁業者にとって厳しい漁業経営を強いられることにもなりかねません。このことは、ノリ養殖業が高齢化、後継者不足により減少傾向にある本市の基幹産業であるノリ養殖の衰退につながりかねないと考えているところでございます。

12番（太田武文君）

課長から今、円高にということでノリにも影響があるということでありましたが、このような状況の中で市は何かノリについて対策をとってありますか。

水産振興課長（松尾昭義君）

今の円高は、リーマン・ショックやギリシャ問題など、EUの経済の悪化によるもので、本市独自で対応できるようなものではないと考えております。市といたしましては、先ほども説明いたしましたように、養殖ノリに直接影響するのは韓国産ノリの輸入でございます。また、それから先ほど説明したように、おにぎりやおすしに使われる原料原産地表示がされないまま販売されておるといような状況でございますので、今後、国や県に対してそのような原産地表示の徹底、またノリの輸入割り当て枠の堅持などを強く要望していきたいと考えているところでございます。

12番（太田武文君）

水産振興課でも円高に対してはいろいろ苦慮をしてあると思いますけど、これについては、うちの水産業はノリも100億円売り上げるということで柳川市の基幹産業でありますので、しっかり頑張ってください。

次に、商工振興課にお尋ねいたします。

日本の優良企業であります自動車や電気を中心に、原因はいろいろあると思いますが、歴史的な高水準に達した円高で企業が海外に進出している記事がよく記載されております。ここでまず二、三例の新聞記事を紹介いたします。

まず、11月18日には、太陽電池一貫生産と、パナソニックがマレーシアに新工場を建設ということで書いてあります。これは、ことしの11月18日の日経新聞でした。パナソニックが新工場を建設、投資額は500億円と。海外での生産理由は、円高などに対応したコスト競争力の強化となっておりますと。

それから2例目としては、今度はトヨタ自動車が高円高で海外移管と。下請も存続の危機ということで、この新聞は11月19日、翌日の西日本新聞ですね。トヨタ自動車、高円高で生産を海外に移管するという事です。内容を見てみますと、トヨタ自動車首脳を初め、日産自動車、その他の各首脳もこぞって高円高危機を訴えると掲載してあります。内容は、1ドル77円前後の高円高水準が続けば、日本国内の自動車産業は崩壊の危機と言って記載してあります。

それから次の先日の12月1日には、東芝が北九州から去るといということで書いてありました。これを見てみますと、12月1日の西日本新聞ですけど、東芝が北九州工場の閉鎖を決めたと。

円高は歴史的水準に達し、今後の展開は海外の移転を含むと掲載しています。

新聞紹介は以上で終わりますが、私どもの柳川市は円高による失業者の推移はどうなっているか、商工振興課にお尋ねいたします。

商工振興課長（田中利光君）

太田議員のほうから円高による失業者数ということでございますけれども、具体的に円高ということだけでの失業者というのは私どものほうとしては把握をしておりません。雇用状況や失業者数を示す指数として、有効求人倍率及び完全失業率の指数がございます。雇用状況を示す有効求人倍率につきましては、ハローワーク大牟田の発表によれば、全国と大牟田管内の指数を申し上げますと、20年度の指数は全国では0.77、大牟田管内では0.53、23年8月の指数で申し上げますと、全国で0.66、大牟田管内では0.50となっております。また、完全失業率につきましては、厚生労働省より発表されておりますが、これも全国平均と福岡県の指数を申し上げますと、平成20年度のリーマン・ショック時の完全失業率の指数は全国平均で4.0%、福岡県で5.0%、23年4月から6月までの四半期の指数では全国平均が4.7%、福岡県で5.8%と悪化している状況でございます。このように、平成20年9月のリーマン・ショック後、徐々に景気回復傾向のやさきに、3月1日に発生しました東日本大震災の影響や昨今の急激な円高により雇用情勢や失業者数は悪化しているものと考えられます。

12番（太田武文君）

それでは、円高影響による地域の中小企業の経営はどうなっているか、お尋ねいたします。

商工振興課長（田中利光君）

円高影響による地域の中小企業の経営状況ということでございますけれども、経済産業省の中小企業庁によりますと、日本国内の経済は東日本大震災を契機とした製造業のリスク分散の動きや電力不足の長期化、さらには急激な円高などにより、中小企業の間には産業空洞化の懸念が広がっているとのことでございます。市内中小企業の影響につきましては、商工振興課の中小企業支援相談員による市内訪問によれば、リーマン・ショック後の景気低迷や東日本大震災の影響、さらには昨今の円高の影響により、受注量の減少で収益率が下がり、市内の事業者は厳しい状況が続いているとのことであります。市内事業者169社を訪問し、売上状況を調査しましたところ、減少したというお答えが40%、横ばいが33%ということで、実に73%の状況でございます。また、市内には自動車関連会社が数社ありますが、急激な円高が今後も続けば利益がとれなくなり経営が厳しくなるのではという御報告を受けております。このような急激な円高の状況の中、経済産業省は中小企業を支援する施策でありますセーフティーネット保証制度に本年10月1日より円高影響により認定要件が追加され、円高の影響を受けている中小企業の支援が拡充されました。福岡県においては、円高対策にかかわる資料として、県内の商工会議所や商工会を通じて急激な円高に関する相談状況や事業者の動向、影響見通しの調査が現在行われております。



以上です。

12番（太田武文君）

今まで各課から円高に対する状況をお伺いいたしましたが、円高については国、県でもいろいろ対応をしておりますが、円高は柳川市にとっても財政面、いろいろな面からマイナスの面がほとんどです。リーマン・ショック以降、継続的に続いている円高は70円台で推移し、先の見えない中で企業の採算悪化、国際競争力の低下、産業の空洞化が懸念されております。為替レートは貿易収支と金利の高低により決定されますが、金の流れは貿易収支の黒字国及び金利の高い国に流れるのが本来であります。しかしながら、現在の円高は、世界の基軸であるドル、欧州共通通貨のユーロ、そしてポンド、人民元、韓国のウォンに対しても円がトップ高となっております。このような状況が続きますと、日本経済は破滅に向かうと考えます。そのようなことにならないように、その原因となっている円高是正に向け、地域からも声を上げて政府に要望していくべきだと思います。当然議会からも声を大にして要望すべきと思いますが、執行部におかれましても関係各位への働きかけを行うべきと思いますが、市長、この点についてはどのようにお考えか、市長にお尋ねいたします。

市長（金子健次君）

お答えいたします。

太田議員のほうからそれぞれの担当の課長に円高による影響について聞かれました。観光の問題、個人所得の問題、法人所得の問題、また市税、納税のあり方、最後のほうには田中課長のほうから全体的な影響というのを申し上げましたけれども、これも我が市だけではできない問題でありますし、いろんな福岡の市長会、またそして市長会が県知事に出し全国の知事会、また九州市長会、全国市長会等でも、この問題は政府が対応しておりますけれども、本当に頭の痛い問題でございますので、これからも要望活動を続けてまいりたいと思っております。

以上です。

12番（太田武文君）

以上をもちまして、私からの一般質問は終わらせていただきます。

議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、太田武文議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。

午後3時49分 延会

# 柳川市議会第4回定例会会議録

平成23年12月6日柳川市議会議場に第4回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1.出席議員

1番	三小田 一 美	2番	荒 卷 英 樹
3番	熊 井 三千代	4番	白 谷 義 隆
5番	梅 崎 昭 彦	6番	近 藤 末 治
7番	佐々木 創 主	8番	河 村 好 浩
9番	荒 木 憲	10番	高 田 千壽輝
11番	諸 藤 哲 男	12番	太 田 武 文
13番	吉 田 勝 也	14番	山 田 奉 文
15番	矢ヶ部 広 巳	16番	緒 方 寿 光
17番	浦 博 宣	18番	藤 丸 正 勝
19番	田 中 雅 美	20番	島 添 勝
21番	樽 見 哲 也	22番	伊 藤 法 博
23番	梅 崎 和 弘	24番	古 賀 澄 雄

## 2.欠席議員

な し



順位	質問者	質問事項	答弁者
1	7番 佐々木 創主	1. 財政計画と投資事業 2. 治水、利水（水の確保と水路管理） 3. 学校教育	市長 " 教育長
2	2番 荒 巻 英 樹	1. 白秋祭について (1) 白秋祭献詩 (2) 水上パレード 2. 柳川産品のPRについて (1) 「おいでメッセ柳川」の販売目標は (2) 市外での販売は 3. まちづくりについて (1) 沖端地区をさらに魅力ある観光地にするには (2) 相撲を活かしたまちづくりを	市長 " "

午前10時 開議

議長（古賀澄雄君）

皆さんおはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（古賀澄雄君）

日程1 一般質問について。

一般質問を、お手元に配付をいたしております日程表の記載順に行います。

第1順位、7番佐々木創主議員の発言を許します。

7番（佐々木創主君）（登壇）

おはようございます。佐々木創主でございます。それでは、早速質問させていただきます。きょうは、財政計画と投資事業、次に治水、利水（水の確保と水路管理）、そして学校教育、以上3点について質問させていただきます。

平成17年に新市が誕生し、これからのあすの柳川のまちづくり、そして健全な財政基盤、この件についてはこの場で何度も議論をさせていただいております。そして、ことしの6月議会の一般質問で、合併による優遇措置が終了する平成26年度に向けての課題と対策という題材で、中期財政計画、第2次行財政改革、投資事業について質問、議論をさせていただきました。その折、さまざまな課題、問題点を指摘させていただいたわけでありまして。平成22年度から財政優遇措置が終了する平成26年度までを記した中期財政計画でございますが、そ

の計画には盛り込まれていない課題が浮かび上がり、今後必要、予想される新たな事業が出てきていることも指摘させていただきました。その折、市長は、合併特例債、本柳川市は発行可能額、活用可能額274億円の半分、137億円としておりますが、それを超えて今後活用していきたいとしました。その反面、健全な財政基盤をつくる、そのための無駄を削り、収入増を図っていく行財政改革、これがまだまだ立ちおくれておる、抽象的な表現にとどまっておるということも指摘させていただきました。そこで、執行部は、そういった課題を含め、新たな中期財政計画を策定するとしました。合併した自治体が活用できる優遇策、合併特例債、地方交付税などの算定がえは合併後10年間とされております。残り3年余りとなりました。しかし、その延長の議論もあると聞いております。

そこで、お尋ねいたします。

現在、検討、策定されております中期財政計画、こういった内容のものになるのか、いつごろ完成し、我々に示されるのか、お答えをいただきたいと思います。

執行部におかれましては、簡潔明瞭な答弁をよろしくお願いします。

総務部長（大坪正明君）

佐々木創主議員から新たな中期財政計画はどのようなものになるのか、そして、いつごろそれができるのかというような御質問でございます。

現在検討しております新たな中期財政計画につきましては、来年度以降における地方交付税を初めとする国の地方財政計画の状況や合併特例債借入期限の延長法案の動向などを見据えながら、現在、策定作業を進めているところでございます。このため、現段階において具体的な内容を申し上げるまでには至っていないということをもっと御理解いただきますようお願いいたします。

しかし、新たな財政計画における基本的なフレームといたしましては、昨年5月に策定いたしました現計画を基本としながらも、既存事業費の見直しや新たに生じた行政課題への対応事業費などを盛り込んだ収支計画、それから合併特例債の借入計画、大型事業一覧などで構成する予定でございます。また、収支計画には、合併特例債借りに係る後年度の元利償還金の増加に対応した減債基金への積み立てを、各年度の収支バランスを図りながら新たに盛り込む予定といたしております。なお、計画期間につきましては、基本的には現計画のように5年でございますけれども、合併特例債の借入期間が延長された場合には、当然それに見合った期間までの収支計画などを盛り込む予定としております。

それから、いつごろそれができるのかという御質問でございます。

これにつきましては、今、鋭意検討しておるところですけれども、1つは合併特例債の延長法案、これが現在の臨時国会で審議をされているところですが、会期が12月9日までということで、これが現在、会期延長が、当初2週間程度会期延長するというような話もありましたけれども、きのうからの情報では会期延長もしないというようなことで、重要法

案が先送りされるというようなことも懸念がされております。そういった中で、合併特例債の延長法案、どうなるのかというのが今非常に見通しが立たないというような状況で、この合併特例債の延長というのが一つ中期財政計画を見直すに当たっての大きな要素になりますので、この状況を見ながら検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

7番（佐々木創主君）

合併特例債の10年間の期限を延長と。東日本大震災、その影響で被災地域、東北3県、延長しようと。それに続いて、それ以外の地域にも延長すべきじゃないかという話が新聞紙上にも載り、今、総務部長がおっしゃられたとおり今国会で決まる。ただ、国会のほうもいろいろ流動的な要素はありますので、それ次第と。国の動向次第に従わざるを得ないと、これが地方自治体の現状でございますが、その中で現計画、平成22年度から26年度まで、先ほど申し上げた財政優遇期間の終了年度、平成26年、ここまでに前期の5年間で255億円の投資をしたと。そして、後半の5年間で240億円を投資する予定ですというお話でございました。その240億円の中身として、大型事業ですね。駅の東部土地区画整理事業でありますとか駅周辺事業を初め、いろんな事業を240億円の根拠として掲げていただいておりますけれども、6月議会の一般質問の中、そして昨年6月もそうでしたけれども、これに入っていないやつがあるんじゃないかと、やらないといけない課題があるんじゃないかという議論をさせていただいて、もろもろこういうのをやるべき課題が出てきたという執行部側からの答弁もありました。

そこで、現在想定をしている新たな課題、平成26年度までの中期財政計画に盛り込まれていない、その新しい中期財政計画等に盛り込むべき、または今後しないといけない事業、こういうものがあるのか、上げていただけますか。

総務部長（大坪正明君）

現在の計画に上げていない新たな事業ということでございます。

これにつきましては、26年までにできるかどうかは別としまして、合併特例債が延長されるということになれば、そういった期間内にやりたい、やらなければならないというような事業でございますけれども、まず庁舎の統合問題ですね、それと市民会館の改修、改築事業、それから両開漁協等の漁港の水産物供給基盤機能保全事業、いわゆる漁港の棧橋の整備でございます。それから、きのうも議論がございましたクリーンセンターの改築事業、それから消防の共同運用無線デジタル化事業、それから既存スポーツ施設の改築事業、大和地区等の光通信の整備事業、市民武道場の改築事業、そういったものが考えられます。

以上でございます。

7番（佐々木創主君）

今上げていただいた中で、6月議会で市長と議論する中で、よく合併特例債をもとにした

話を前日もさせていただいたんですが、大和町のインターネット、ナローバンドであると。三橋、柳川はブロードバンドが繋げることができると。しかし、大和町はNTTの局が違うからナローバンドであると。そこで、ある議員が質問されて、市長は合併特例債を活用してこれをぜひやりたいと、みやまもやっておるということでしたけれども、今新たな課題ということで執行部側の事務方の口からこれが出たんですけれども、これは26年までなのか、5年延長で31年までなのかは別として、これをやろうとするとどれぐらいの事業費がかかりますか。

総務部長（大坪正明君）

これにつきましては、以前から事務レベルでも検討をしてきたことでございますけれども、みやま市と同じような形でやるということになれば、大体事業費が、おおよそですけれども、6億円、そのうち市の負担分が3億円程度ということでございます。

以上です。

7番（佐々木創主君）

今上げていただいた事業ですね。庁舎統合というのは、するのかもしれないのかを含めて、今、執行部側のほうでたたき台をつくっていただきながら、それを逐次議会に示して方向性を出していこうということでございますが、ある程度新庁舎を建てるならば幾ら、既存の庁舎を活用するならば幾らというような試算も出ております。今上げていただいたやつですね、すべて足すとどれぐらいになりますかね、総事業費。

総務部長（大坪正明君）

これにつきましては、事務レベルではある程度大まかな数字としては考えておりますけれども、その整備の仕方によって変わってくる面がございますので、今ここでそれが幾らというのはちょっと差し控えさせていただきたいと思います。

7番（佐々木創主君）

当然の答えというか、それ以上追及しませんが、私が個人的に積み上げていくと、150億円レベル、それを超えるかもしれないというような計算をさせていただいたわけですよ。それで、現在の中期財政計画の中に、前日もアセットマネジメントなんていう言葉が、新しい言葉が出てきたと。まだ予定をしているだけで検討は入っていないと、そういう行財政改革の中身であるという話をしたんですが、今回の両開の漁港は突発的な事故でしたけれども、両開を含めて、幾つか市内にある漁港の改修、これは国がやろうとした、国が補助をしないといけない、そういう全国の漁港をすべて調査して、計画的に年次を決めて改修していこうという計画があるわけですよ。国ではそういうアセットマネジメント、パブリックマネジメント、それがもう既にされておる。そして、この10月の総務委員会の視察でも、そういう先進的な自治体の視察もさせていただきました。市が所有する市の財産、それをすべて把握して、老朽化度も調査をして、計画的に改修をしていく。そして、場合によっては統合も、

いろんな重なり合うそういう施設の統合も行っていくというのをされておると。そういう中で、今回の議案の一般会計の補正予算の中に、道路の橋梁、暗渠、これが崩落したと。だから、予算が足らなくなったから予算をお願いしますという部分が出ておりましたよね。質疑の折に、私のほうから市内にどれだけの橋梁と暗渠があるんだという質問をさせていただいて、市内には橋梁、暗渠を合わせて1,251カ所という答弁でございました。ここもいつ崩落するやつがあるかわからないと、どうするんだというお話をしたんですけども、平成25年度にその調査をして、計画的な管理、中期計画をつくるということでございました。

今回、橋梁が5カ所で5,500千円の改修費用、暗渠が1カ所で16,000千円、6カ所で21,500千円と。じゃあ、市内に1,251カ所もある橋梁、それは新しいやつもあるでしょう。ただし、柳川の場合は930キロメートルの掘割、一部土地改良で掘割の流れ、法線を変えたやつもありますけれども、ほとんどが昔からある橋梁で、徐々に暗渠にかえてきたと。こういうやつをしっかりと老朽化度調査をやって改修計画をつくるとなると、相当な財政出動を余儀なくされる可能性もあると。そういう意味で、今上げていただいた予想される事業、必要とされる事業以上にこれから何が出てくるのか、そういう予測も立てないといけないと。今、庁舎も含めて、いろんな箱物もあります。そういうものが当然今後出てくると。出ていかないと、普通、一般的に鉄筋コンクリートの建物も耐用年数50年と。そういった意味では、構築物が、そういうものが柳川市、いっぱい財産として抱えておるということも事実でございますので、そういったところも踏まえてしっかりとした財政計画をつくっていただきたいと思っておりますので、もうこれ以上この議論はいたしません、もう1つだけ、今上げていただいた市民会館改修、これは実は平成19年に調査費を組まれてですね、15,000千円、大型改修を前提として調査をされたと。そして、大型改修には6億円から7億円必要と。で、もう次は設計に入るまでになっておったのを、なぜか調査をただけで凍結してある、これはなぜなんですかね。

総務部長（大坪正明君）

佐々木議員が言われるように、過去に、実は平成20年度に実施をしておりますけれども、市民会館の大規模改修調査をいたしております。一応予算は15,000千円でしたけれども、実際には9,800千円程度で実施をしておりますけれども、このときには何段階かの改修の費用を見積もりまして、6億円から7億円、最大にして8億円、そういった試算をしているところでございます。しかし、現在、庁舎の統合問題というのを議会と一緒に検討しているところでございまして、この統合問題について、当初、平成26年度までの合併特例債の借入期限というのを想定して論議をしてきておったわけですが、これが延長法案が今回出されておまして、この延長によって、当初、26年度までだったらこういうふうにはしかできないということで、かなり選択肢が狭まった中で考えておりましたけれども、5年間延びるとすれば、その選択肢がいろいろ広がってまいります。こういった中で、一番最良の、庁舎とか



市民会館というのは将来に向けて一番いい方法でやっておかなければいけないということで、財政面とか用地面、それから市民の利便性、そういったいろんな面を考慮した上で最良の整備方法を考えたいということで、現在、それについては再検討をしているところでございます。

以上でございます。

7番（佐々木創主君）

庁舎の統合の話が出てきたから、市民会館、庁舎、配置とか、いろいろそういうことを含めてということですが、ただ、庁舎統合の話が俎上に上がって話をされ出したのは、一番最初は現議長である古賀澄雄議員が、平成21年の12月だったと思いますよ、そのときに庁舎を統合するべきじゃないかみたいな話をされて、全くそのときはそういう検討に入る段階ではないみたいな話で、翌年の6月に私から質問させていただいて、そしたら少し変わって、そういう時期に来ておるという話でしたね。だから、ブランクがあるんですね。今、総務部長おっしゃったけれども、庁舎統合の話が実際にそういうことも検討せんといかんという話になったのは22年度なんですよ。調査をしたのは平成19年、20年。ましてや、せんといかんという構想があったから、考えがあったから15,000千円、実際9,800千円とおっしゃったけど、10,000千円もの金をつぎ込んでやろうと。それを凍結すると、これは大変なことですよ。ひょっとするなら無駄になるかもしれん。これ以上答弁は求めませんが、新しゅう建てかえるべきじゃないかという議論もその中に出てきたから、恐らくこれは凍結をされたんだと思うんですよ。市長の口から、せんだって6月議会で、八女のおりなす八女ですか、ああいうところを見てきたと、すばらしいと。團伊玖磨の音楽祭、市民会館で開かれて、非常にトイレも汚い、不評であったと。新たに建てかえることは考えていないけれども、大型改修必要と。ただ、市の今までの流れを見ると、建てかえの頭もあると思わざるを得ないんですよ。いかがですか。

市長（金子健次君）

佐々木議員のほうで建てかえの考えもあるのではないかという問いでございます。

合併特例債の延長ということは、11月1日に閣議決定をされまして、12月9日、重要法案が可決、承認できない分もありますけれども、この問題については閣議決定をされると同時に、野党についても延長法案については賛成という形の立場をとっておりますので、仮に12月9日に法案が通らなくても、次の国会の中で私は通るといふふうに見ております。そういうことを考え合わせますと、庁舎の統合の問題、また1つ大きな問題というのが駐車場の問題、市民会館の駐車場は非常に不足をしていると。あわせますと、庁舎の職員の駐車場の問題、事いろんなことを考え合わせますと、それとあわせて、先般の議会の中で申し上げましたように、トイレの問題、座席の狭い問題、いろんな暖冷房の問題等々も考えますと、リニューアルした場合にどうかという問題を考えて改築していく分も必要ではないかというふう

な考えは私はあわせ持っているところでございます。

以上です。

7番（佐々木創主君）

ちょっともうあんまり時間がありませんのでね、改修と。新たな建てかえという選択肢はないんですか。

市長（金子健次君）

改築と申しあげましたのは、全面改築という意味で申し上げたつもりでございます。

7番（佐々木創主君）

はい、わかりました。そういう選択肢も市長の中にあるということは、やっぱり執行部が平成19年の調査をやったけれども、中断をしたと。その理由が裏づけられたと。これ以上、もうこの件は追及もしませんし、議論もしませんけれども、先ほど申し上げたように、いろいろそういう先行きを含めたところで、やっぱり情勢変化もありますし、国の制度も変わりますし、地方自治体大変でございますけれども、しっかりとした、やっぱり我々議会も、市民の皆様、ああ、なるほど、こういう計画で市の財布をやっていくんだと、こういう投資をずっと計画的にやっていってくれるんだと、わかりやすいそういう計画を立てていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それで、2番目に治水と利水としておりましたけれども、ちょっと順番を逆にしまして学校教育についてお尋ねをさせていただきます。

学校教育、この件は21年、22年にも質問させていただいたんですけれども、そのタイミングといいですか、平成18年に教育基本法が改正をされました。これは、戦後、昭和22年に新日本として、戦後の日本として教育基本法が制定をされた。それが平成18年に59年ぶりに初めて改正をされたということがございました。その改正に基づいて、平成20年に学習指導要領も改正された。そこで、新学習指導要領に基づいて、新教育基本法に基づいて教育が行われるということで、新たないろんな要素が盛り込まれた。そこで、その内容として、ポイントとして、改正内容等として、目標達成型の教育、豊かな情操と道徳心を養うこと、公共の精神を養う、伝統文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、他国を尊重する、こういった教育の目標が教育基本法に掲げられたわけであります。具体的には、学校現場において授業時間数の増加、国語、言語能力の向上、理数教育の充実、伝統文化、宗教教育の充実、道徳教育の充実といったものが上げられたわけであります。そこで、一昨年に国語の教育、そして、道徳の教育の質問をさせていただきました。そして、新しい学習指導要領に基づいた教科書がことしから小学校で使用され始めた。そして、中学校においては来年度から活用される新しい教科書がこの8月に選定をされたというふうに聞いております。

そこで、お尋ねします。

来年度から使用される中学校の教科書の選定結果を教えてください。

学校教育課長（高崎祐二君）

学校教育課のほうからお答えしたいと思います。

中学校教科書の選定結果につきまして、国語科の国語、書写につきましては光村図書出版、社会科の地理、歴史、公民、地図についてはそれぞれ東京書籍、数学科については啓林館、理科は大日本図書、音楽科の一般、器楽についてはそれぞれ教育芸術社、美術科は日本文教出版、保健体育は学研教育みらい、技術・家庭科については技術分野が開隆堂出版、家庭分野が東京書籍、外国語の英語については開隆堂出版というふうになっております。

以上です。

7番（佐々木創主君）

ありがとうございました。

そこで、新学習指導要領、新教育基本法の施行後の教科書選定、特に歴史と公民の教科書について全国でいろんな話題が持ち上がっておりますけれども、当柳川市 柳川市というよりも選定地区は第9地区と言うそうでございますけれども、公民と歴史の教科書、東京書籍を選んだ理由ですね。これは簡単に、もうポイントだけで結構ですから御答弁願います。

学校教育課長（高崎祐二君）

歴史、公民に限らず、教科書の選定理由につきましては、内容の範囲及び程度、それから内容の取り扱い、それから内容に関する配慮事項、それから分量、使用上の便宜、それから印刷、製本等の6点について検討がなされ、最良と判断されたものが選定されたものと考えております。

以上です。

7番（佐々木創主君）

はい、わかりました。

それで、これは前も質問したんですが、特に歴史と公民と、ほかの教科もあるかもしれませんが、選定に当たって外部から働きかけが、この教科書を使えなのか、この教科書を使うのかなのか、あったのか。あったとするならばどういう内容だったのか、教えてください。

学校教育課長（高崎祐二君）

外部からの働きかけといいますか、要望書という形でうちのほうにいただきましたのが5団体、1個人から7つの要望書をいただいております。内容までのお話ですが、まずそういう7点の中で、1つは育鵬社、自由社の教科書を選定してほしいというのが2点、それから逆に育鵬社、自由社のそういう教科書の中身を十分に検討してほしいというのが2点、あとは教育現場の意見を最大限に尊重してほしいという、簡単にまとめればそういう御意見、要望だったと思います。

以上です。

7番（佐々木創主君）

育鵬社、自由社と、これは全国で話題になっている教科書ですね。そして、要望書という表現でしたけれども、日本人じゃない方々からの要望というのは来ているんですか。来ているとするならば、その要望というのは育鵬社、自由社、使えなのか、使えないのか、教えてください。

学校教育課長（高崎祐二君）

1点、在日本大韓民国民団福岡県久留米支部のほうからの要望も上がっております。使うかわらないかというお話になりますと、先ほども申し上げましたように、そういう表現ではなくて、中身を十分吟味してほしいという要望だったかと思います。

7番（佐々木創主君）

はい、わかりました。

それでは、教科書の選定に当たっての手順、前回もお聞かせいただいたんですが、再度お尋ねします。

もういろいろ御丁寧に説明されるので、ちょっと私からさわりだけ言うと、選定地区というのがあって、ここは福岡県の第9地区と。柳川、みやま、大川、大木、大牟田と、ここで1つの地区、エリアで1つの教科書を採用するということですよ。このエリアでどういう手順で採用されるのか、簡単にポイントだけ教えてください。

学校教育課長（高崎祐二君）

前振りをしていただきましたので、その後のスケジュールを申し上げたいと思います。

今回の第9地区の中学校教科書選定に際しましては、先ほど言われました各市町の教育長で構成されます教科用図書採択協議会が本年4月11日に設置をされております。協議会は、まず中学校の校長、教頭、教諭等で構成された教科ごとの選定部会と、それから学識経験者、保護者代表、選定部会会長、副会長による総括部会の2つの部会から成る教科用図書選定委員会に諮問をしてあります。あわせまして、見本の巡回展示を行ってあります。諮問を受けた選定委員会は、選定部会で南筑後教育事務所管内調査研究委員会の調査結果に基づき、教科ごとに原則として3種類以上の教科書を選定、それと並行して中学校に対し選定に関する意見聴取を行っております。これらを経て、選定委員会が第9地区教科用図書採択協議会に対し、使用する教科書について種目ごとに原則として3種類以上の答申を行っております。これを受けまして、第9地区教科用図書採択協議会が8月4日に最終的に1種類を選定しております。その後、柳川市教育委員会で決定がなされたところであります。

以上です。

7番（佐々木創主君）

学校の教科の先生方、校長、教頭の選定部会ですか、それと有識者、PTA代表の総括部会。ただ、専門じゃない副業持ち。市にはいろんな何とか審議会、何とか協議会とかござい

ますが、事前に資料を送ってくる協議会等もありますけれども、ほとんど現場に行って事務局の説明の中で、こういうたたき台です、何か御意見ございますかと。いろいろ異論が出るケースもありますけれども、ほとんどが事務局の提案する原案といたしますかね、たたき台どおりに進んでいくのが通例なんですね。そういった意味で、選定委員会の有識者、PTA代表とございますけれども、これが何回行われたか知りませんが、やはりもう先生方がしっかり専門性を持っていらっしゃるということで、そのたたき台がほとんど優先されると私は想像するんですね。で、先生方が選定委員会で3冊選んだと。歴史、公民、その3冊はどこどこですか。 ないならいいです。

これは俗に言う、俗語で言うと絞り込みと言うんですね。先生方で、歴史、公民の出版社が幾つあるかわかりませんが、多分7社ぐらいだと思えるんですね、幾つかに絞るんですね。この地区では絞り込み、3冊。ほかの地区では順番をつけるんですね、1、2、3、4、5、6、7と。まずトップのやつが選定をされるというのが今までの通例だったと。何で公民、歴史の教科書を殊さらこうやってしつこく取り上げるかということ、この問題、全国各地でいろんな動き、混乱が起こっておるんですが、特に沖縄県の八重山地区で、八重山地区の構成する自治体が石垣市、竹富町、与那国町と、この1市2町、ここが1つの我々の第9地区と同じような採択エリアと。ここで公民の教科書に育鵬社を採択した、決定をしたと。しかし、それに竹富町が従わずに東京書籍を採用するとしたと。柳川市が今度採択する、選定する、使用する東京書籍。そこで非常に混乱が問題となって、いまだにこのケースが続いておるということでございます。この地区も今まではこんな混乱はなかったと、こんな混乱があるような選定はなかったと。先生たちが選ばれた教科書がすんなり通って子供たちに活用される。ところが、何で混乱が生じたかと。これは昨年でしたけれども、中国の漁船が海上保安庁の巡視船に体当たりをすると、とんでもない事件が起こりました。この尖閣列島を行政区内に有するのが八重山地区なんですね。そこで、八重山地区の教育長さん、教育関係者の方々子供たちに教える教科書はどうなっているのかと。それと同時に、新教育基本法、そして新学習指導要領、これが変わったと。どういうふうに変ったか。先ほど私申し上げましたが、「我が国の領土・領域について理解を深めさせることも必要である。」と学習指導要領にしっかりと明記をされたわけですね。我が地域、我が国土、これが侵される重大な事件が起きたと。漁師さんも怖くて尖閣列島に近づけないと。そういう地域を有する地域の教育をどうすべきかということで、今までの先生たち任せではなくて、市議会が、町議会が議決をして選んだ教育委員さん2人、そして市町の有識者1人、PTAの代表者1人、このそれぞれの1市2町から4名ずつで構成されるプロジェクトチームをつくったんです。プロジェクトチームをつくって、学習指導要領に基づいた我々の地域にふさわしい教科書はどれがいいのか、しっかり丹念に丹念に1ページ1ページ皆さんが勉強されて選ばれた、これが育鵬社なんですね。そういうことで、今までの先生たち任せではなくて、地域の大人が、教育にか

かわる市民が真剣に選んだ。その結果、育鵬社が選ばれたと。これを聞いて、私は今回この問題を取り上げようと思ったんです。今まで先生たち任せであったと、そういうことなんです。そこで、これは私、画期的なことではないかと思うんですけれども、育鵬社、そして東京書籍が対照的なんですね。象徴的な教科書みたいに、別にそういうつもりはないんですけれども、幾つかちょっと比較をしてみたいと思うんですが、今、領土とか云々言いましたけれども、私も学校教育課に行かせていただいて、新しい教科書、東京書籍を見せていただきました。そして、育鵬社版のやつもですね。どういうふうに違うのかなと、単純な疑問からを見せていただいて、幾つか比較をしたんですが、まず我々一般、大人も含めてなじみの深いところで、鎌倉幕府の成立年、これが違うんですね。柳川の今度使う東京書籍、鎌倉幕府の成立年は何年になっていますか。

教育長（北川 満君）

簡単に申し上げます。

実際1185年と、このように明記してあります。ふだんは「1192（いいくに）」で覚えているのでございますけれども、いろんな歴史的な解釈ということで理解して採択をしているところでございます。

以上でございます。

7番（佐々木創主君）

そうなんですね、1185年なんですよ。我々は「1192（いいくに）つくろ鎌倉幕府」と。ところが、最近「1185（いいはこ）つくろ鎌倉幕府」か何か言うそうですけれども、何かテレビのバラエティー番組でも取り上げられて、学説が変わってきたと。歴史学も考古学というのも、いろんな資料が見つけれられて学説が変わっていくのは当然なんです。ただ、歴史の教科書の出版会社が、私、調べさせていただいたんですが、7社あると。7社の中で1185年を採用しているのは東京書籍だけなんです。ほかの6社は全部1192年なんです。さらに、中学生が進む高校の教科書がどうなっているのか、ある教育関係者に確認をしました。5社ある。5社すべて1192年である。そういう学説もある、ましてや文科省が検定をしてそれは通しておりますから、これはしょうがないんですけどね。ただ、どっちかにしろよと言いたいんですけどね、子供たちが混乱をしますからね。ただ、その関係者に聞いたら、入学試験で不利益になるようなことはいたしませんということでございました。しかしながら、そういう常識的なところで子供たちにどういう教育をするのか、ほかの教科書とか、高校とか、大人の常識とか、そういうことも含めてやっぱり考えるべきじゃないかなと思うんですね。

次に、東京書籍と育鵬社、ちょっと唐突に市長、歴史教科書の中にいろんな人が出てきますね。出てくるんですが、これは唐突で申しわけないんですけど、超有名な中国人の人名なんです。教科書に振り仮名が振ってある。索引にもこういう呼び名をなさいと。チャン

チェシーというのがあるんですね。スンウエン、だれのことかわからないですよ。わかりますか。わからないですね。チャンチェシー、これは蒋介石です。スンウエン、孫文です。毛沢東はマオツォトン。育鵬社も両方書いてあるんですね、上と下と。ただし、育鵬社は「しょうかいせき」のほうが上なんですね。下に「チャンチェシー」と書いてある。ところが、東京書籍は「チャンチェシー」が上なんです。それで、一番後ろの索引を見てみると、チャンチェシーと読みなさいと。蒋介石の「し」で検索をしたところにわざわざチャンチェシーと書いて、チャンチェシーを見なさいと。そこで初めてページ数が書いてあるんです。私びっくりしました、中国語で振り仮名を振ってあると。我々の時代、そんなのありませんでしたけれども、ただ、じゃ、相手の国、中国、韓国、そういうお国では、日本人の人名、当然漢字文化でありますから、韓国はハングルもありますけど。ただ、向こうの教科書は現に自国語での読み方、佐々木創主なら、どういうふうに読むかはわかりませんが、「ささきそうしゅ」とは読まないんです。教科書もそういうふうに教えないんです。両国の関係の中でも、日本と中国であれば、日本で言うならば日中と言うじゃないですか。中国は中日と言うじゃないですか。まず、自分のところが先なんです。相手を立てないんです。それが国際関係の中での、教育もやっぱりそうあるべきじゃないかなと私は個人的に思うんです。ただ、世の流れの中でそういう呼び名をつけようということかもしれませんが、ただ、教科書の呼び名でほかの教科書を見てみると、ほとんどがやはり毛沢東は「もうたくとう」なんですよ、読ませているんです。柳川の小学校の教科書はマオツォトンなんですよ。これはちょっと私はおかしいと言わざるを得ない。

そして、先ほどの八重山じゃありませんが、領土問題。もう時間がありませんけれども、じゃ、例えば、領土問題、どう書いてあるか。学習指導要領に領土、その背景、領土問題が何で起こっているのか、しっかり理解をさせると書いてある。東京書籍は尖閣列島について、領土問題ということで、「沖縄県先島諸島の北方に位置する尖閣諸島は日本の領土ですが、中国がその領有を主張しています。」。育鵬社、「沖縄県八重山諸島北方の尖閣諸島は、日本の領土です。しかし中国は、「1970年後半東シナ海大陸棚の石油開発の動きが表面化するに及びはじめて尖閣諸島の領有権を問題とする」ようになりました。ただし、中国が挙げている根拠はいずれも「領有権の主張を裏付けるに足る国際法上有効な論拠とはいえません。」と、しっかり背景が書いてあるんですね。竹島にしてもしかり。島根県の竹島、韓国名では独島と言うそうですけれども、「竹島は、隠岐諸島の北西に位置し、島根県隠岐の島町に属する日本固有の領土です。」、「固有の領土です。」まで書いているんですが、「しかし、韓国が不法に占拠していることから、日本は、韓国に対して抗議を続けています。」。育鵬社、「北西に位置する竹島は日本固有の領土です。1954（昭和29）年からの「韓国による竹島の占拠は、国際法上何ら根拠がないまま行われている不法占拠」であり、「我が国として厳重に抗議を重ね」ています。また、「平和的手段による解決を図る」ため

に、「国際司法裁判所に付託することを提案しましたが、韓国はこれを受け入れず、現在に至って」います。」。ちゃんと何でこういう問題になっているのか、日本側の主張もしっかり書いているんですね。

そういうことからいうと、東京書籍、先ほど外部からの働きかけという話をしましたが、まんまと外国籍の外部からの皆さんの働きかけに追随してしまったと、結果的にですよ。そういうつもりはなかったかもしれませんが、大韓国民団、在日韓国人の皆さんじゃないですか。そういう方々が育鵬社を使うなど、それにまんまと追随してしまった結果になっておるということだけは、これは言われてもしょうがないじゃないですか、仕方がない。しかしながら、これは文科省が検定をして、この中から選びなさいといった教科書でございますから、その中で合法的に選んだと。何の違法性もない。ましてや、先生方、いろんな方々がしっかり6月から研究をされて、それを私は尊重させていただきますが、八重山地区の教科書選定の問題、そして我が市、この第9地区の選定の是非をここであえて言うつもりはございません。どちらがいいとか、どちらが悪いとか、今、単純に比較をさせていただきました。しかしながら、今回、八重山地区の方々が、今まで先生任せだったと。それを我々も子供たちに教えるものについてしっかり理解をした上で選ぼうよと自主的に発議をされて、皆さんが一生懸命努力、時間をかけて選ばれた、これは私は特筆すべきことじゃないかなと思うんですね。子供は地域の宝、国の宝と言います。子供を地域で育てていきましょうとだれしもが言うじゃないですか。そうでしょう。それから言うならば、私たち議会人も、市民の皆さんも、もっと我々の地域に住む子供たちの教育、学校で教える教科書、やはりしっかり認識をすべき、興味を持つべきというふうに思うんですね。そういった意味で、今回の八重山地区の教科書選定の手順、先生たち任せではなくて、そういう議会で議決をして選んだ教育委員さん、有識者、そしてPTA代表、この方々が一から選ばれた、これは一つの指針ではないかなと思うんですが、今回選ばれましたので、次は4年後ですが、いかがでしょうか、教育長。

教育長（北川 満君）

平成18年から教育基本法改正を見まして、新たに学校教育法も改正と。そして、学習指導要領が改正という中で、議員が御指摘されるとおり、非常に教科書の見方、考え方、あるいは生きる力を目指すにふさわしいかどうかというところの論点ははっきり変わってきております。そういった中におきまして、先ほど八重山のほう、採択のあり方ということで提言がございましたので、その提言につきましては今後4年後にはきちんとした形でまた幅広く論陣を張って、あるいは意見を聴取して取り組みたいと、このように思っているところでございます。

また、文科省からすべて教科書は検定という結果を得て、平成22年に検定をしっかりと受けた上で、この7つの会社が社会科について準備していたわけでございます。その中の一つと



ということで、御指摘のとおり、竹島の問題やら、いろんな領土の問題、国を動かす領土の問題、それから人間の名前の呼名、呼び方、そういった問題も含めまして、今後、私どもは教科書を今まで使っておりました、教科書を。これからは教科書でどういうふうに教えていくかということが一番の大事な、肝要なことになるんじゃないかと思います。そういった意味におきましては、現場を預かる先生方が中心であるわけですので、今まで以上に教科書の意識の転換を図っていただき、子供たちの活用に資する、また学習指導要領のねらいを達成できるような、そんな指導をできるような体制づくり、あるいは研修体制をつくってまいりたいと、このように考えているところでございます。大変そういった御指摘でありまして、今後また教科書研究等は続けてまいりたいと、このように思っております。

最後になりましたけれども、さっきの3つの教科書会社、後ほどまたお届けしたいというふうに思っております。

7番（佐々木創主君）

教科書に使われるんじゃないかと、現場でしっかり教えていきたいと。先ほども指摘したといますか、学習指導要領にのっとりながらしっかりやっていただきたいというふうに思います。

残り3分になって、あといろいろ聞こうと思ったんですが、一つだけ、前の積み残しじゃないんですが、新学習指導要領、教育基本法の中にも道德教育の充実と。今回の東日本大震災で日本人の規範意識、公共心、これはすごいと。日本人のDNAの中にしっかりとしてそういうものが残っておったと、世界が唖然としたわけでありましてけれども、頭は、ここの中にも語学、学力の向上と。ただ、やっぱり学力だけじゃだめですよね。最近起こった何とか製紙、106億円ギャンブルにつぎ込んだと。この人は東京大学の法学部なんですね。そして、沖縄の基地返還等々で大混乱を起こして、寝た子を起こしてとんでもない事態に陥らせた前の前の総理大臣、東京大学。その弟、私の友人はアルカイダですと、東京大学。学力だけじゃだめなんですよ。しっかりとした人間としての公共心、道德心、これが不可欠であります。これを伴わないと、ああいう人間に育ってしまうという例だと思えます。そういった意味で、先人に学ぶ、感動を覚える教材を活用して道德教育をなさいと書いてあります。あの折、教育長のほうからそういう教材をつくりたいというお話もございました。そして、学習指導要領の中に道德教育推進教師の配置というのが明記されております。その2つ、お答えください。

教育長（北川 満君）

1点目、道德教育でございますが、まさに精神的な風土が非常に日本は危ぶまれているというような状況でございます。新学習指導要領におきまして、道德の強化、あるいは推進ということで大変強調されているところでございます。そういった中で、後の問題でございますけれども、後者の道德指導をきちっとできる推進教師をつくらうということで、これま

では道徳主任ということによっておりましたけれども、推進教師を中核にして、校長のリーダーシップのもと、今、柳川市でも行っているところでございます。

もう1点は、感動を覚える、先人に学ぶということによってございまして、前回の繰り返しになるかと思えますけれども、「心に響く素読集柳川」というのに今取りかかっております。そういった中で、各地でもそういった日本人の心に学ぶ、あるいは大和言葉を大切にする、そういったところで編集されたのはたくさんございます。それはもう網羅されておまして、例えば、童謡や唱歌、詩、短歌、俳句、いろんな形でジャンル、漢詩まで入れましてございましてけれども、私どもはそれを郷土の先人に学ぶというような視点でもって作成をしていきたいと。そして、郷土心をしっかり身につけて、柳川に住んでよかったというような子供たちを育成してまいりたいと、このように考えております。来年の3月ごろには出版する予定でございまして、また御教示よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

7番（佐々木創主君）

建設課長と水路課長、御準備いただいていたと思いますけど、また次回させていただきますので、以上で終わります。

議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、佐々木創主議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時1分 休憩

午前11時12分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、2番荒巻英樹議員の発言を許します。

2番（荒巻英樹君）（登壇）

皆さんこんにちは。2番荒巻英樹です。それでは通告に従いまして質問を行います。

1点目は、白秋祭についてお伺いいたします。

20世紀の我が国の近代文学に偉大な足跡を残した北原白秋。ことしも10月末から11月上旬は白秋一色となり、命日である11月2日には白秋詩碑苑にて白秋祭式典が盛大に開催され、白秋献詩に入選された方を初めとして多くの方に御出席いただきました。遠くはドイツのミュンヘンからも参加していただき、大変ありがたいことだと感じております。

そこで、ここ数年の白秋献詩の応募状況の推移及び募集方法についてお伺いします。

また、ことしは昨年より応募がかなり減っているようでございますが、この状況についての見解及び今後の対策等お考えがあればお示しください。

次に、白秋祭の期間中に行われます水上パレードについてお伺いします。

日本人観光客をがっかりさせる観光名所を指す用語として、世界3大がっかりという言葉があります。有名な割には素朴、簡素で観光客の過剰な期待を裏切るとされるシンガポールのマライオン、デンマークの首都コペンハーゲンにあります人魚姫の像、ベルギーの首都ブリュッセルにある小便小僧の事です。確かに私もこれらを初めて見たときには間違いなくがっかりしました。

逆に、事前の期待値を大きく上回るのは白秋祭の水上パレードだと私は思います。コース沿いには沖の石太鼓や、どろつくどん、コーラスグループの方々を初め多くの市民の皆様が歓迎をなさっております。私が初めて水上パレードに参加させていただいたのは5年前ですので全盛期を知りませんが、昔は船の数も多く大変なにぎわいであったと聞き及んでおります。それが、残念なことに昨今の経済状況の低迷からか、年々船の数が減少してきております。

そこで、ここ数年の船数の状況の推移、また、この現在の状況についての見解及び対策等があれば伺いいたします。

再質問及び残りの質問は自席より行いますので、よろしく願いいたします。

教育部長（高田 厚君）

それでは、まず私のほうから回答させていただきます。

まず初めに、ここ数年の応募状況の推移でございますが、合併以前は大体7,000編台で推移をしてきておりましたが、新市になりましてから少しずつ増加をいたしまして、平成20年度には1万編を突破いたしました。しかし、21年度、22年度は9,000編台と、そして23年度今年度につきましては40都道府県から応募ありましたけども、結果的には7,815編の応募ということで昨年に比べて2,000編ほど減少したという状況でございます。

次に、募集方法でございますが、柳川市のホームページ、それに市報への掲載のほか、福岡県内につきましては、全小・中・高等学校に個別に募集要項を送付いたしております。また、全国の市に対しましては、広報紙への掲載依頼と募集要項の送付をいたしております。また、全都道府県の教育委員会に対しましても募集依頼をいたしておりますし、さらに前年度応募してくれた学校につきましては個別に募集要項を送付しているところでございます。

それから、応募状況についての見解と対策ということでございますが、応募につきましては、目標といたしましては、全国47都道府県すべてから応募いただくと。そしてまた、点数にいたしますと1万点、これを一応目標として取り組んできております。そして、献詩の審査をお願いしております福岡県詩人会の皆様からは、少子化の影響で詩の応募数が全国的に減少している中で柳川市は頑張っておられるといった言葉もいただいておりますが、本年度はそういうことで前年度から比べると2,000点ほど減少したということでございます。

要因といたしましては、市内の小・中学生の応募につきましては、ほぼ横ばいという状況でございましたが、市外の福岡県の中学生、この応募が700点ほど減少をいたしております。

また、近隣の高校生の応募が前年度比1,100編ほど減少ということで、大幅に減少したのが大きな要因ということでございます。

そのため、早速来年に向けまして、白秋祭式典の前に教育長みずから市内の3つの高校に対しましては出向いていきまして、白秋祭式典への御臨席の案内とあわせて、ぜひ来年度は応募をふやしてほしいというお願いをしてきたところでございます。

以上でございます。

観光課長（古賀廣介君）

荒巻議員の白秋祭水上パレードのここ数年の船数の状況の推移、またこれらの見解及び対策はということに対しまして答弁申し上げます。

白秋祭水上パレードにつきましては、議員も御承知のとおり、柳川市の観光協会の主催で毎年11月1日から3日間の日程で開催されておりました、北原白秋先生の業績をしのぶ夜の川下り水上パレードとして定着してきております。柳川の一大行事となっております。

御質問のここ数年の船数の状況でございますが、観光協会のほうにお聞きしましたところ、3日間の合計で平成19年が368隻、平成20年が345隻、平成21年が306隻、平成22年が275隻、そして本年が246隻の状況となっております、平成19年と比較しますと3日間の合計で122隻、1日平均で約40隻ほどの減少となっております。

これらの状況を受けての見解ということですが、これも観光協会のほうにお聞きをいたしましたところ、減少の原因としてはいろんな原因があろうかと思いますが、カレンダーのあの曜日の配列も多少影響があるんじゃないかということでございます。

しかしながら、一番は議員もおっしゃられたとおり、やはり経済情勢がまだまだ厳しいことによる需要の減少のほか、一方で、以前に比べますと確保できる船頭さんの人数自体も減少しているということもお聞きいたしました。

このような状況を踏まえまして、観光協会といたしましては、船の予約販売を以前は夏場から実施をされておりましたけれども、現在は白秋祭水上パレードが終了する11月3日の直後から年間を通じて予約を受け付けているようになっております。それから、団体向けの一隻貸し切り船が主でございますけれども、これが伸び悩んでいるという状況でございますが、個人向けの乗り合い船を募集されておりました、これの増加を図ることも検討の一つということで考えてあるようでございます。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

答弁ありがとうございました。それでは、順次再質問をさせていただきたいと思っております。

それで、白秋祭の献詩の白秋祭式典のほうですが、毎回私も出席させていただいて、当日この「詩集白秋祭」をいただいております。手元には、ことしと去年と2つしかないんですけども、私がですが、ことしで6回参加させていただいておりますが、私の中では大体毎

年1万点弱ぐらいだなというあれが頭にございました、明確な数は別としまして。ことしの式典の際に七千八百幾つということをお聞きしまして、私自身としては非常に衝撃的だったわけですね。ですから、経済状況の悪化、それから3.11の問題とかも多少影響はあるかと思いますが、それで説明がつかないぐらい減少しているんじゃないかなと私は思いましたので、今回質問取り上げさせていただいたわけです。

それですね、ちょっと今御説明もろもろいただきましたけども、全国向けと教育委員会向けのところを済みません、ちょっともう一度部長御答弁いただいてよろしいですか。

教育部長（高田 厚君）

お答えいたします。

全国向けに対しましては、全国の市に対しまして広報紙への広報依頼と募集要項の送付でございます。そして、全国の都道府県教育委員会へ募集依頼をしているということでございます。

2番（荒巻英樹君）

それはもう郵送でされているということでもよろしいんですかね。 わかりました。

それで、やはりもちろん究極を言えば、数より質なんでしょうけども、ある程度の数がないと、やっぱり質も求められないんじゃないかなとは思っているところです。

それで、私としてはやはり1万点ぐらい目標ということをお聞きしましたけども、そういったことに関して、それに向けていろいろやっていただきたいと思っているんですけども、それで私がちょっと考えたのが、北原白秋が作詞をしている学校というのは全国にもかなりございますよね。ですから、そちらに個別に御案内とかをされているのかどうかということをお聞きしようと思っておりましたが、先ほどの答弁ではそう もちろん、かぶる部分もあるかもしれませんが、白秋作詞の校歌の学校に個別でというのはいかがでしょうか。いかがでしょうかということか、そういうことでやっていただきたい。来年以降、そういった直接ですね、相談されたいかがと思えますけれども、そのことに関していかがでしょうか。

教育部長（高田 厚君）

白秋先生が校歌を作詞されたりしている分はたくさんあるというふうにはお聞きしております。で、どこの校歌をしておられるかという具体的なところまでは、今現在ちょっと把握しておりませんので、まずそれを調べさせていただいて、できる部分であれば取り組みをさせてもらえればというふうに思っております。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

記念館等にお尋ねになれば、ある程度のことを把握されていると思しますので、ぜひそういったところは応募の可能性も ですから、ただ単に送るよりは、そういった形で接点が、間違いなく強い接点があるわけですから、ぜひお願いしたいと思います。

それと、私ども議会のほうも行政視察に各常任委員会、それと議運、そして広報等であるところにも視察行かせていただいておりますので、そういったところにも私どもから依頼を持っていく分には私どもは協力しなきゃいけないと私は思いますけども、そういったことも御検討いただきたいし、逆に本市にも多くの行政視察お見えになっておりますので、そういったところにもですね、お見えになったときをお願いするような形の方法もぜひ御検討いただきたいと思います。これについていかがでしょうか。

教育部長（高田 厚君）

議会のほうに行政視察に来られるとか、そういったところへの募集といいますか、これにつきましては受け入れをされる段階で、先方からいろんな行政視察事項あるわけでございますので、そういうことに対してこちら側からお答えをする、最後にでもそういう言葉をその担当されたところでつけ加えていただければというふうに思います。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

そのためにもやはり教育長名の書面を御用意いただければというか、やっぱり御用意いただく必要があると私は思いますが、重ねていかがでしょうか。

教育部長（高田 厚君）

ちょっと取り組みをする方向で検討させていただきたいと思います。

2番（荒巻英樹君）

とにかくやはり年々、北原白秋さんの名前を知る人が少なくなっていくわけですから、やはりすそ野を広げていかなきゃいけないと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

それから、あと市内の児童に対してなんですけども、やはり私も名前は知っていただけども、白秋生家に初めて行ったのが、4年生だったか5年生だったか定かな記憶はありませんけども、小っちゃいときは名前だけは知っているけど、何をされていた人かというのはおぼろげだったんじゃないかなと今になって思っていますし、この「詩集白秋祭」、これ始まったのが昭和45年と書いてありますので、私が小学校1年生のときに始まっておる形になりますので、小学校のときにもらっていた記憶はあります。ですから応募もしていたんでしょうけれども、もちろん、ただ参加しているだけだったと思いますけども、ぜひやはり市内の小学生にはあの行事、やはり参加して本当に趣があって非常にいい式典だと思いますので、スペース的な問題もありますが、あと、ですから市内の小学校、学年、できればある程度早い時期がいいと思うんですけれども、ある学年を決めて市内の全児童を社会科 社会科見学と言ってはどうかあれですけども、ぜひ式典に学校行事として出席、ですから2年生なり3年生なり学年を決めての全校児童、もしくは幾つかの学校を分けて3校ずつか4校ずつか、6学年の間に必ず1回は式典に参加するというのを教育委員会としてぜひやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

教育部長（高田 厚君）

11月2日の白秋祭式典に子供たちを参加させてはどうかという御提案でございますが、白秋祭式典につきましては詩碑の前で開催をしておりますが、献詩、それから沖端の水天宮です、はやし、そして矢留小学校の子供たちによる合唱、そういったものもあるわけですが、主な内容といたしましては献詩入選者の表彰といった式典が主なものであります。

社会科見学につきましては、社会科の授業として各学校がそれぞれの学年で社会科の内容を達成するために、現地や企業に赴きまして学習をするということでございますので、今議員が言われるような北原白秋先生を顕彰していくという、そういった目的の授業としましては現在、毎年11月の第2週に白秋音楽まつりという授業も実施しておるわけでございます。これは市内の全小学校の代表学年が市民会館一堂に会しまして、それぞれの学校から白秋先生の歌や演奏の発表のほか、午前と午後にはそれぞれ最後に先生の歌を全員で合唱すると、こういった催しを一応やっているわけでございます。

そういった実態もあるわけございまして、今後新たにそういった今言われたようなすべての学校で白秋祭式典を社会科見学にするというのは、ちょっと難しい面があると考えております。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ちょっと社会科見学という表現が適切じゃなかったかもしれませんが、やはりもちろん今取り組んである授業も本当にいいことで続けなきゃいけないと思いますが、やはり私はあの式典、で、市内の小学校は基本的には全員応募するわけですよ。ですから、その模様を見せてあげるとするのは非常にその子供たち、また感性を磨くには私は非常にいい場だと思います。思うからそういうお願いをしているわけなんですけども、また来年の11月2日には同じようなことを思うと思いますけども、ぜひ検討をいただきたいということで、もちろん御答弁結構ですけども、ぜひお願いしたいと思います。

それから、この件では最後に1つだけ、これは質問じゃありませんが、全国のいろんな市町村からお見えになりますが、やはりお見えになった方、自分のところの町の名前は正確に読んでいただかないと失礼に当たるかと思えます。もちろん姉妹都市の「竹田市（たけたし）」は、司会の方は「たけたし」とおっしゃいましたけども、表彰のときは「たけだし」とおっしゃっていましたし、「西日本新聞社（にしにっぽんしんぶんしゃ）」のことを毎年、「にしにほんしんぶんしゃ」とおっしゃいます。それと今回は、具体的に言うと、沖縄県の「豊見城市（とみぐすくし）」のことを「とみしろし」とおっしゃってありました。お名前は重々気をつけてあると思うのですが、そういった企業名とか町の名前のほうもいま一度御確認をいただいて、御本人に失礼のないようお願いしたいと思っておりますので、これはお願いというか、当然のことでしょうけども、来年以降、十二分にお気をつけいただきたい

ということをお願いいたしまして、次に移らせていただきます。

次に、水上パレードのほうなんですけれども、具体的な数、平成19年度から23年度までですから、4年間で122そうが減った。ざっくり言うと、3分の2に減ったということになるかと思えますけれども、それで、やはり私自身も感じますし、市民の皆さんに聞いても、やはり同じお答えでしたので申し上げますけれども、やはりこの決していいことじゃないんですが、このデフレの時代に料金が見合っていないということが第一だと思います。ですから、経済情勢ということもおっしゃいましたけれども、要はその料金と経済情勢が比例していないということですので、ここ数年、料金変わっていないかと思えますけれども、料金設定に關しましてどうなんでしょうか、ちょっとこの辺やはり再検討する必要があると私は思いますが、いかがでしょうか。

観光課長（古賀廣介君）

今の荒巻議員のほうから料金の設定の話が出ましたけれども、先ほども申し上げましたように観光協会さんのほうで主催をしておりますので、我々、行政側が幾らにしなさいとかそういうことは一概には言えませんので、御意見としては協会のほうにつないでいきたいというふうに思っております。

若干内容触れますと、いわゆる収入の部分と支出の部分がございまして、なかなかその料金を安くすればお客さんがたくさん来られるということは協会のほうも当然わかってあると思います。ただ、支出の部分でのやっぱり削減される分は削減しながらということで検討はしてあると思えますけれども、御承知のように、かなりの市民団体の方々から協力をいただいて、20カ所ぐらいコース沿いにああいった特設のステージもつくるし、相当な費用が要っておることも事実でございまして、そこらあたりのことも含めまして今の御意見等を協会のほうに伝えたいというふうに思います。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

もちろん、観光協会さんのほうでやっていらっしゃる事なので、市のほうで値段が決めることじゃないというのは理解しておりますけれども、やはり現状を見て御検討いただくようにぜひお伝えいただきたいと思えます。ですから、仮に1そう100千円だったやつが80そう出たとして、それが80千円にして100そうにして売り上げが同じ観光協会さんとして一緒でしょうけれども、多くの方がお見えになればやはり飲食を伴ったり、もろもろと経済効果が出てくるわけですので、ぜひ来年の分はもう販売が開始されておりますので、再来年以降の課題かと思えますが、ぜひお伝えいただきたいと思えます。

それと、先ほど課長のほうから曜日のこともおっしゃいました。11月3日はもちろん毎年祭日で、3日は多くのお客様がいらしています。2日の日も次の日が休みだからということでやはり多くいらっしゃいますが、1日が平日のときが非常にやはり、まさにことしもそうだ



ったわけなんですけれども。ですから、一律に料金を下げるのではなくて、やはり曆に沿って料金に柔軟性を持たせるとか、そういったところも含めてぜひお伝えいただきたいと思います。

全く例えにはなりません、個人向けの乗り合い船が大人6千円、今度、佐賀空港に上海からの格安航空会社が入りますが、片道3千円、往復で6千円と単純な移動ですから全く比較になりませんが、そういった時代ですので、繰り返しになりますが、観光協会さんのほう もちろん観光協会さんのほうも危機感を持っていらっしゃると思いますが、重ねてぜひお願いしたいと思っております。

水上パレードにつきましては以上とさせていただきます。

続きまして、大きな2点目として、柳川特産品のPRについてお尋ねいたします。

3日前、先週土曜日においてメッセ柳川がオープンいたしまして、本市特産品の販売拠点として大いに期待をされるところでございます。土曜日もオープニングのセレモニーから多くのお客様お見えだったわけなんです、来年の11月までですけれども、販売目標というのがあれば教えてください。

柳川ブランド推進室長（椋島謙治君）

おいでメッセ柳川の販売目標についてのお尋ねにお答えします。

店舗を運営する上では必ず数値目標を設定して、その目標を達成するために日々努力しなければならないというようなことは認識しております。

しかし、先日、商品数が固まり納入業者の方々と契約を終え開店したばかりでございます。ですから、集まった商品をもとに販売戦略を商店街や店長と協議しながら練って、今後、販売目標を設定したいというふうに考えております。基本的には店を運営していく人件費とか家賃など維持経費分について収入を上げていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

スタートしたばかりということで、これから、ある程度たてばそこら辺の目標もというか、目安も出てくると思うんですけれども、ちなみに、週末土曜日、日曜でどれぐらいのお客様がお見えになって売り上げがどれ お客様というのはレジを通されたというか、お買い物されたお客様の数、それと合計の売り上げを教えてくださいませんか。

柳川ブランド推進室長（椋島謙治君）

開店日の12月3日の日の売り上げです。250,197円です。お買い上げいただいたお客様の人数は197人で、1人当たりの平均単価にしますと1,270円になっております。

次に、開店日の翌日、日曜日でございます。売り上げは65,438円です。お買い上げいただいたお客様の人数は51人で、1人当たりの平均単価としますと1,283円というふうになっ

ております。

以上です。

2番(荒巻英樹君)

土曜日は、先ほど言いましたオープニングのセレモニー等でお見えになった方が、いろいろとお買い物なさっているのを私も拝見しました。いわゆる御祝儀的な部分もありますけれども、翌日が6万五千四百幾らですかね。ですから、あと今後またいろいろとこれをふやしていくようにPRも含めて努力していかなきゃいけないと思いますので、情報発信ですからブランド推進室のほうでもホームページされていますし、お店の様なりいろいろとお客様の御感想なり拾ったものを情報発信、広報紙も使ってどんどんやっていただきたいと思っております。

それで、お買い物なさる方、市内の方ももちろん持っていかれると思いますし、市内の方で御自分用は持って帰られますけど、知り合いに送りたいとか観光客の方はやはり、寄られた方も帰りしな、小っちゃいやつだったらあれですけども、大きいやつはやっぱり宅配とかなってくると思うんですね。ですから、その辺のサービスをどのように考えてあるのか、まずそれをお尋ねします。

柳川ブランド推進室長(椋島謙治君)

お客さんによっては遠くに送りたいということで、現実には東京に送りたいということでお見えにいただいております。それに対しましては、宅急便とかそういうのを使って全国発送できるようにしたいというふうに思っております。また、代引き契約とかそういうのも順次やりまして、利便性を高めていきたいというふうに思っております。

以上です。

2番(荒巻英樹君)

それから、あとやはり将来的に考えなきゃいけないのは通信販売、もちろんインターネットの販売も含めてだと思います。それで、今店頭には黒っぽい細長い冊子、冊子というか、あれ置かれていますよね。だから、それに各社の連絡先とか入っていますけども。ですから、そういったことで1枚にまとめた、例えば、ファクス1枚でそのまま送れるような、そういったのがあればお客様も御利用しやすいかなということをちょっと考えましたので、ぜひそういったことも御検討いただきたいと思えますし、ちょっとやはり今回出店いただいている企業さん、知り合いのところも二、三お尋ねしましたけども、現実には対面販売のほう、各それぞれの店舗ですね、対面店舗のほうはもちろん圧倒的だけれども、やはりインターネットを含むそういった通信販売、電話注文、ファクス注文、そういったのは間違いなくふえているという、現在の割合は別としてふえているというお答えでしたので、それをおいでメッセさんで請け負えるのか、その分は各社さんのほうにつなぐのか、その辺も含めて、やはりお客様に利便性を高める方法をいろいろと工夫していただければと思っておりますので、

よろしく願いいたします。

それからですね、済みません、店舗での販売の手数料、数字は別に結構なんですけど、その手数料分というのはそれはどこに行くのでしょうか。

柳川ブランド推進室長（椋島謙治君）

販売のほうは委託販売形式をとっておりますので、一定の率を掛けたものを受け取りますが、その収入につきましては運営をしております商店街のほうの収入に上げる予定でございます。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

多分そうかなと思ってお尋ねしました。きのうちょっと御説明ありました10,500千円の内訳等ですね、人件費等もお三方で6,300千円とかお聞きしておりましたけれども、その手数料がどうなるかは別としましても、その手数料は商店街振興組合のほうにということで理解いたしました。

次にちょっと、おいでメッセ柳川とは別でアンテナショップ、私も最初聞いたときにはアンテナショップというのは普通、市街だろうと勝手に思い込んでおりましたが、実際には東京も都内でアンテナショップいろいろとやっていたらっしゃいますし、まず、きのうも御答弁ありましたように市民の方に御理解いただいて、また広めていただくという方法、それは本当に非常に大切なことだと思います。

さらにあわせて、やはり市外での展開も私は非常に必要だと思っておりますけども、もちろん経費的な問題もありますし、なるべく経費をかけずに市外でのPR販売を行うべきだと考えますが、その辺について何かいろんなお考え等があればお知らせください。

柳川ブランド推進室長（椋島謙治君）

まず、市外への販売についてでございますけど、これはもちろんおいでメッセ柳川の売り上げ増にもつながりますし、柳川産品のPRにもなりますので、展示会とか物産展、それに商談会等もございますので、機会をとらえて積極的に向かい出たいというふうを考えております。また、納入業者さんの御意見や食品流通、店舗関係の専門家からもアドバイスをいただいて、現状を把握しながら市外への販売を検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

12月1日の新聞記事でも八女市さんのほうが11月26日、27日で福岡市役所の西口の広場、たしかこちらは場所代は必要ないというふうにお聞きしております。福岡市さんのほうが取られないと聞いております。2日間で2万5,000人という主催者発表ですけども、八女市さんのほうが茶のくに八女、奥八女の物産と観光展をなさっております。ですから、やはり福

岡都市圏の方は非常に大切なお客様ですので、福岡市役所さん、それとあと西鉄のほうもやはり西鉄グループとの関連があれば、天神等でもそういった催しが不可能ではありませんので、ぜひお金をかけずにやれるということをいろいろと御検討いただきたいと思います。

それから、きょうちょっと御提案させていただきたいのは、お客さんの数が物すごく多くて、先ほども売り場の市役所も西鉄の駅とかも売り場の場代といいますか、それ必要なくしてやれるというか、やれる可能性があるところですけども、もう1カ所売り場の賃料が全く要らずに販売できる場所がありまして、実は高速道路のサービスエリアですよね。千円高速がなくなって少しは利用者が減っているのかもしれませんが、サービスエリアはこの辺でいえばNEXC O西日本の子会社がまた委託して、ですから広川でしたら下りが風月さんとかに委託しておりますけれども、実際のやりとりはそういったところとやることになるみたいなんです。実際には、先ほど言いましたようにこちらからテントと商品を持っていけば場所の提供はやっていただけるわけですね。賃料というのは全く発生しないわけですね。ただ必要なのはもちろん販売の手数料だけということになりますけども、そういったことでやはり私としてはぜひ高速道路のサービスエリア、先ほど言いました広川サービスエリアでぜひ一度そういった催しを試みていただきたいと思っております。実際に販売員の方の人件費等の負担は発生いたしますけれども、何かそういったことでぜひ県、国の補助等を探していただいて、出店者さんの御負担がない形でぜひ御検討いただきたいと思いますが、その考えにつきまして、市長、御感想をお願いします。

市長（金子健次君）

12月3日に開業オープンという形で、今、売上額については3日の日は250千円ということ。いい数字ということで翌日も私、買い物に行きまして、ただ翌日は65千円くらい売り上げたということで、まだ期間が短いとあわせて、きのうも熊井議員のほうからの質問の中に、外向きに対してのやつがお話しを問われましたけども、今、椋島課長がお答えをしましたように、いろんな形でのイベントのときには行ってみたいという考えがあります。

そういうことで、緒についたばかりでございますので、私もいろんな、例えば、贈答品の場合に箱を用意するとか、幾つかの店舗のやつが集めたところで送られる、ほかの店と違ったような形で送られますので、そういうものとか包装紙とか、そういういろんな形をこれから検討していきたいということでございます。議員の広川町の出店についても、店頭の出店についても、いろいろ今後検討してもらいたいと、いかれるというふうに思っております。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

やはりサービスエリアですね、土日ですよ、土日・祝日ですが、やっぱり平日の3倍4倍が大体売り上げ、週末は平日の三、四倍あるそうで、やはり広川でもそういった企業単位ではそういった問い合わせというか、実際そういった試みというのはあっているそうです。で

すから、あとはその手数料の問題がありますけれど、手数料の問題と販売員の手配とありますけれども、とにかく TENT と物と販売員の方を用意できれば、そういった冷蔵庫とかは貸してくれるということなんですけども、とにかく場所代不要で柳川の特産品の PR ができますので、ぜひ一度試みというか、ぜひお問い合わせをいただいて、御検討いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、アンテナショップ関係は以上とさせていただきます、済みません、ちょっと1つだけ最後に。ご飯の大関、私もけさも食べてきました。ブランド推進協議会の会長が副市長ですかね、御感想をちょっとよかったら。

副市長（刈茅初支君）

私もご飯の大関は買っておりまして、あれはオクラですね、なかなか歯ごたえがあって非常に御飯の供になると。ひとり者でございまして、非常に助かっております。ぜひ皆様にも御購入いただきたいというふうに考えております。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。済みません、急に振りましたけれども。

琴奨菊関のというあれじゃないけど、相撲協会の許可も取られて、だれから見ても琴奨菊関ですよ。やはり柳川市民としてはどんどん PR すべきだと思いますので、ぜひ皆さんもお試してください。あと、まめマヨもですね、マヨネーズと思うとあれですけど、あくまでもドレッシングですので、生野菜には非常にいいんじゃないかなと思っております。

それでは、最後のまちづくりの点でお尋ねいたします。

柳川市の観光の中心地というのは、やはり沖端の水天宮かいいいだと思いますが、やはりまだまだ魅力を高めなきゃいけないというか、そういう余地があり過ぎるんじゃないかなと私は思っておりますけれども、さらに魅力ある観光ポイントにするための課題等をお尋ねいたします。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

荒巻議員の御質問にお答えいたします。

沖端水天宮周辺地区は、北原白秋生家や御花など多くの観光施設が集まっており、観光地として重要な地区であるとともに、掘割や水天宮などの歴史的な景観資源や沖端水天宮祭などの営みの景観資源もあるなど、市全体の景観づくりという観点からも良好な景観形成が求められている地区となっております。

また、本市では伝統美観保存条例などの考え方を踏まえ、景観の保全と創造により住環境の向上と地域産業の基盤をつくることなどを目的に、平成21年度から景観計画の策定作業を進めており、沖端水天宮周辺の地域は景観上重要な地域の一部と位置づけ、建物の色やデザインなどの規制により良好な町並みの景観を誘導したいと考えております。

しかし、最も重要なことは、地域にとって良好な景観を形成していくことの大切さなどに

ついて、地域住民の皆さんが意識を共有していただくことであり、さらにはこうした意識のもと、敷地内の緑化を進めたり、建物の外観を整えたりといった住民の皆様や事業者の方々の取り組みが、地域全体として良好な景観の形成につながっていくものと考えております。このため景観計画策定後は、計画による規制とあわせて良好な景観に対する意識を醸成するため、積極的に啓発を図っていくことを検討いたしております。

さらに市民や行政の景観形成の取り組みを進めていく中で修景助成などの制度を含め、今後、有効な手段について調査及び研究を行いたいと考えております。

こうした取り組みを通しまして、地域の魅力を向上させてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

2番（荒巻英樹君）

良好な景観を目指したいということでございます。景観計画いろいろと今ですね、お考えというふうにお聞きしておりますけれども、私、以前から気にはなっていないながら触れていなかったんですが、ある程度やはり沖端地区ですね、とにかく先ほど言いましたように、調和がやはりとれていないというのは残念ながら実情だと思いますけども、本気で観光客の方をふやそうと思うのであれば、やっぱり一定の決まり事というか、そういったものは必要だと思うんですが、今、国内で重要伝統的建造物群保存地区、いわゆる伝建地区が93の地域で選定されておりますけども、私は沖端地区こそまさにぴったりの場所だと思っております。ほかの伝建地区、私でもやっぱり十何カ所は足を運んでおりますが、決して劣らない地区だと思いますが、沖端地区をその伝建地区に、私自身はそういう方向性を推進すべきだという立場でどうなのか、お尋ねいたします。

生涯学習課長（石橋正次君）

荒巻議員の、沖端水天宮がいわいについて伝統的建造物群保存地区に指定はできないのかという御質問でございます。

伝統的建造物群保存地区につきましては、城下町や宿場町、それから門前町など歴史的な集落、町並みの保存を図るための制度でございます。市が指定した地区を国が重要伝統的建造物群保存地区に選定をしまして、財政的な支援を受けることになります。

現在、県内では八女市の八女福島や黒木朝倉市の秋月、浮羽市の筑後吉井など城下町や商家が連続した町並みが指定をされているところでございます。

内容を一部御紹介いたしますと、八女福島は約1.3キロメートルの中に所有者の同意を得た203棟の伝統的建造物があり、今、秋月につきましては58.6ヘクタールの中に103棟の伝統的建造物があります。

本市、沖端水天宮周辺につきましては、この対象となる伝統的建造物が数点点在をしていると申しますが、それだけでございますので、残念ながらこういった分の指定には現在のと

ころ至らないということで判断をしているところでございます。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

一応文化庁の資料も読ませていただきましたけれども、今、生涯学習の課長からは対象じゃないというお答えですけれども、実際指定されたところを見ると、後からいろいろと指定された後に昔風に改修されているというところも多々私は目にしておりますが、これ、こちらで判断別にしないでいいんじゃないかなと思うんですが、申請してダメならちょっとあれですけど、やはり市で定めれるわけですよね。そして、ただ最終的な判断は文科省ということですかね。ですから、取り組みはぜひやっていただきたいと思うんですけども、それに取組むことに関して非常に何かネックになるものがございますか、その財政的なものも含めて。

生涯学習課長（石橋正次君）

ただいま荒巻議員のほうからおっしゃられましたとおり、伝統的建造物群の保存地区につきましては市のほうで指定することは可能でございます。

ただし、この指定につきましては本市の柳川市文化財保護条例というのを制定しておりますけれども、この第38条において指定をすることは可能でございます。

ただし、この指定をいたしまして県並びに文科省のほうに、国のほうに届け出るわけでございますけれども、国がこれを認める場合は、ある程度のやっぱり一定の基準、非常に大きな建造物群が、ある程度の建造物群が必要になるということになります。

それで、仮に市だけが指定をして国が指定をしなかったという状態になった場合、財政的な部分も含めて、国県等の財政的な補助という部分も得ることができませんので、そういった分では市が指定したその後じゃあどうするのかといった課題等も出てくるのではないかと、いうふうに考えているところでございます。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ちょっと私、済みません、よく理解できなかったんですが。だから、その申請、おっしゃったように、沖端地区ですね、水天宮地区が連なっていないにしても建造物群が複数はあるということですよね。拡大解釈すれば建造物群ということにはなると思うんですが、それで市で定めることができ、文科省に申請することに対して財政的な何か負担等があるんでしょうか。特になければ、ぜひトライはすべきだと思ってお尋ねをしておるんですが、いかがでしょうか。

生涯学習課長（石橋正次君）

市として指定することは可能でございますけれども、指定をする際はある程度、国県との協議をした上でそういった国県の基準、国の基準をある程度こちらのほうで協議の中で国の指定が裏つけられるような状態のもとでない、なかなか市が単独で指定するということは

現実的には不可能ではないかというふうに考えているところでございます。

2番（荒巻英樹君）

ということであれば、もちろんいきなり申請じゃなくて、ある程度そういった相談して、その可能性の有無も含めて事前に御相談するということはできるわけですよね。ということでしたら、ぜひ私としては観光客をお迎え、ですから、よりよい環境の整備のためにはやはり必要なことだと思っておりますけれども、いかがでしょうか。というか、そしたらもうその辺でいかがですかね。市長。

市長（金子健次君）

石橋課長がやりとりを聞いていましたけど、福岡県に対してそういう関係の課、また、国については、見込みがあるということは、恐らくその群になることによって規制を受けているんな形の建物の構造とかいろんな形の助成をしなければならないという形で、単費で継ぎ足しだけでできるのかという懸念をしております、そういうことでの答弁だったと思います。今の御意見等につきましては、また教育委員会と福岡県と十分協議してまいりたいと思います。

2番（荒巻英樹君）

繰り返しになりますが、沖端地区はその最重要伝統的建造物保存地区に値すると私は思っておりますので、ぜひ、それ最終的に国のほうからだめだと言われたらもうそれは仕方ないというか、それはもうあきらめつきますけども、ぜひトライ、チャレンジはしていただきたいと思います。その分やはり住民の方々にある程度御協力いただく点はあるかと思いますが、柳川へお越しになる方、柳川にやはりいやしを求めてお見えになるんだと思っております。ですから、ぜひそういった方が本当に柳川に来てよかったなと思える環境づくりに、ぜひ御尽力いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、最後に相撲ですね、まさに大相撲九州場所が先日終わったばかりですけれども、ぜひ相撲を通したまちづくりをやっていただきたいと思っております。

雲竜少年相撲大会の件で、参加者数とかちょっとお尋ねするようになっておりましたが、ちょっとその件に関しましてはまた改めたいと思っております。

それで、柳川市第十代横綱雲竜関の出身地ということとあわせて、今、大関琴奨菊関でいるんなところで、市長も市内市外、県外、日本じゅうでごあいさつするときは必ず琴奨菊関のことはおっしゃっていただいていると思っておりますけれども、非常にそうやって繰り返し言うことは本当に必要なことだと思っておりますけれども、さらにこの時期を、今が旬ですので、ぜひ相撲を通したまちづくりをやっていただきたいと思っております。ぜひですね、具体的には社会人、大学、そういったところの相撲の合宿ですか、そういったところの誘致もぜひやっていただきたいと思っておりますし、これですね、市の観光まちづくり推進委員会でもちょっと申し上げましたが、やはり今、柳川市が本当に相撲で名前が通っていますし、ぜひ1つの



部署としてお相撲を通したまちづくりの部署を立ち上げて、先ほど言いました合宿の誘致とか雲竜相撲大会をやっていただきたいと思っております。

具体的には、お相撲課というセクションを設けて、ぜひ相撲を通したまちづくり、まちおこしをやっていただきたいと思うところですが、最後に済みません、市長そのことに関してお願いします。（「議長、時間は守ってくださいよ」と呼ぶ者あり）

議長（古賀澄雄君）

じゃ、一言で言ってください。

市長（金子健次君）

時間が参りましたけど、大関につきましては11勝4敗という形で好成績を九州場所残してくれました。いろんな形で全国からの柳川出身の皆さんが、メールやお手紙をいただいて喜んでおられます。これを機に、いろんなことで今大関の紹介もありましたけども、御飯の供みたいなのやつもありましたけど、お酒もできましたし、どんぶりができましたし、いろんなやつがこれからできると思います。そういう経済効果が非常にあると思いますし、先般12月3日の日、長谷健のとうふ忌がありまして、そのとき横を川下りのほうを見ていましたら、結構多くて川上りも逆にあっていましたので、大変こううれしく思っていたところでもございます。そういう意味では今度まちづくりにつきましても、大関の誕生と同時に将来横綱を目指してもらいたいという気持ちもありまして、いろんなことで大関誕生についてはいろんな形でこれからですね、相撲課という課はできないと思いますけども、いろんな形でやってみたいと思います。

以上です。

議長（古賀澄雄君）

これもちまして、荒巻英樹議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。一般質問は7日までの3日間といたしておりましたが、本日をもって一般質問すべてが終了いたしましたので、あす7日は休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、あす7日は休会とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の日程すべてを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後0時15分 散会

## 柳川市議会第4回定例会会議録

平成23年12月15日柳川市議会議場に第4回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

### 1. 出席議員

1番	三小田 一 美	2番	荒 卷 英 樹
4番	白 谷 義 隆	5番	梅 崎 昭 彦
6番	近 藤 末 治	7番	佐々木 創 主
8番	河 村 好 浩	9番	荒 木 憲
10番	高 田 千壽輝	11番	諸 藤 哲 男
12番	太 田 武 文	13番	吉 田 勝 也
14番	山 田 奉 文	15番	矢ヶ部 広 巳
16番	緒 方 寿 光	17番	浦 博 宣
18番	藤 丸 正 勝	19番	田 中 雅 美
20番	島 添 勝	21番	樽 見 哲 也
22番	伊 藤 法 博	23番	梅 崎 和 弘
24番	古 賀 澄 雄		

### 2. 欠席議員

3番 熊 井 三千代

### 3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	刈	茅	初	支
教	育	北	川		満
総	務	大	坪	正	明
会	計	藤	木		明
市	民	田	島	稔	大
保	健	山	田	明	寛
建	設	野	田		彰
産	業	横	山	英	真
教	育	高	田		厚
消	防	古	賀	輝	昭
人	事	樽	見	孝	則
総	務	稲	又	義	輝
企	画	橋	本	祐	二 郎
財	政	石	橋	真	剛
税	務	山	田	敏	昭
健	康	高	巢	雄	三
福	祉	高	田	淳	治
学	校	高	崎	祐	二
生	涯	石	橋	正	次
建	設	中	村	敬	二 郎
農	政	成	清	博	茂
水	路	安	藤	和	彦

### 4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	川	口	敬	司
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	池
						末	勇	人	

### 5 . 議事日程

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 各委員長報告について

1 . 総務委員長報告について

議案第53号 平成23年度柳川市一般会計補正予算（第4号）について

議案第59号 柳川市税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第65号 筑後地域消防通信指令事務協議会規約の制定に関する協議について

請願第6号 国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める請願書

2. 産業経済委員長報告について

議案第62号 柳川市企業立地等促進条例の一部を改正する条例の制定について

3. 建設委員長報告について

議案第56号 平成23年度柳川市水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第63号 和解及び損害賠償額の決定について

4. 教育民生委員長報告について

議案第54号 平成23年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第55号 平成23年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

議案第64号 柳川市民会館の指定管理者の指定について

日程（3） 議案第68号 国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める意見書について

午前10時 開議

議長（古賀澄雄君）

皆さんおはようございます。本日の出席議員23名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（古賀澄雄君）

日程1. 議会運営委員長報告について。

本日の日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（荒木 憲君）（登壇）

皆さんおはようございます。平成23年第4回柳川市議会定例会最終日の日程等について、昨日、14日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

日程2が、各委員長報告についてであります。各委員長の報告を受け、その後、報告に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることにいたしております。再開後、各委員長報告ごとに質疑、討論、採決といたしております。

日程3が、議員提出の議案第68号の上程であります。提案理由の説明後、本案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることにいたしております。再開いたしまして、質疑終了後、即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げ、終わります。

議長（古賀澄雄君）

本日の日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本日の日程につきましては、議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

#### 日程第2 各委員長報告について

議長（古賀澄雄君）

日程2．各委員長報告について。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長（佐々木創主君）（登壇）

おはようございます。総務常任委員会の審査結果を御報告いたします。

11月29日の本会議において当委員会に付託を受けた請願1件並びに12月1日の本会議において当委員会に付託を受けた議案3件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりでございます。

#### 4 結果

##### (1) 議案第53号 原案可決

本案は、平成23年度柳川市一般会計補正予算（第4号）についてであります。

補正前の予算額「279億3,075万7千円」に「12億6,445万7千円」を追加し、歳入歳出それぞれ「291億9,521万4千円」としようとするものであります。

審査の過程において、農業振興費の経営安定化交付金、生活保護費では保護世帯の年齢層、学童保育事業ではこれまでの経過、空き教室の活用、雑入の宝くじ交付金では福岡県市町村振興協会の基金残高、商工費の消費者行政活性化基金事業費等について質疑

がありました。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

(2)議案第59号 原案可決

本案は、柳川市税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

平成23年6月に公布された「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

(3)議案第65号 原案可決

本案は、筑後地域消防通信指令事務協議会規約の制定に関する協議についてであります。

広域連携により効果的な消防サービスを実現するため、消防通信指令事務の広域共同化を図る筑後地域消防通信指令事務協議会を平成24年4月1日から設置するに当たり、当該協議会規約を制定しようとするものであります。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

(4)請願第6号 採 択

本件は、国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める請願書についてであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成多数で採択することに決定いたしました。

以上で終わります。

議長（古賀澄雄君）

以上で総務委員長の報告は終わりました。

次に、産業経済委員長の報告を求めます。

産業経済委員長（太田武文君）（登壇）

皆さんおはようございます。議長の命を受けましたので、産業経済常任委員会の審査結果を御報告いたします。

12月1日の本会議において当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりでありますので、省略いたします。

4 結果

(1)議案第62号 原案可決

本案は、柳川市企業立地等促進条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案につきましては、対象事業の見直しや固定資産税の課税免除期間の延長などについて、執行部からの説明を受けた後、審査に入り、今回の条例改正の必要性や申請した企業に対する奨励措置の決定方法などの意見が出されました。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定致しました。

以上で産業経済常任委員会の報告を終わります。

議長（古賀澄雄君）

以上で産業経済委員長の報告は終わりました。

次に、建設委員長の報告を求めます。

建設委員長（河村好浩君）（登壇）

皆様おはようございます。議長の許可を得ましたので、建設常任委員会の報告を申し上げます。

12月1日の本会議において付託を受けた議案2件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により、下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠、2、執行部出席者、3、案件につきましては記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

4 結果

(1)議案第56号 原案可決

本案は、平成23年度柳川市水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

人事異動等に伴う人件費の減額補正であり、審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

(2)議案第63号 原案可決

本案は、和解及び損害賠償額の決定についてであります。

柳川市道における歩行者の転落事故に係る和解及び損害賠償額の決定であり、委員より市道の安全管理に対する意見及び要望がありました。審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

以上、建設常任委員会の報告を終わります。

議長（古賀澄雄君）

以上で建設委員長の報告は終わりました。

次に、教育民生委員長の報告を求めます。

教育民生委員長（高田千壽輝君）（登壇）

教育民生常任委員会の審査結果を御報告いたします。

12月1日の本会議において当委員会に付託を受けた議案3件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりでありますので、省略いたします。

#### 4 結果

##### (1)議案第54号 原案可決

本案は、平成23年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。職員の人事異動等に伴い人件費の不足が見込まれるため、必要な額を補正するものであり、審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定致しました。

##### (2)議案第55号 原案可決

本案は、平成23年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。職員の人事異動等に伴い人件費の不足が見込まれるため、必要な額を補正するものであり、審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定致しました。

##### (3)議案第64号 原案可決

本案は、柳川市民会館の指定管理者の指定についてであります。今年度末で指定期間が満了するため、新年度からの指定管理者を選定したものであり、審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定致しました。

以上で教育民生常任委員会の報告を終わります。

議長（古賀澄雄君）

以上で教育民生委員長の報告は終わりました。

各委員長報告が終了いたしましたので、ここで暫時休憩いたします。

午前10時13分 休憩

午前10時15分 再開

議長（古賀澄雄君）



休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に行われました各委員長報告に対する質疑を各報告ごとに行います。

まず、総務委員長報告について、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第53号 平成23年度柳川市一般会計補正予算（第4号）について、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第59号 柳川市税条例等の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第65号 筑後地域消防通信指令事務協議会規約の制定に関する協議については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。請願第6号 国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める請願書

については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本請願は、総務委員長報告どおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本請願は総務委員長報告どおり採択することに決定いたしました。

次に、産業経済委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第62号 柳川市企業立地等促進条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、産業経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、建設委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第56号 平成23年度柳川市水道事業会計補正予算（第1号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

異議なしと認め、採決いたします。

本案は、建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第63号 和解及び損害賠償額の決定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、教育民生委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第54号 平成23年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第55号 平成23年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第64号 柳川市民会館の指定管理者の指定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 議案第68号

議長（古賀澄雄君）

日程3 議案第68号 国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める意見書についてを上程いたします。

議案を朗読させます。

議会事務局長（川口敬司君）

〔朗読省略〕

議長（古賀澄雄君）

提出者の提案理由の説明を求めます。

7番（佐々木創主君）（登壇）

議案第68号 国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、現在、国が進めている地域主権改革によって、国民の利便性や権利保障の後退を招かないよう地方に犠牲を強いる地域主権改革は行わないこと及び行政サービスの低下を招く国の地方出先機関を統廃合しないことを求めて意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、御賛同の上、速やかに御決定いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（古賀澄雄君）

提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑通告、考案時間のため、暫時休憩をいたします。

午前10時24分 休憩

午前10時29分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第68号 国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める意見書については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は、原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は、原案どおり可決されました。

これをもちまして、平成23年第4回柳川市議会定例会を閉会いたします。

午前10時31分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 古賀澄雄

柳川市議会議員 近藤末治

柳川市議会議員 藤丸正勝